

長浜市地域経営改革会議（令和５年度第１回）次第

日時：令和５年８月１８日（金）１４：００～

会場：長浜市役所本庁３階 特別会議室

１ 開 会

２ 自己紹介

３ 正副委員長選出

４ 議 事

（１）長浜市の行財政運営の取組概要について

①財政計画

②公共施設等総合管理計画

③定員管理基本方針

（２）長浜市業務変革の取組について

５ その他

６ 閉 会

配付資料

委員・事務局名簿

【資料１】長浜市の行財政運営の取組方針

【資料２】長浜市財政計画

【資料３】長浜市公共施設等総合管理計画

【資料４】長浜市定員管理基本方針

【資料５】長浜市業務変革の取組

【参考】長浜市地域経営改革会議規則

【参考】附属機関の会議の公開等に関する要綱

長浜市地域経営改革会議委員名簿

〔任期：令和5年7月1日～令和7年6月30日〕

区分	分類	氏 名（敬称略）	職 名 等
1 学識経験を有する者	大学教授	横山 幸司	国立大学法人滋賀大学 経済学部 教授 社会連携センター長
2 学識経験を有する者	大学教授	鵜飼 修	滋賀県立大学 地域共生センター 教授
3 学識経験を有する者	大学教授	壬生 裕子	同志社大学政策学部 嘱託講師 京都地方自治総合研究所 研究員
4 その他市長が必要と認める者	地元金融機関	田邊 勇次	長浜信用金庫 理事
5 その他市長が必要と認める者	企業経営者	蒲生 仙治	日本ソフト開発株式会社 代表取締役
6 その他市長が必要と認める者	企業経営者	松宮 誠也	公認会計士・税理士 松宮税理士社会保険労務士事務所 代表 教育委員
7 学識経験を有する者	経済団体の代表者	宮川 伸子	長浜ビジネスサポート協議会事業推進員
8 その他市長が必要と認める者	市民活動実践者	堀江 昌史	イカハッチンプロダクション、丘峰喫茶店 出版社能美舎 代表
9 その他市長が必要と認める者	市民活動実践者	山内 美和子	高時地区地域づくり協議会活力プランナー

（敬称略、順不同）

■事務局・説明者名簿

部名	課名	役職	氏名
未来創造部	—	部長	中嶋 克之
	—	次長	森 宏志
	政策デザイン課	課長	柴田 拓也
		課長代理	服部 泰治
		副参事・係長	山崎 悠司
総務部	—	管理監・人事課長	伊吹 定浩
	財政課	課長	河瀬 恵子
	財政課財産活用政策室	室長	中村 哲夫
未来創造部 デジタル行政推進局	デジタル行政推進課	課長	横田 一輝

長浜市総合計画第 3 期基本計画「行財政運営・行政改革の推進」

(1) 行政経営改革の基本的な考え方

① 行政経営改革の位置付け

人口減少社会において、限られた経営資源でサービスの質と地域活力の維持・向上を図るためには、地域が抱えるさまざまな課題に対して市民をはじめ自治会や地域づくり協議会、市民活動団体・企業等のさまざまな主体と行政とが協働・連携し、それぞれの特性や強みを生かしながら課題を解決していく活力あるまちづくりを進め、持続可能な地域経営を市民とともに行う必要があります。行政経営改革は「長浜市基本構想」に掲げる、めざすまちの姿「新たな感性を生かし みんなで未来を創るまち 長浜」を行政運営の面から進めるために必要となる、効果的・効率的な組織運営、職員の意識改革や能力の向上、市民をはじめとする多様な主体との協働・連携、健全な財政運営の確立などを目的に行います。

② 前提となる経営資源：令和 8 年度

定員管理基本方針、公共施設等総合管理計画、財政計画に定められた、経営資源（職員・施設・予算）を前提として、行政経営改革に取り組みます。

※各個別計画の改定時期が総合計画基本計画と異なるため、改定があった場合には、各個別計画に記載された経営資源を目標として取り組みます。

・職員数（一般行政職）	763 人 ※令和 6 年度時点	<定員管理基本方針>
・公共建築物の延床面積	64.3 万㎡ ※令和 6 年時点	<公共施設等総合管理計画>
・普通会計予算規模	507 億円	<財政計画>

③ 行政経営改革の目標

I 行政経営改革の目標

限られた経営資源（職員、施設、予算、時間、情報）を最大限活用することにより、生産性・地域力・経営力を向上させ、質の高いサービスを提供することで、「長浜市基本構想」に掲げるめざすまちの姿「新たな感性を生かし みんなで未来を創るまち 長浜」の実現を行政運営の面から支えます。

II 財政健全化指標

目標を達成するための健全な財政運営の目安として、次の財政計画(令和 8 年度時点)に定める 4 つを財政健全化指標とし、管理していきます。

項目		指標	単位	現状値（直近）		目標値
				年度	数値	R8 年度
1	財政規模の適正化	当初予算の規模	億円	4	516	507
2	財政の硬直化の回避	経常収支比率	%	3	89	95%以下
3	適切な資産管理	市民一人当たり 有形固定資産額残高	万円	2	186	167 万円以下
4	将来負担額の削減	地方債残高	億円	3	448	458

④ 改革の方針

行政経営改革の目標の実現に向けて、市職員は、市民からの信託を受けた全体の奉仕者であることを強く自覚し、次の３つの改革の方針に基づき行政改革に取り組みます。

（改革の方針１） サービスの「質」と「効率性」を改善し 生産性を上げます

これまでは、施設の規模やサービスの量が重視されてきましたが、財政規模や人員、施設が制約される中では、コストを削減しつつも施設機能やサービスの維持・向上を図るサービスの質と効率性が重視されます。

コストの削減とサービスの維持・向上を同時に図るため、各部局に行政トランスフォーメーション推進本部（GX 推進本部）を設置し、部局マネジメントの中で現場の個別・具体的な課題に対し、デジタル技術の活用や民間活力の導入等の業務変革に取り組むことにより、サービスの質と効率性を常に改善し、生産性を上げます。

（改革の方針２） 市民との協働・連携を推進し 地域力を上げます

これまでは、市民まちづくりセンターやスポーツ・歴史文化施設など、地域の方々に身近で親しまれている公共施設の管理については、市民のニーズにより効果的、効率的に対応するため、地域づくり協議会をはじめとする民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の削減を図ることを目的に、指定管理者制度の導入を中心とした市民との協働を進めてきました。

これからは、市民協働を地域経済の活性化や地域雇用の創出の観点からも、公共施設整備、公共サービスの提供、公有財産を活用した公共性の高い事業など幅広い分野で進めるとともに、市民をはじめ自治会や地域づくり協議会、市民活動団体・企業等のさまざまな主体がそれぞれの特性や強みを生かすことができる活力ある地域づくりを進めることにより、市民と行政との協働・連携を推進し、地域力を上げます。

（改革の方針３） 比較可能な公会計を活用し 経営力を上げます

比較可能な公会計が整備されたことにより、財政の見える化、財務分析の実施、減価償却費等のフルコストの把握等が可能となりました。今後は、市民に行政運営の情報を正確

にわかりやすく公表するとともに公会計で得られたデータを基に、公共施設の計画的な更新の立案等、公会計の活用に向けた取組を更に推進していきます。

(2)行政経営改革の推進方策

① 改革の推進項目

改革の方針に基づき推進項目を定め、行政経営改革に取り組みます。

(改革の方針1) サービスの「質」と「効率性」を改善し 生産性を上げます 【推進項目】

1. 質と効率性を重視したサービスの提供

限られた経営資源の中で、高度化複雑化する市民ニーズや社会課題に対応するため、各部局に行政トランスフォーメーション推進本部（GX 推進本部）を設置し、部局マネジメントの中で現場の個別・具体的な課題に対し、「デジタル化」や「民間活力の導入」等による業務変革をスピーディーに進めます。

また、新規事業については、サービスの受益者と成果、開始から終了に至るトータルコストを明確にし、行政関与の必要性、受益と負担の公平性を精査したうえで、市民ニーズの実現や地域課題の解決に効果的でない既存事業は廃止を含めた見直しを図り、類似の事務事業の整理・統合を常に検討する「スクラップ・アンド・ビルド」を進めます。

さらに、市民にとってより便利でわかりやすい行政を実現するため、デジタル技術の積極的な活用等により、市民の利便性・快適性を高め、一層のサービスの質的向上と業務の効率化を推進します。

2. 行政課題に対応できる組織機構の整備

定年引上げや職員の年齢構成の偏りを考慮しながら、サービスの質を維持・向上させ、市民ニーズや新たな行政課題に迅速に対応できるよう、係を基礎として組織の統率力を高めるとともに、簡素で柔軟性、機動性のある組織づくりを進めます。

3. 内部統制の整備・運用とコンプライアンスの徹底

業務上のリスクを低減させるため、法令や所定の基準、方針、手続き等に基づいて、業務が健全かつ効率的に運営されるよう内部統制を整備・運用し、コンプライアンスの徹底を図ります。

4. 職員の意欲や能力を高める人材育成の推進

長浜市人材育成基本方針に掲げる、「採用」「配置」「育成」「評価」が一体となった

人材マネジメントを推進し、職員の意欲と能力向上による組織の活性化を図ります。

また、女性や若手の活躍を推進するとともに、ハラスメントのない勤務環境の確保に努め、すべての職員が意欲と誇りを持って働ける職場づくりをすすめます。

(改革の方針2) 市民との協働・連携を推進し 地域力を上げます

【推進項目】

1. PPP（官民パートナーシップ）の積極的推進

長浜市官民パートナーシップ推進基本方針(以下「PPP 基本方針」)に基づき、民間が持つノウハウや専門知識、ネットワークなどを活用して、民間と市が適切な役割分担に基づいて公共領域を創造し、公共サービスの充実と効率化を図るため、市民協働事業を積極的に推進します。

2. 公共施設の整備・運営への民間資金・能力の積極的活用

官民が連携して公共サービスの提供を行う代表的な手法である PFI（Private Finance Initiative：プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）などにより、公共施設整備における民間資金の活用を図るとともに、施設の維持管理、運営等に民間の経営能力や技術的能力を活用した効果的・効率的な施設サービスの提供を図ります。

3. 市民協働を推進する場づくりと支援体制の整備

市民協働のまちづくりの総合的な支援を行うとともに、市民まちづくりセンターや地域の公共施設等を活用して市民協働のまちづくりを推進する活動を行う場づくりを支援します。

また、市民活動の立ち上げや団体が安定して継続的に活動できるよう運営面での支援をはじめ、地域の課題とそれを解決する手段や資源を有する団体・企業、行政との橋渡しなど、多様な主体とのつながりや情報の提供、調整等を行う中間支援機能を整備します。

4. 地域の創意と工夫が生かされる交付金制度と協働型事業の推進

地域の創意と工夫が生かされるよう、地域づくり協議会に対する交付金制度の見直しを検討します。

また、費用対効果、地域経済の活性化、地域雇用創出の観点から、民間の先駆性、機動性、独創性、柔軟性などの特徴を生かしながらさまざまな公益的事業を行えるよう協働型事業を拡充するとともに、事業の評価を行います。

5. 積極的な情報公開の推進と効果的な市政情報の広報

公共サービスへの民間参入を促すため、PPP 基本方針や有効活用したい公有財産の情報など、市民協働を促す情報を積極的に広報します。

また、行政情報のオープンデータ化を推進し、官民の情報共有、さらには行政が提供した情報による民間サービスの創出を促進します。さらに、行政改革の取組が行政内部の効率化に向けた取組だけで終わることのないように SNS 等のデジタルツールを活用しながら本市の課題を市民と共有し、ともに考えることで地域課題の解決を促進します。

(改革の方針3) 比較可能な公会計を活用し 経営力を上げます

【推進項目】

1. 財政の透明性・予見可能性の向上と検証性の確保

公共事業の施行状況について、予算額、契約済額および支出済額を四半期毎に公表するほか、一般行政経費等の決算状況の開示の充実を図ります。

また、統一的な基準による公会計が整備されたことにより、経営状況について、他の地方公共団体や時系列での比較が可能となったため、財政や公共施設等のマネジメントに活用し、行政評価の検討を進めます。

公営企業については、各企業における経営戦略に基づく、経営の自立化、健全化を進めます。

2. 公共施設の利活用と機能の確保

公共施設については、公共施設等総合管理計画に基づき、「未来の長浜市民に、よりよきものを引き継ぐ」ことを基本理念として、公共建築物の適正配置、質の向上、更新費用・管理運営費の財源確保、インフラ資産の更新費用の縮減と平準化、長寿命化、投資額の確保により、総合的かつ計画的に管理し、施設機能の確保と効果的な運営を行います。

また、他市町に比べて多くある公共施設については、民間への売却や貸付、譲渡による利活用を積極的に推進し、民間活力による地域活性化を図ります。

人口減少、少子高齢化の進展による施設利用者と施設との需要と供給のバランスの変化に対しては、交通手段の確保等よりハード整備に頼らない施設サービスの維持・向上を図ります。

3. 税源かん養と歳入確保の推進

持続可能な地域経営の視点から、歳入の根幹である市税収入の安定と増強を図るため、新規創業支援等による産業の発展、地域経済の活性化、企業誘致等による雇用の創出、子育て支援、若い人たちが定住できる住環境の整備等、政策的な税源か

ん養に取り組めます。

また、歳入確保や市民負担の公平性を図るため、市税等の債権回収対策の強化を図るとともに、施設使用料、サービス利用料等については、利用率の向上による収支改善や施設維持管理コストの縮減等を前提に、受益と負担の適正化を図ります。

4. 地方債残高の削減と負担金・補助金等の歳出の見直し

将来世代の負担を軽減するため、地方債残高を増やさないこととし、計画的な繰上償還の実施により、公債費負担の軽減と地方債残高の縮小を図ります。

また、負担金・補助金等の歳出については、急激に変化する社会経済状況の中で、支出の根拠、必要性、公平性、費用対効果などを絶えず検証し、見直しを進めます。

5. 出資法人と広域行政の役割の見直し

出資法人の経営については、市の行政機能の補完、代替等を目的に設立された経緯をふまえたうえで、公的関与の適正化を図るため、役職員の派遣、財政支援、出資比率などの見直しを行うとともに、経営破たんの回避の観点から経営状況をチェックし、健全化を促進します。

また、広域の行政連携を推進し、現在の一部事務組合などの組織および運営形態について、長期的な視点に立って検討するとともに、事務の効率化とサービスの向上を図るため、隣接に限らない市・町や県、公的機関、NPO などといった非営利組織との連携による事務の共同処理やサービスの提供についても検討を行います。

② 推進体制と進行管理

これらの改革は、市長を本部長とした「行政改革推進本部・デジタル行政推進本部会議」を中心に各部局が連携して取り組むとともに、毎年度、評価を行い効果的な推進を図ります。

各部局に「行政トランスフォーメーション推進本部」を設置し、部局長を本部長として、部局マネジメントの中で社会変革が急速に進む中でスピーディーに検討、決定、実行ができる体制とします。

また、市の行政経営改革については、取組内容や進行状況をさまざまな媒体を通じて広報し、行政経営の透明化に努めるとともに、市議会はもとより、市民や有識者で構成する外部会議等に業務改善の取組の進捗状況や実績、評価を可視化できる形で示し、意見を聞きながら、着実に推進していきます。

財政計画（令和6年度～令和15年度）の概要

令和5年8月
長 浜 市

課題・見直しの背景

- 本市の課題
 - ①財政の硬直化の進展
 - ②老朽化する公共施設・インフラ資産の適正管理
 - ③限られた資源・資産を有効に活用した将来への備え
- 現行の計画策定時には見込んでいなかった社会保障費の増大や施設の老朽化に伴う維持・保全、公営企業や一部事務組合の施設整備に対する負担等の歳出需要の増加により現計画との乖離が大幅に生じる見通しです。

今後の財政運営の方針

【基本方針】 未来の長浜市民に、よりよきものを引き継ぐ

- 人口減少と少子高齢化が加速する中、本市を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、地方税収入をはじめとする歳入の予測と歳出の見通しを長期的視点から検討し、限られた財源の効果的な運用を図り、もって「持続可能な行政経営が行える財政構造の確立」を目指します。

財政運営の目標

- 基本方針に沿った財政運営を進めていくため、次のとおり基本目標を設定します。

目標の項目と指標		目標値	基準値
①財政の硬直化の回避	経常収支比率	95.0%以下	89.0% (R3決算)
②適切な資産管理	市民一人当たり有形固定資産額残高	165万円以下	184万円 (R3決算)
③将来負担額の削減	地方債残高	360億円以下	419億円 (R4見込)
	基金残高	170億円以上	369億円 (R4見込)

【目標達成に向けた取組】

- ①人件費の抑制
- ②物件費の抑制
- ③補助費等の抑制
- ④公共施設等の総量縮減・長寿命化
- ⑤投資的経費の適正化・平準化
- ⑥地方債の繰上償還
- ⑦基金の活用

※①～⑦の取組のほか、様々な観点から歳入確保の取組を進めます。

歳入・歳出の計画

- 基本目標及び目標達成に向けた取組を踏まえた今後10年間の歳入・歳出の計画を作成しました。

予定貸借対照表
(令和16年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	201,508	固定負債	41,160
有形固定資産	162,774	流動負債	4,219
事業用資産	103,798	負債合計	45,379
インフラ資産	57,573	【純資産の部】	
物品	1,403	固定資産等形成分	204,158
無形固定資産	72	余剰分（不足分）	△ 42,878
投資その他の資産	38,662	純資産合計	161,280
流動資産	5,151	負債及び純資産合計	206,659
資産合計	206,659		

- 進捗状況については、毎年度、当初予算の編成や地方財政状況調査等を通じて把握・公表します。

財 政 計 画

（令和 6 年度～令和 1 5 年度）

令和 5 年 8 月

長 浜 市

《 目 次 》

1	財政計画とは	P	1
2	課題・背景	P	1
	(1) 本市の課題	P	1
	(2) 見直しの背景	P	2
3	今後の財政収支見通し	P	3
	(1) 将来推計の前提条件	P	3
	(2) 将来推計の結果	P	5
4	今後の財政運営の方針	P	6
	(1) 基本方針	P	6
	(2) 計画の期間	P	6
5	財政運営の目標	P	6
	(1) 基本目標	P	6
	(2) 目標達成に向けた取組	P	7
6	歳入・歳出の計画	P	9
	(1) 歳入・歳出の計画	P	9
	(2) 予定貸借対照表	P	10
7	基本目標の検証と公表、計画の見直し	P	10
【参考】附属資料			
1	人口構成の推移	P	11
2	歳入の推移	P	11
3	歳出の推移	P	12
4	経常収支比率の推移	P	12
5	地方債残高の推移	P	13
6	基金残高の推移	P	13

注1 表示単位未満の端数処理の関係で、積み上げと合計が一致しない場合があります。

注2 特に注意書きがない限り、令和3年度までの数値は実績値を、令和4年度及び令和5年度の数値は見込値を、令和6年度以降の数値は推計値を用いています。

1 財政計画とは

財政計画は、本市が将来にわたって真に必要な行政サービスを提供する上で必要不可欠な健全財政を実現するため、中長期的な財政収支の見通しを立て、将来の財政運営の健全性を確保するための方策（目標等）を明らかにするために策定するものです。

2 課題・背景

(1) 本市の課題

今後の財政運営の課題は、人口減少と少子高齢化が加速する中、本市を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、10年先においても安定的な財政運営が維持できる財政構造の確立と、公共施設等の更新や長寿命化に向けた財源確保であり、これらの課題に対応する「将来に過大な負担を残さない」取組が必要となります。

① 財政の硬直化の進展

人口減少と少子高齢化が加速度的に進展する中、社会情勢を踏まえた歳入の捕捉と歳出需要を推計しながら、10年先を見据えた適切な財政構造を見極め、財政の弾力性を確保することが求められます。

そのためには、定員管理基本方針に基づく人件費の抑制をはじめ、施設の適正管理による物件費の抑制、地方債の計画的な繰上償還による義務的経費の抑制等により経常収支比率の分子にあたる経常経費充当一般財源額の削減に取り組む必要があります。また、自主財源の獲得に向けた取組を行うことで経常収支比率の分母にあたる経常一般財源額の確保が必要です。

② 老朽化する公共施設・インフラ資産の適正管理

本市は2度の合併を経て同等規模自治体と比べて非常に多くの公共施設やインフラ資産を有しており、これらの資産の維持管理に係る経費や老朽化に伴う更新等の経費が本市財政を圧迫しつつある状況です。

このため、これからも公共施設等総合管理計画に基づいて、公共施設の適正配置、質の向上、更新費用・管理運営費の財源確保、インフラ資産の更新費用の縮減と平準化、長寿命化を図り、施設機能の確保と効率的な運営を行うとともに、民間への売却や貸付、譲渡による未利用財産の利活用を積極的に推進する必要があります。

③ 限られた資源・資産を有効に活用した将来への備え

総合計画第3期基本計画に掲げる「長浜に暮らす若者が、現在も、将来も魅力を感じられるまちを創る」を目指して、総合計画の推進に必要な財源を確保することから、限られた経営資源（職員、財産、予算、時間、情報）を最大限活用していくことが肝要です。

そのためには、将来世代に過大な負担を強いることがないように、健全で安定的な財政を保つため、計画的な繰上償還等により地方債残高を適切に減少させるとともに、将来予期される事業の財源として活用するため、適切な金額を適切な基金に積

み立てていきます。さらには、これまでの税金の使い道についてしっかりと精査・見直しを行った上で、新たな施策を取り入れるといった効率的な施策推進が行えるサイクルを構築する必要があります。

(2) 見直しの背景

本市では、総合計画第3期基本計画（令和4年12月策定）に掲げる行政経営改革の目標（令和8年度の財政健全化指標）達成に向けて、現財政計画（令和元年7月策定）を基本とした財政運営を行っているところです。

計画策定後、策定時には見込んでいなかった社会保障費の増大や施設の老朽化に伴う維持・保全、公営企業や一部事務組合の施設整備に対する負担等の歳出需要の増加により現行の計画との乖離が大幅に生じることを令和4年9月策定の中期財政見通しにより推計しました。また、令和6年度まで地方債発行可能期間が延長されている合併推進債については、令和3年度地方債同意等基準（令和3年総務省告示第147号）において、都道府県の構想に位置付けられた市町村が行う合併市町村基本計画に基づく事業について、発行可能期間に実施設計に着手した事業を対象とし、財政計画における歳出需要に合わせて活用できるようになりました。

このような状況から、国の制度改正に的確に対応するとともに、改めて地方税収入をはじめとする歳入の予測及び歳出の見通しを長期的視点から検討し、後年度の交付税措置率の高い合併推進債等の活用を含め、限られた財源の効率的な活用を図り、今後の人口減少・少子高齢化に対応できる弾力性を確保した財政運営を確立するため、現財政計画の見直しを行い、本市の実情に見合った「持続可能な行政経営が行える財政構造の確立」を目指して財政計画を策定するものです。

●現財政計画に掲げる基本目標の進捗

	指標	単位	実績値					目標値	目標値
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度	令和11年度
①財政規模の適正化	当初予算の規模	億円	525	537	518	516	529	507	497
②財政の硬直化の回避	経常収支比率	%	91.3	91.4	89.0	-	-	95.0	95.0
③適切な資産管理	市民一人当たりの有形固定資産額残高	万円	185	186	184	-	-	167	176
④将来負担額の削減	地方債残高	億円	461	467	448	-	-	458	445

3 今後の財政収支見通し

(1) 将来推計の前提条件

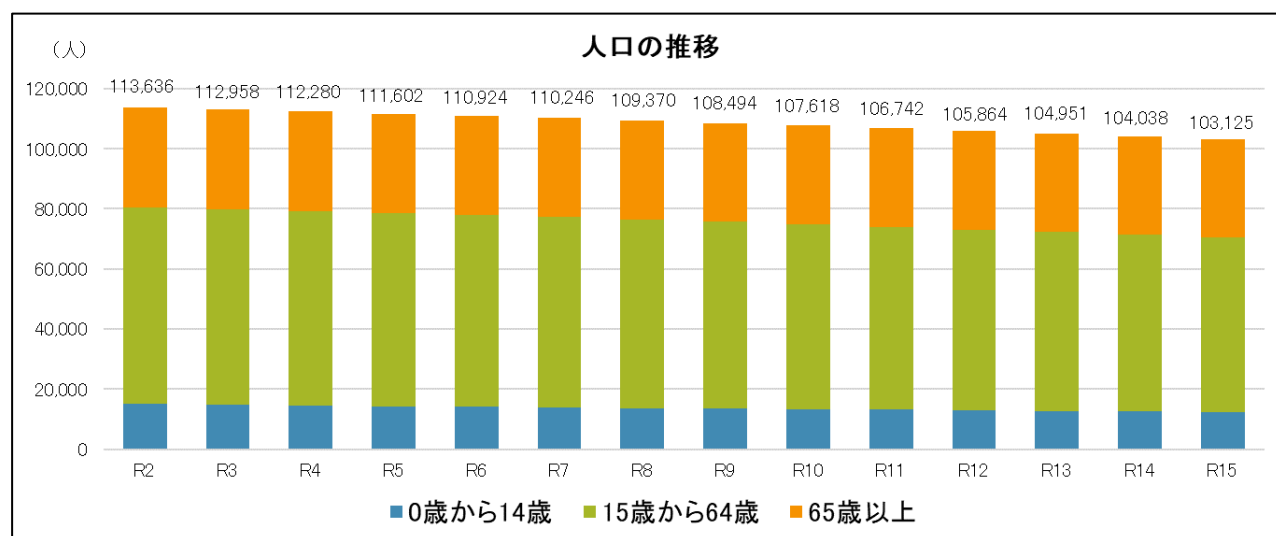
財政計画を見直すにあたり、過去の決算の推移や令和4年度及び令和5年度の決算見込み等を踏まえ、現段階で想定できる要素等を反映した今後の財政収支の見通しを推計しました。

① 基本事項

- ・ 期 間：令和6年度から令和15年度までの10年間
- ・ 会 計：普通会計（公営事業会計や企業会計以外）
- ・ 将来推計：「中長期の経済財政に関する試算（令和5年1月24日経済財政諮問会議提出内閣府資料）」及び国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の将来推計人口を参考にしています。

人口推計(世代別)

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
0歳から14歳	14,953	14,714	14,475	14,236	13,997	13,759	13,586	13,413	13,240	13,067	12,895	12,739	12,583	12,427
15歳から64歳	65,429	65,048	64,667	64,286	63,905	63,526	62,851	62,176	61,501	60,826	60,153	59,415	58,677	57,939
65歳以上	33,254	33,196	33,138	33,080	33,022	32,961	32,933	32,905	32,877	32,849	32,816	32,797	32,778	32,759
合計	113,636	112,958	112,280	111,602	110,924	110,246	109,370	108,494	107,618	106,742	105,864	104,951	104,038	103,125



- 社人研の推計によると、令和5年の本市の人口は111,602人ですが、今後徐々に減少し、令和15年には103,125人と8,477人の減少が見込まれています。
- 人口減少は、多くの分野で需要の減少要因となります。生活を支えるサービスを身近な生活圏で提供することが困難になることや、インフラの一人当たりの維持管理費が増大するなど、地方行政にとってきわめて重要な課題です。

② 歳入

地 方 税	令和 5 年度予算額をベースに、予定されている税制改正を反映しつつ、過去の実績等を勘案して推計
地方譲与税・各種交付金等	森林環境譲与税は段階的な配分額の引上げを反映、地方消費税交付金は国の経済成長見通し（消費者物価上昇率）を勘案して反映、その他の交付金等は令和 5 年度予算額を基本に推計
地 方 交 付 税	普通交付税は、以下のとおり推計 基準財政収入額：地方税と同様の伸び率を基に推計 基準財政需要額：人口減少による影響や、地方債借入に伴う補正を反映して推計 特別交付税は、過去の決算額の推移を基本に推計
国 県 支 出 金	現行の国県の補助制度を基本に、歳出見込や過去の実績等を勘案して推計
繰 入 金	特定目的基金は、投資的経費や現在想定される事業に係る繰入れを見込んで推計
地 方 債	現行の地方債制度により、投資的経費に係る地方債や臨時財政対策債を見込んで推計
そ の 他	分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、諸収入については、過去の実績等を勘案して推計

③ 歳出

人 件 費	定員管理基本方針をベース（R5:998人→R15:1,033人）に、今後の年齢構成の変動等や業務改善・デジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）取組による削減効果を勘案して推計
扶 助 費	各扶助費における近年の推移や制度改正、人口減少の影響を見込んで推計
公 債 費	令和4年度までの借入に対する償還額と、令和5年度以降の地方債発行見込額（新規借入レート：1.0%）を試算して推計
物 件 費	国の経済成長見通し（消費者物価上昇率）を勘案して推計
維持補修費	公共施設マネジメントの取組による計画的な補修経費を見込んで推計
補助費等	一部事務組合で予定されている大型事業を見込むとともに、近年の推移を勘案して推計
繰 出 金	特別会計の事業計画及び事業量の推移を勘案して推計
投資的経費	通常の事業費をベースに、公共施設等整備・再編計画における事業費を加えて推計
そ の 他	積立金、投資及び出資金、貸付金については、過去の実績等を勘案して推計

(2) 将来推計の結果

以上の前提条件をもとに推計した今後の財政収支見通しは、次のとおりです。

財 政 収 支 見 通 し

歳入											(単位: 百万円)
年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
地方税	16,894	17,062	17,112	17,189	17,057	17,129	17,145	16,963	16,994	17,027	16,848
地方譲与税	444	455	455	455	455	455	455	455	455	455	455
各種交付金等	3,463	3,490	3,509	3,528	3,545	3,562	3,579	3,596	3,613	3,630	3,647
地方交付税	14,200	15,256	15,197	14,677	14,940	14,901	14,809	14,801	14,669	14,573	14,391
国県支出金	10,820	12,014	12,744	12,359	12,365	12,680	12,182	12,079	11,835	11,606	11,711
分担金及び負担金	146	146	146	146	146	146	146	146	146	146	146
使用料及び手数料	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360
財産収入	299	299	299	299	299	299	299	299	299	299	299
寄附金	350	350	350	350	350	350	350	350	350	350	350
繰越金	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰入金	3,442	1,268	1,303	1,248	1,465	794	646	694	531	712	834
諸収入	1,231	1,468	1,328	1,199	1,179	1,157	1,142	1,126	1,112	1,101	1,090
地方債	1,223	3,992	1,859	2,174	1,653	1,812	1,592	1,496	1,091	765	835
歳入合計額	52,922	56,160	54,662	53,984	53,815	53,644	52,705	52,365	51,455	51,025	50,966

歳出											
年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
人件費	10,363	10,836	10,670	11,047	10,725	11,035	10,760	11,086	10,772	11,109	11,249
扶助費	10,903	11,414	12,051	12,037	12,040	12,048	12,051	12,050	12,058	12,068	12,083
公債費	4,086	3,437	3,393	3,392	3,404	3,362	3,384	3,382	3,405	3,430	3,440
物件費	8,059	8,242	8,567	8,617	8,143	8,116	8,234	8,276	8,173	8,782	8,298
維持補修費	233	434	434	434	434	434	434	434	434	434	434
補助費等	9,371	11,648	9,913	9,316	10,285	9,017	8,947	8,998	9,284	9,304	9,337
積立金	426	426	426	426	426	426	426	426	426	426	426
投資及び出資金、貸付金	936	865	883	648	613	859	902	855	892	720	546
繰出金	5,246	5,437	5,327	5,366	5,343	5,275	5,268	5,200	5,208	5,190	5,185
投資的経費	3,300	7,325	6,470	7,008	6,907	9,528	7,620	6,793	5,250	3,176	4,167
歳出合計額	52,922	60,064	58,134	58,290	58,321	60,102	58,026	57,501	55,903	54,638	55,166

収支不足額	0	▲ 3,904	▲ 3,472	▲ 4,305	▲ 4,506	▲ 6,458	▲ 5,320	▲ 5,136	▲ 4,448	▲ 3,613	▲ 4,200
累積収支不足額		▲ 3,904	▲ 7,375	▲ 11,681	▲ 16,187	▲ 22,645	▲ 27,965	▲ 33,100	▲ 37,549	▲ 41,162	▲ 45,361

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
経常収支比率(%)	91.9	93.8	93.5	94.4	93.6	94.8	94.8	96.3	97.0	97.3	98.0
地方債残高(百万円)	39,305	39,720	37,888	36,282	34,283	32,505	30,822	29,135	26,781	24,364	22,292
基金残高(百万円)	34,007	33,365	32,620	31,365	30,420	30,146	30,020	29,846	29,836	29,079	28,765

【収支不足】・令和10年度が最も大きく約65億円の収支不足が生じる見通しです。

・令和15年度までの累積収支不足額は約454億円となり、これは令和4年度の標準財政規模の約1.3倍に相当します。

【歳入】・地方税や地方交付税等の経常的な収入が人口減少等により減少していくことから、財政規模が縮小傾向にあります。

【歳出】・人件費は、定年退職の定年延長により増加傾向にあります。

・扶助費は、高齢化の進展により増加しています。

・物件費は、市窓口業務等の民間委託や各種業務のDX取組により横ばいで推移します。

・補助費等は、湖北広域行政事務センターの一般廃棄物処理施設の整備や湖北地域消防本部の消防署分署の再編が見込まれ、大きく増加する年度があります。

・投資的経費は、学校等の公共施設、道路、橋梁等のインフラ資産の老朽化に伴う更新や長寿命化工事があり、令和10年度では約95億円が見込まれます。

4 今後の財政運営の方針

(1) 基本方針

人口減少と少子高齢化が加速する中、本市を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、令和6年度から令和15年度までの10年の期間において、地方税収入をはじめとする歳入の予測及び歳出の見通しを長期的視点から検討し、限られた財源の効率的な運用を図り、もって「持続可能な行政経営が行える財政構造の確立」を目指すため、基本方針を次のとおり定めます。

【基本方針】 未来の長浜市民に、よりよきものを引き継ぐ

(2) 計画の期間

財政計画の期間は、令和6年度から令和15年度までの10年間とします。

5 財政運営の目標

(1) 基本目標

4(1)の基本方針に沿った財政運営を進めていくため、令和15年度における基本目標を次のとおり設定します。

① 財政の硬直化の回避

財政の硬直化を防ぎ、求められる施策を推進していくため、財政の弾力性を高め財源調整力を確保します。

目標	経常収支比率 95.0%以下 (令和3年度決算 89.0%)
----	-----------------------------------

② 適切な資産管理

公共施設等の更新費用の削減を図るため、公共建築物の総量縮減や計画的で効果的なファシリティマネジメントによるインフラ資産の長寿命化を進めます。

目標	市民一人当たり有形固定資産額残高 165万円以下 (令和3年度末の残高 184万円)
----	---

③ 将来負担額の削減

将来世代に過大な負担を強いることがないよう、健全で安定的な財政を保つため、計画的な繰上償還等による地方債残高の縮小を図ります。また、適切な金額を適切な基金に積み立て、将来予期される事業の財源として活用します。

目標	地方債残高 360億円以下 (令和4年度末の残高見込 419億円) 基金残高 170億円以上 (令和4年度末の残高見込 369億円)
----	---

(2) 目標達成に向けた取組

5(1)の基本目標を達成するため、次の①～⑦の取組を進めます。

① 人件費の抑制

定員管理基本方針に基づいて適正な定員管理を行うとともに、各種業務の民間委託やDX化等により人件費総額を削減します。

収支見通し比：毎年度 △5%（令和15年度で△1.5億円）

② 物件費の抑制

公共施設等の適正配置による管理経費を抑制するほか、各種委託業務については、その必要性や内容等について十分精査することで、物件費を削減します。

また、公共施設等の運営については、各施設の実情に応じた管理形態を採用します。

収支見通し比：毎年度 △5%（令和15年度で△3.8億円）

③ 補助費等の抑制

補助金制度ガイドラインに基づき、補助金の公益上の必要性や効果等を検証・見直しを行うことで、補助費等を削減します。

収支見通し比：毎年度 △5%（令和15年度で△1.3億円）

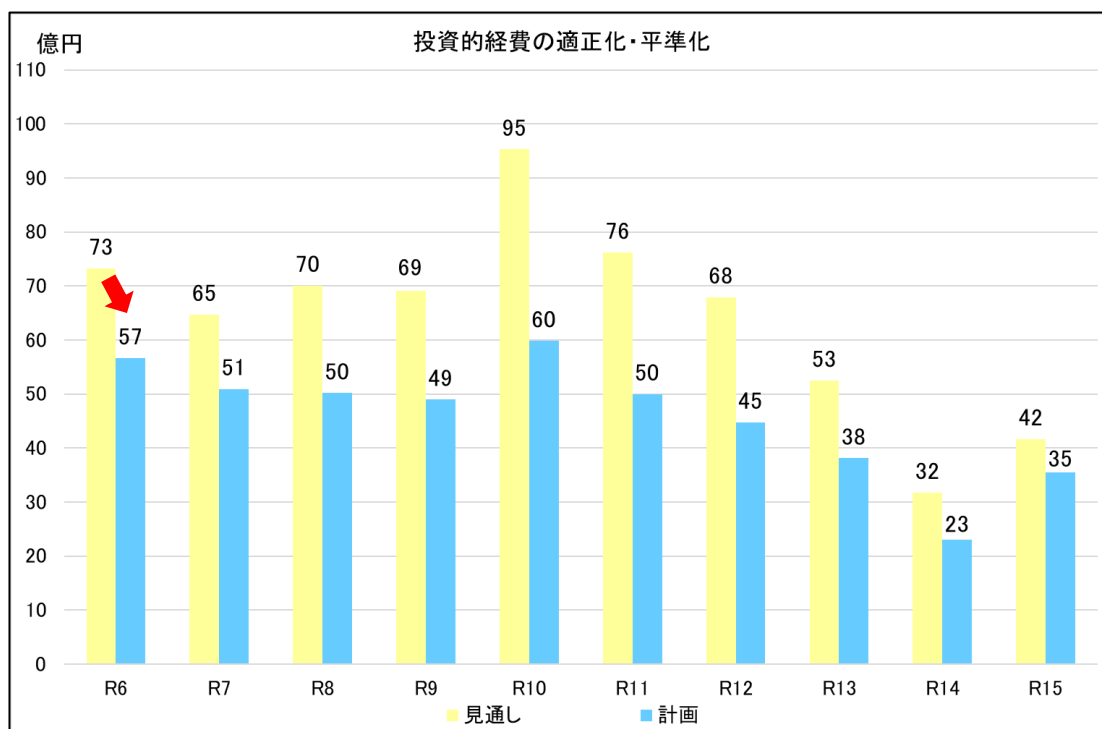
④ 公共施設等の総量縮減・長寿命化

公共施設等総合管理計画に基づいて、公共建築物の総量縮減を進めるとともに、インフラ資産も含めた公共施設等の長寿命化に係る経費は、毎年度安定的に確保します。

また、公共施設等の解体に係る経費を確保することにより、不要な施設については、適切に除却等を進めていきます。

⑤ 投資的経費の適正化・平準化

投資的経費にあっては、規模と経費の適正化を図ることにより、毎年度の投資額を抑制します。また、本市における政策課題の解決に資する事業を厳選し、投資的経費の年度間の平準化を図ります。ただし、合併特例債や合併推進債を活用できる事業については、発行可能期間内に実施します。



⑥ 地方債の繰上償還

将来世代の負担を軽減するため、地方債残高を増やさないこととし、計画的な繰上償還の実施により、公債費負担の軽減と地方債残高の縮小を図ります。

繰上償還の実施による公債費負担軽減額：令和15年度で△3.3億円

⑦ 基金の活用

財政調整基金は、大規模な災害や不測の事態の財政需要に備えるため、一定額を確保します。

減債基金は、地方債の繰上償還等の地方債償還の財源として積極的に活用します。

特定目的基金は、事業の目的に応じて、計画的に活用します。

また、経費削減や不用な財産の売却等の行革努力により生み出した財源は、将来需要が予測される基金に適切な金額を積み立てます。

6 歳入・歳出の計画

(1) 歳入・歳出の計画

5の基本目標及び目標達成に向けた取組を踏まえた今後10年間の歳入・歳出の計画は、次のとおりです。

歳入・歳出の計画

(単位: 百万円)												
歳入	年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
地方税		16,894	17,062	17,112	17,189	17,057	17,129	17,145	16,963	16,994	17,027	16,848
地方譲与税		444	455	455	455	455	455	455	455	455	455	455
各種交付金等		3,463	3,490	3,509	3,528	3,545	3,562	3,579	3,596	3,613	3,630	3,647
地方交付税		14,200	15,256	15,197	14,677	14,940	14,902	14,811	14,805	14,673	14,575	14,391
国県支出金		10,820	11,992	12,720	12,233	12,187	12,233	11,960	11,894	11,746	11,535	11,622
分担金及び負担金		146	146	146	146	146	146	146	146	146	146	146
使用料及び手数料		360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360
財産収入		299	299	299	299	299	299	299	299	299	299	299
寄附金		350	350	350	350	350	350	350	350	350	350	350
繰越金		50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰入金		3,442	2,867	2,057	2,693	2,533	1,890	1,369	1,647	1,968	2,435	2,388
諸収入		1,231	1,468	1,328	1,199	1,179	1,157	1,142	1,126	1,112	1,101	1,090
地方債		1,223	4,992	3,109	3,156	3,116	3,971	3,440	3,172	2,713	1,665	2,567
歳入合計額		52,922	58,737	56,641	56,286	56,167	56,454	55,056	54,814	54,431	53,579	54,164

歳出											
年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
人件費	10,363	10,676	10,511	10,889	10,568	10,876	10,604	10,930	10,616	10,955	11,095
扶助費	10,903	11,414	12,051	12,037	12,040	12,048	12,051	12,050	12,058	12,068	12,083
公債費	4,086	4,417	3,923	4,027	3,910	3,914	3,691	3,668	4,028	3,899	3,720
物件費	8,059	7,888	8,210	8,257	7,781	7,752	7,869	7,908	7,803	8,409	7,923
維持補修費	233	434	434	434	434	434	434	434	434	434	434
補助費等	9,371	11,517	9,783	9,185	10,155	8,886	8,816	8,867	9,153	9,173	9,206
積立金	426	426	426	426	426	426	426	426	426	426	426
投資及び出資金、貸付金	936	865	883	648	613	859	902	855	892	720	546
繰出金	5,246	5,437	5,327	5,366	5,343	5,275	5,268	5,200	5,208	5,190	5,185
投資的経費	3,300	5,664	5,094	5,017	4,897	5,982	4,997	4,475	3,811	2,307	3,544
歳出合計額	52,922	58,737	56,641	56,286	56,167	56,454	55,056	54,814	54,431	53,579	54,164

収支不足額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
累積収支不足額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
経常収支比率(%)	91.9	91.9	91.6	92.1	91.2	92.2	92.5	93.8	94.3	94.5	94.2
地方債残高(百万円)	39,305	40,719	40,138	39,514	38,977	39,299	39,331	39,131	38,124	36,203	35,351
基金残高(百万円)	34,007	31,899	30,401	28,264	26,251	24,881	24,032	22,905	21,457	19,541	17,673

- 目標達成に向けた取組を反映させることにより、最終的に収支の均衡を図り、令和15年度の財政規模は約542億円となる見込みです。
- 経常収支比率は、分母となる経常一般財源額が減少する一方、分子となる経常経費充当一般財源額が増加することに伴い、財政の硬直化が進むことで、令和15年度末には94.2%となる見込みです。
- 令和15年度末の地方債残高は、投資的経費の規模の適正化や平準化を図るとともに、毎年度計画的に繰上償還を行うことにより、約354億円となる見込みです。
- 令和15年度末の基金残高は、令和5年度（見込）約340億円から半減した約177億円となる見込みです。
- 目標達成に向けた取組のほか、人口の維持・増加策を講じるとともに、産業の育成や地域の活性化を支援することなどにより、地方税収入の確保に努めていきます。また、本市が管理している公有財産の有効活用や地方税等の収納率向上対策など、様々な観点から、歳入確保の取組を進めます。

(2) 予定貸借対照表

6(1)の歳入・歳出の計画に基づき試算した令和15年度末の本市の財政状態を表す一般会計等（普通会計と範囲は同じです。）の予定貸借対照表は、次のとおりです。

予定貸借対照表

（令和16年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	201,508	固定負債	41,160
有形固定資産	162,774	流動負債	4,219
事業用資産	103,798	負債合計	45,379
インフラ資産	57,573	【純資産の部】	
物品	1,403	固定資産等形成分	204,158
無形固定資産	72	余剰分（不足分）	△ 42,878
投資その他の資産	38,662		
流動資産	5,151	純資産合計	161,280
資産合計	206,659	負債及び純資産合計	206,659

※有形固定資産の金額は減価償却累計額控除後の金額です。

※参考 令和3年度末の一般会計等貸借対照表

- ・ 資産合計：2,702億円、負債合計：543億円、純資産合計：2,159億円
- ・ 有形固定資産減価償却率：60.4%
- ・ 市民一人当たり有形固定資産額残高：184万円
- ・ 純資産比率：79.9%

- 令和15年度末の一般会計等の予定貸借対照表は、資産合計が2,067億円、負債合計が454億円、純資産合計が1,613億円となる見通しであり、資産合計は令和3年度末から635億円縮小する見込みです。
- 令和15年度末の有形固定資産減価償却率（＝減価償却累計額/有形固定資産取得価額）は77.2%（令和3年度末：60.4%）と公共施設等の老朽化が進みます。
- 令和15年度末の市民一人当たり有形固定資産額残高は158万円（令和3年度末：184万円）となる見込みです。
- 令和15年度末の純資産比率（＝純資産合計/資産合計）は78.0%で、令和3年度末の79.9%から1.9ポイントの減少となる見込みです。
- 今後も公共建築物の総量縮減や計画的で効果的なファシリティマネジメントによるインフラ資産の長寿命化など、資産の適正管理に努めることが必要です。

7 基本目標の検証と公表、計画の見直し

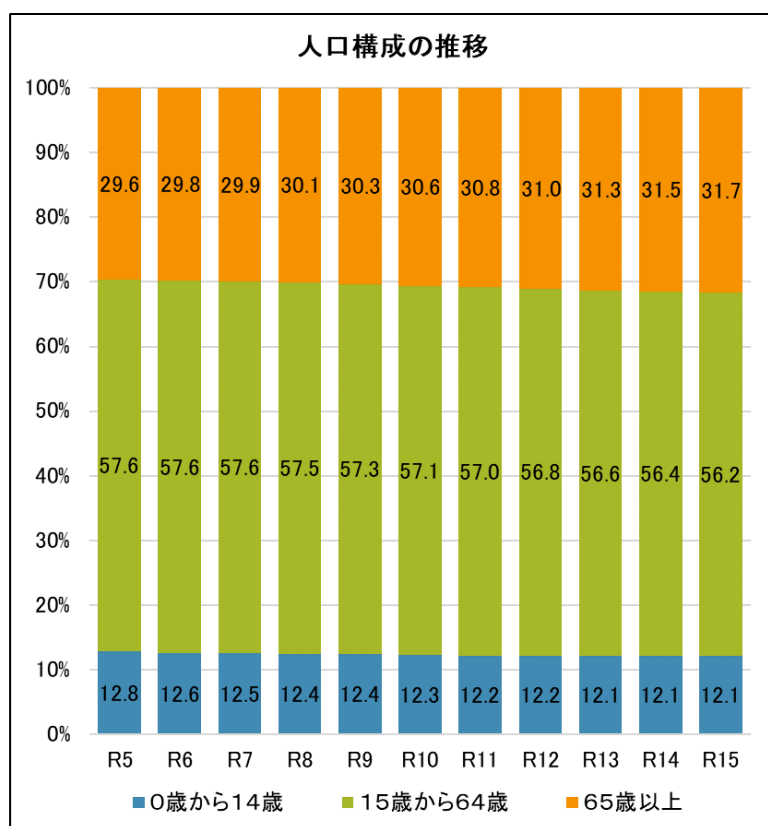
本計画の実行性は、毎年度、中期（概ね3年間）の財政見通しを策定し、計画に沿った財政運営を図ることとします。

また、基本目標の達成に向けた進捗状況については、毎年度、当初予算の編成や地方財政状況調査等を通じて把握・公表することとします。

本計画の見直しについては、総合計画の終期である令和8年度を目途に行います。

【参考】附属資料

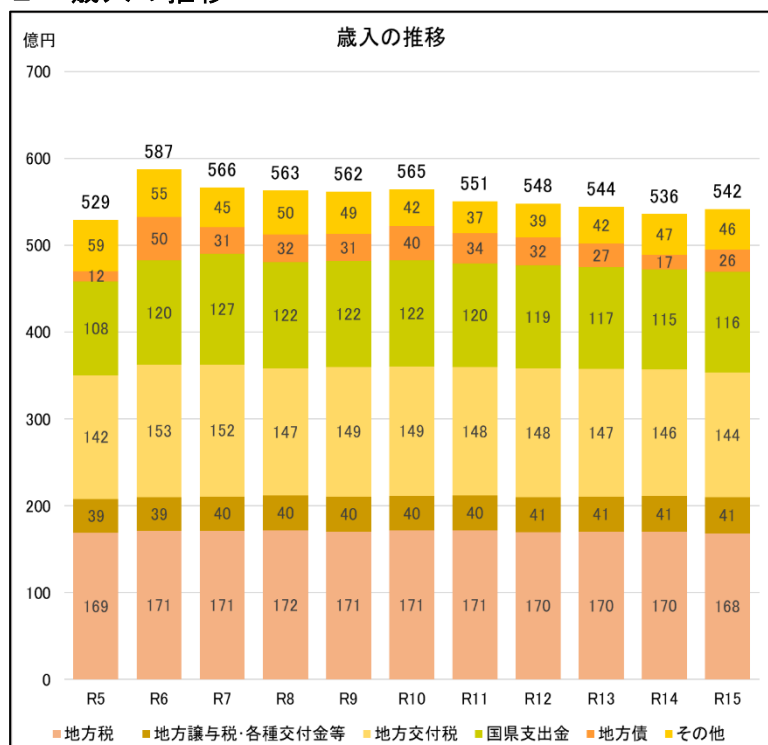
1 人口構成の推移



(社人研のデータを基に財政課作成)

- 社人研の推計によると、少子高齢化がさらに進むと予想され、65歳以上の割合は大きくなる一方で、15歳から64歳(生産年齢)及び0歳から14歳の割合は縮小すると見込まれています。
- 生産年齢人口の減少は、人手不足が深刻化し、生活を支えるサービスの供給や地域の経済活動の制約要因となるおそれがあります。
- また、単身高齢者世帯が増加すると、サービスの供給体制の構築がハード・ソフト両面から必要となります。

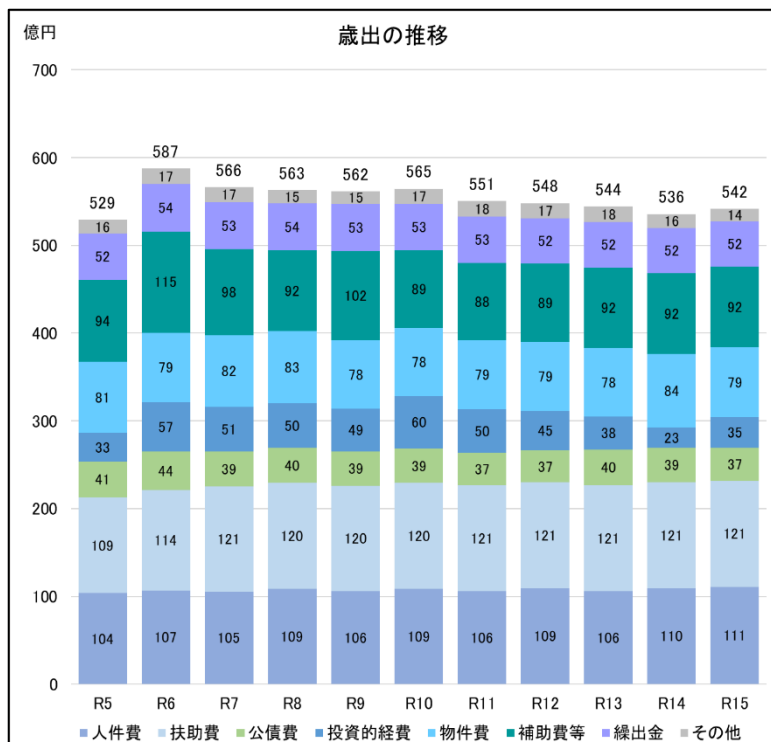
2 歳入の推移



(財政課作成)

- 地方税や地方交付税等は、人口減少等の影響から減少していく見込みです。
- 地方債は、合併特例債や合併推進債など交付税措置のある有意な地方債を中心に見込み、基金は、将来予期される事業の財源としての活用を見込んでいます。
- 地方税や地方交付税など一般財源が減少していく中で、持続可能な財政運営を行っていくためには、公有財産の有効活用や地方税等の収納率向上対策など様々な観点から財源確保に努めていく必要があります。

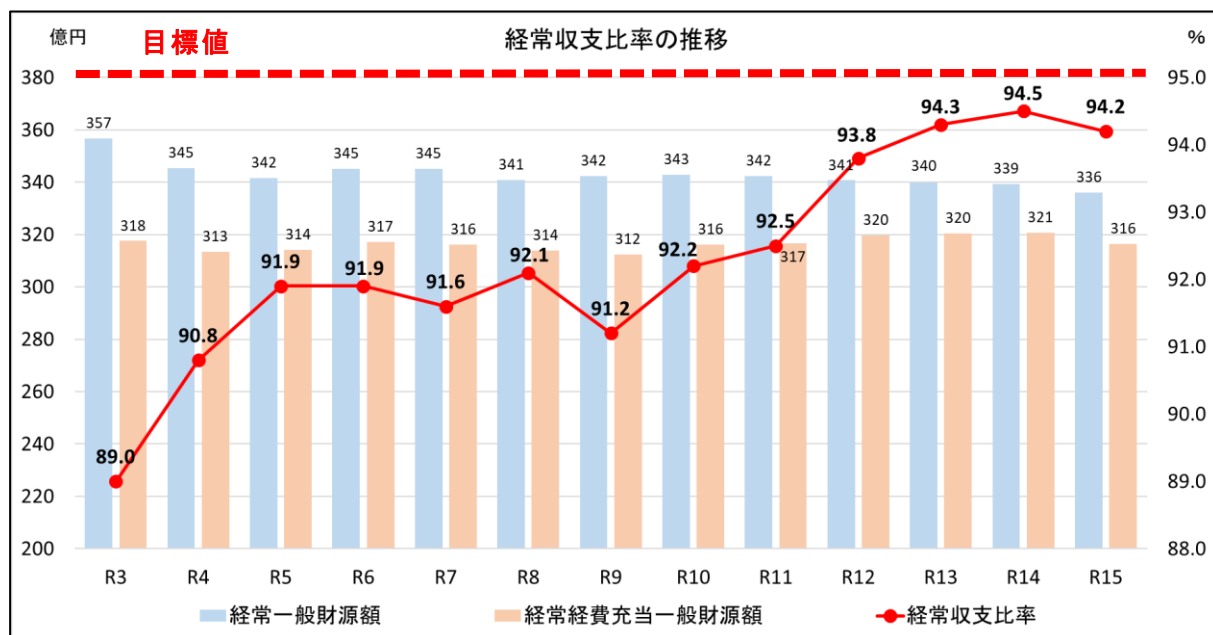
3 歳出の推移



(財政課作成)

- 公債費は繰上償還により減少しますが、人件費及び扶助費は、増加傾向にあることから、義務的経費は増加していく見込みです。
- 投資的経費は、規模の適正化等の取組により減少が見込まれます。
- 限られた財源の中で人件費及び扶助費の増加に対応していくためには、公債費や投資的経費の縮小のほか、物件費や補助費等を抑制していく必要があります。

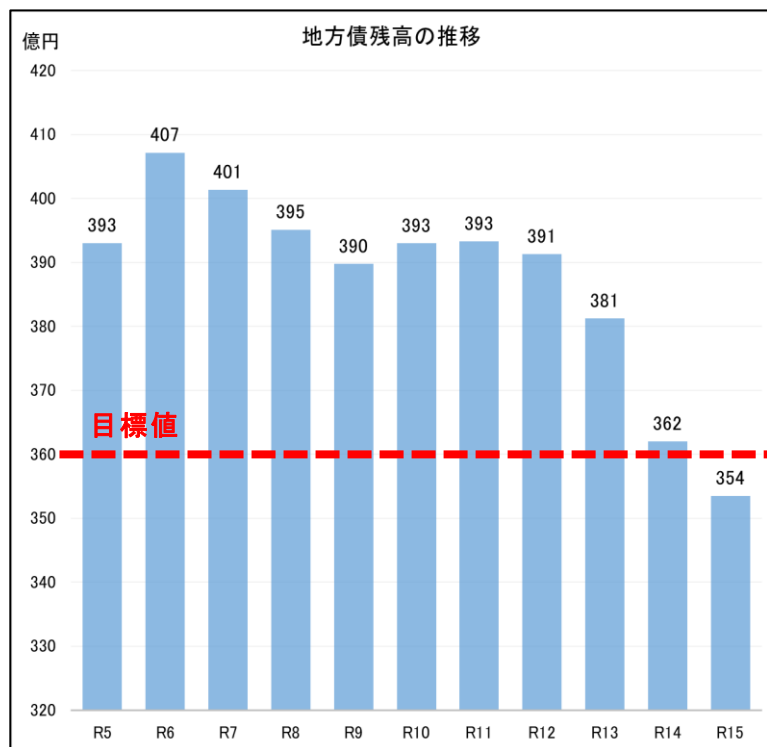
4 経常収支比率の推移



(財政課作成)

- 地方税、普通交付税、地方譲与税・各種交付金等で大部分を占めている経常一般財源額は、人口減少等の影響から減少していく見込みです。
- 一方で、人件費、扶助費、公債費、物件費、補助費等で占めている経常経費充当一般財源額は、増加傾向にあります。
- その結果、経常収支比率は、令和3年度の89.0%から令和15年度には94.2%となる見込みであり、財政の硬直化が進み自主的な政策運営が困難になっていきます。

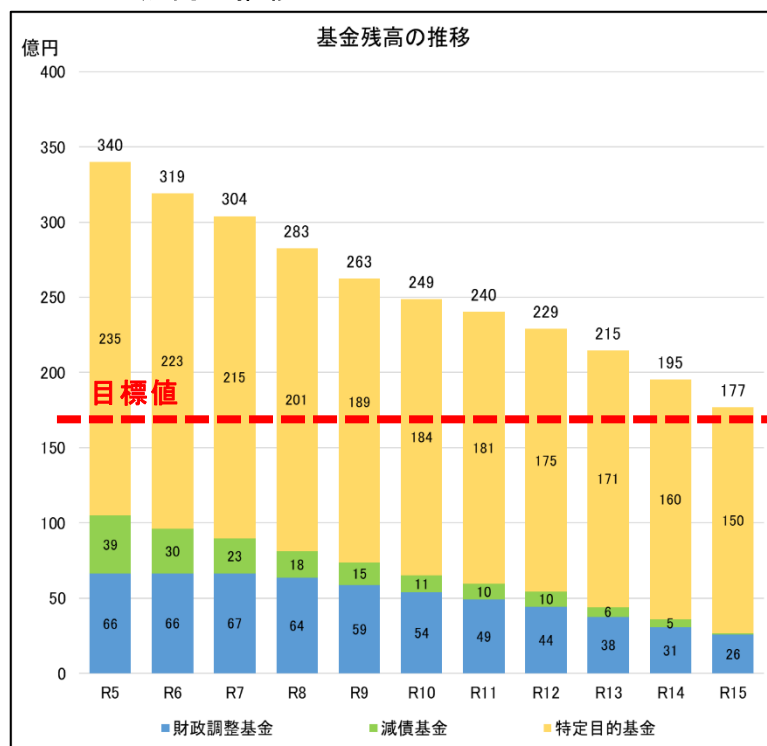
5 地方債残高の推移



(財政課作成)

- 投資的経費の規模の適正化や年度間の平準化の取組を進めることにより、地方債発行を抑制していきます。
- 毎年度計画的な繰上償還を実施することにより、令和15年度末の地方債残高は約354億円となる見込みです。
- 引き続き、将来負担額の削減に向けた取組を進めていく必要があります。

6 基金残高の推移



(財政課作成)

- 財政調整基金は、一部繰入れるものの、大規模な災害や不測の事態の財政需要に備え、一定額を確保します。減債基金は、繰上償還等の地方債償還の財源として活用していきます。
- 特定目的基金は、それぞれの設置目的を踏まえて活用した結果、令和15年度末の残高は約150億円となる見込みです。
- 基金総額としては、令和15年度末で約177億円となり、令和5年度末（見込）と比べて半減する見込みです。
- 将来の備えとして、基金残高を一定確保できるよう、財政健全化に向けた取組を進めていく必要があります。

財政計画（令和6年度～令和15年度）

長浜市 総務部 財政課

滋賀県長浜市八幡東町 632 番地

TEL：0749-65-6506

長浜市公共施設等総合管理計画の概要（平成27年3月策定、令和2年2月改定）

現状と将来の見通し・課題

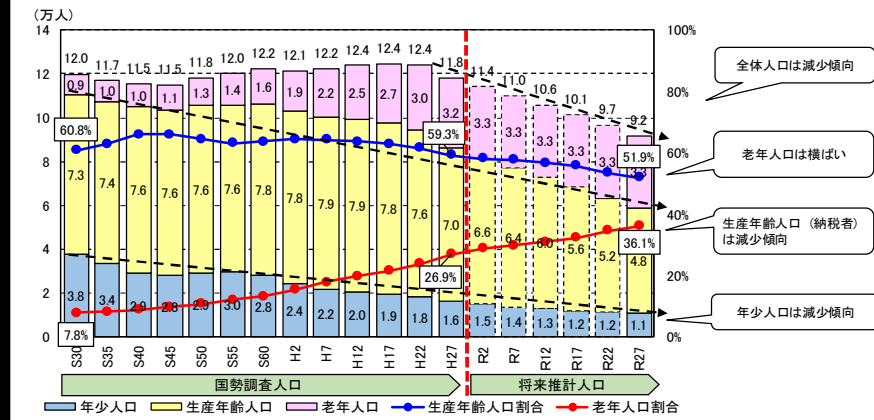
基本理念と数値目標

基本方針と計画の推進

人口減少・少子高齢化の進展

- ・地方税や地方交付税等の減少と扶助費の増加
- ・施設に対する需要の規模や内容が変化

この変化に柔軟に対応するため、施設の効率性の向上や施設総量の縮減に向けた対応が必要

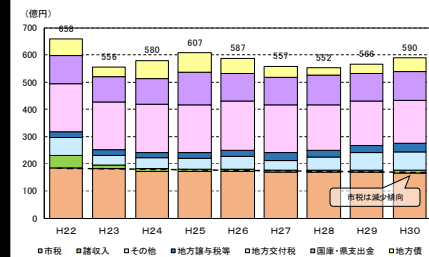


厳しい財政見通し

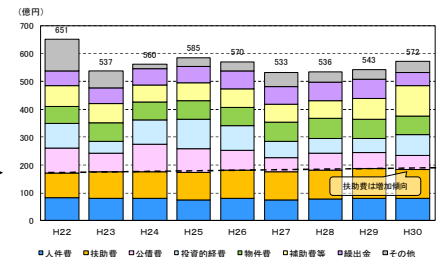
- ・地方税や地方交付税等の経常的な収入の減少や扶助費の増加など、財政見通しは非常に厳しい状況
- ・人件費や物件費などを削減する必要があり、市が直営により施設を管理運営することは困難

民間活力の導入の推進や安全で快適な施設サービスを利用者に提供していくための財源確保が必要

歳入決算額の推移（普通会計）



歳出決算額の推移（普通会計）

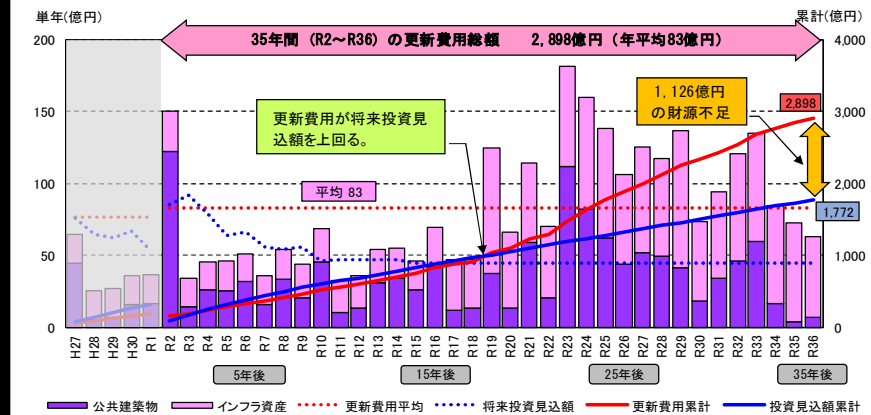


多大な資産の保有による維持管理費・更新費用の増大

- ・保有する施設の量が他の自治体よりも多く、維持管理費が多額
- ・今後15年から20年で公共施設等の大量更新時期が到来し、将来の投資見込額を大きく上回る予算が必要

維持管理費の縮減や特定財源の確保、公共施設等の競合状態の緩和など、施設の管理効率の向上に向けた取組が必要

施設の総量縮減や長寿化などの見直しによる財政負担の軽減が必要



■基本理念

これらの課題は、すぐに顕在化するものばかりではないが、このままの状態にしておけば、将来の財政破たんを招くおそれがある。財政破たんを回避し、市民ニーズに的確に対応した公共サービスを提供していくためには、選択と集中によって、よりよい資産を未来に残すことが必要

質の高い資産（＝よりよきもの）を残すための取組を推進（計画期間：H27～R6）

【基本理念】 未来の長浜市民に、よりよきものを引き継ぐ

将来の更新費用と投資見込額の状況【35年間（R2～R36）】

区分	35年間の更新費用 a	35年間の投資見込額 b	35年間の財源不足額 c=b-a	更新費用削減率 d=c/a
公共建築物	1,272億円	937億円	▲335億円	▲26%
インフラ資産	1,626億円	835億円	▲791億円	▲49%
合 計	2,898億円	1,772億円	▲1,126億円	▲39%

将来の更新費用と投資見込額の状況【40年間（H27～R36）※策定時】

区分	40年間の更新費用 a	40年間の投資見込額 b	40年間の財源不足額 c=b-a	更新費用削減率 d=c/a
公共建築物	1,331億円	885億円	▲446億円	▲34%
インフラ資産	1,725億円	828億円	▲897億円	▲52%
合 計	3,056億円	1,712億円	▲1,344億円	▲44%

■数値目標

①公共建築物

公共建築物の今後35年間の延床面積 32%削減

（計画期間中の目標として）

公共建築物の今後5年間の延床面積 3%削減

- ・将来の更新費用を削減するためには、施設の延床面積を現在の66.4万㎡に比べて26%（17.2万㎡に相当）以上削減することが必要（R1推計結果）
- ・今後の状況は厳しさを増す一方であり、公共建築物の保有量が多いことに依然変わりがなく、引き続き計画的に延床面積の削減を進めるとともに、前倒しで削減可能なものについては、積極的に取り組むこととし、策定時に設定した数値目標の延床面積を据え置き（下表参照）

項 目	数値目標設定		R1推計結果		H26推計結果（策定時）	
	延床面積	削減率	延床面積	削減率	延床面積	削減率
当初（H27）						
現在（R1）	66.4万㎡		66.4万㎡	▲3%	68.4万㎡	
計画（R6）	64.3万㎡	▲3%			64.3万㎡	▲6%
計画（R36）	45.1万㎡	▲32%	49.2万㎡	▲26%	45.1万㎡	▲34%

②インフラ資産

インフラ資産の今後35年間の更新費用 33%以上削減

（計画期間中の目標として）

更新費用の更なる縮減・平準化方策について検討し、今後の大量更新に備えることとする。

- ・将来の更新費用を削減するため、
 - ① 道路は、更新の進捗調整を行うこと
 - ② 橋りょうは、計画的かつ予防的な修繕対策を徹底すること
 - ③ 下水道施設のうち、処理施設は農業集落排水処理施設の公共下水道への接続及び処理施設の統合を進めること、管路は管更生工法等による更新手法を活用すること

により、経費削減を図ることとして試算した結果、35年間の更新費用の総額が33%（543億円）削減されたものの、なお15%（248億円）の費用削減が必要との試算

計画期間中に新たな費用の縮減・平準化方策について検討し、実施していくことが必要

■基本方針

1 適正配置

施設の適正配置の観点から、施設の更新（建替）又は大規模改修（長寿命化）を行う場合はゼロベースで検討し、施設を新設する場合は他の施設の統合を前提として建設します（延床面積を令和2年度から令和36年度までの35年間で32%、令和6年度までの5年間で3%縮減）。

新設は他施設の統合を前提として建設、施設の更新・大規模改修はゼロベースで検討、施設サービスのソフト化や民間活力の導入などの検討、施設の複合化・多機能化の推進、旧市町の区域や市域を超えた配置の検討、老朽化した施設の原則除却（比較的新しい建物は有効活用）等

2 質の向上

施設機能の維持向上をより少ない経費で行うため、老朽化した施設の除却や新しい施設の複合化・多機能化を推進するとともに、民間の技術・ノウハウ、資金等の活用を積極的に導入します。

フルコストの把握とアウトプットの維持・向上、サービスの質の確保に向けた評価の実施、民間活力を施設整備・管理に活用（PPP・PFI）、ユニバーサルデザインの採用 等

3 更新費用・管理運営費の財源確保

除却施設の土地の売却や貸付等により、今後の更新費用や改修費用、管理運営費のための財源確保に努めます。

売却処分や貸付等を推進、受益者の適正な負担について検討、長浜市公共施設等保全整備基金の活用 等

1 更新費用の縮減と平準化

インフラ資産の更新は、重要度と緊急度により優先順位を決めた上で計画的に実施することで、更新費用の縮減と平準化を図ります（更新費用を令和2年度から令和36年度までの35年間で33%以上縮減することとし、計画期間中は、更新費用の縮減・平準化方策を検討）。

優先順位の評価を行い維持管理を実施、各インフラ資産の点検・診断等を定期的に実施、公営企業は「経営戦略」に基づく経営基盤強化と財政マネジメントの向上 等

2 長寿命化

予防保全型の維持補修を進め、インフラ資産の安全性の確保やライフサイクルコストの縮減を図ります。

「事後保全」から「予防保全」への転換、長寿命化の取組の重点化、職員の技術力の向上、優れた技術の積極的な活用、ユニバーサルデザインの採用 等

3 投資額の確保

インフラ資産に係る投資額は、毎年度安定的に確保します。

毎年度安定的に予算を確保、長浜市公共施設等保全整備基金の活用 等

■施設類型ごとの管理に関する基本方針

目標数値の達成のため、基本方針に基づき、施設類型ごとの管理に関する基本方針を定め、取組を推進（具体的な対応方針は個別施設計画に記載）

- ・学校教育施設
- ・生涯学習施設
- ・産業系施設
- ・福祉系施設
- ・行政系施設
- ・公営住宅
- ・都市基盤施設
- ・企業会計施設
- ・その他の施設等
- ・インフラ資産

■計画の推進

- ①全庁的な取組体制の構築と人材育成
- ②施設情報の一元管理
- ③PDCAサイクル
- ④情報の共有化と効果的な広報広聴
- ⑤フォローアップ

長浜市公共施設等総合管理計画

平成27年3月策定
(令和2年2月改定)
長 浜 市

< 目 次 >

第 1	はじめに	P 1
1	公共施設等総合管理計画の策定の趣旨	P 1
2	計画の位置付け	P 1
3	対象とする範囲	P 2
第 2	公共施設等を取り巻く状況	P 3
1	人口の動向及び将来の見通し	P 3
2	財政の状況及び今後の計画	P 4
3	職員の状況及び今後の計画	P 7
第 3	公共施設等の現況及び将来の見通し	P 9
1	公共施設等の分類	P 9
2	公共施設等の現況	P 10
3	公共建築物の現況	P 12
4	インフラ資産の現況	P 14
5	将来の更新費用の推計	P 16
第 4	公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針	P 20
1	課題整理	P 20
2	基本理念	P 20
3	計画期間	P 21
4	数値目標の設定	P 21
5	基本方針	P 25
第 5	施設類型ごとの管理に関する基本方針	P 28
1	学校教育系施設	P 28
2	生涯学習系施設	P 29
3	産業系施設	P 31
4	福祉系施設	P 31
5	行政系施設	P 33
6	公営住宅	P 33
7	都市基盤施設	P 34
8	企業会計施設	P 35
9	その他の施設等	P 35
10	インフラ資産	P 35
第 6	計画の推進にあたって	P 37
1	全庁的な取組体制の構築と人材育成	P 37
2	施設情報の一元管理	P 37
3	P D C A サイクル	P 37
4	情報の共有化と効果的な広報広聴	P 37
5	フォローアップ	P 38
	【参考 1】長浜市公有財産の利活用に関する基本方針	P 39
	【参考 2】用語の解説等	P 44

第 1 はじめに

1 公共施設等総合管理計画の策定の趣旨

本市は、平成 18 年に長浜市、浅井町及びびわ町と、平成 22 年に虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町及び西浅井町と合計 1 市 8 町の合併により、県下有数の人口と面積を有する自治体となりました。

同時に、昭和 50 年代頃の人口増加と高度経済成長に伴う生活環境の変化を背景として、合併前の旧市町で整備された多数の公共建築物及びインフラ資産（以下「公共施設等」という。）も保有することとなりました。

これらの公共施設等は、合併にあたって一定の整理を行ったものの、現在でも本市と同等規模の自治体と比較して非常に多くの施設を有しており、多額の管理運営費を要することから、適切に対応していく必要があります。

また、過去に整備された公共施設等が大量に更新時期を迎えることへの対応は、本市だけでなく、全国的な課題となっています。本市の保有する公共建築物の約 7 割が建設後 20 年以上経過しており、それらの施設は老朽化の進行により順次更新時期を迎えます。下水道施設等のインフラ資産についても、過去に集中して整備してきた結果、一斉に更新時期を迎えることになり、これらの公共施設等の更新費用は、今後大きな財政負担となってきます。

しかしながら、合併に伴う普通交付税の合併算定替の終了や、人口減少と少子高齢化の進行に伴う税収減と扶助費の増加等により、今後厳しい局面を迎える本市の財政状況では、これら公共施設等を現状のまま維持していくことは非常に困難となっています。

さらに、人口構造の変化による公共施設等の需要の変化、あるいは職員数の減少に対応するため、今後の公共施設等によるサービス提供のあり方についても検討していく必要があります。

こうした状況を踏まえ、将来の公共施設等の需要に対応した施設機能を維持しつつ、将来世代の負担軽減を図ることを目的として、長期的な視点から公共施設等を総合的かつ計画的に管理していくため、長浜市公共施設等総合管理計画（以下「本計画」という。）を策定するものです。

本計画に掲げる基本方針等を通じて、市民や利用者の方々に安全・安心で質の高い施設サービスを提供するとともに、持続可能な財政運営を目指していきます。

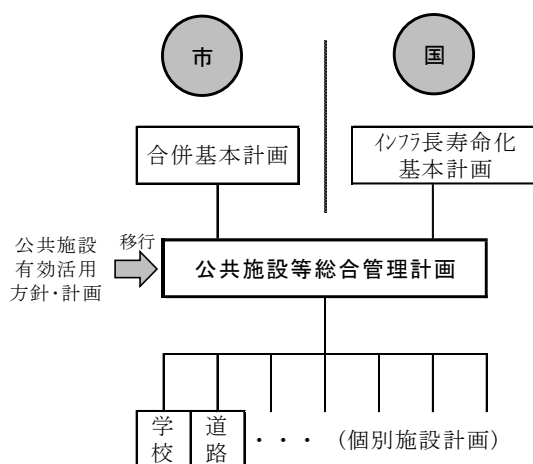
2 計画の位置付け

本計画は、平成 25 年 11 月 29 日にインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議で決定された「インフラ長寿命化基本計画」において策定を期待されている「インフラ長寿命化計画（行動計画）」に該当するもので、総務省が策定した「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針（平成 26 年 4 月策定、平成 30 年 2 月改訂）」に基づき策定するものです（図 1）。

また、本市における計画体系としては、合併基本計画（平成 26 年 10 月、令和元年 10 月変更）における「公共的施設の統合整備」を具体的に進めるための基本方針をまとめたものとして位置付けます。このため、本計画は、学校や道路などの各施設群における計画（個別施設計画）の上位計画として位置付けることとします。

なお、「長浜市公共施設有効活用方針（平成 23 年 3 月策定）」及び「長浜市公共施設有効活用計画（平成 23 年 4 月策定）」は、本計画に移行するため、廃止します。

図 1 計画の体系



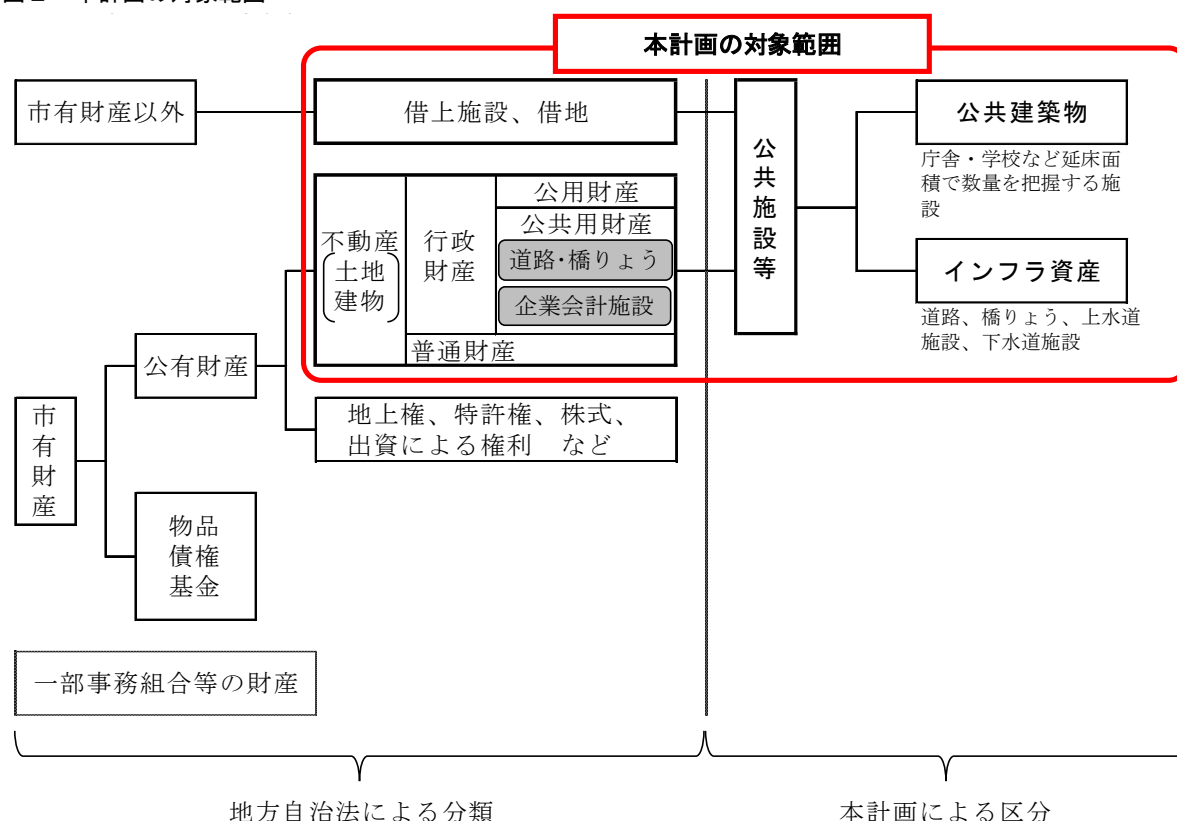
3 対象とする範囲

地方自治法上、地方公共団体が保有する財産は、公有財産・物品・債権・基金に分類されます。また、公有財産は、不動産（土地・建物）や地上権、特許権などに分類されます。

さらに、市有財産以外の借上施設等も、一般的に公の施設として、市民の利用に供しています。本計画では、公有財産のうち不動産（土地・建物）に属する行政財産（道路・橋りょうや企業会計施設を含む。）及び普通財産に加え、借上施設等も含めて「公共施設等」として対象範囲とします（図2）。

なお、本計画では、「公共施設等」を庁舎・学校など延床面積で数量を把握する「公共建築物」と、道路、橋りょう、上水道施設及び下水道施設の「インフラ資産」とに区分することとします。

図2 本計画の対象範囲



- 注1 表示単位未満の端数処理の関係で、合計が一致しない場合があります。
- 注2 本計画の人口は、特に注意書きがない限り、平成31年4月1日現在の住民基本台帳人口（118,125人）を用いています。
- 注3 公共建築物のデータについては、所管部署から収集を行った公共施設調査票（平成26年3月、令和元年5月）を基に作成しています。
- 注4 固定資産台帳のデータについては、平成29年度決算データを基に作成しています。
- 注5 公共建築物の管理運営費については、市で負担する経費のみを計上していますので、県費負担の人件費や指定管理者の運営経費については計上していません。
- 注6 道路については、平成31年4月1日現在の延長及び面積を基に取りまとめています。
- 注7 橋りょうについては、全体で1,195橋ありますが、本計画では、各橋りょうの状況が把握できている224橋（長浜市橋梁長寿命化修繕計画において対象としている橋りょう）を対象に取りまとめています。
- 注8 上水道施設については、平成29年4月に長浜水道企業団へ全て移管しました。本市が管理していた上水道管の年度別整備状況（参考）を掲載しています。
- 注9 下水道施設については、長浜市下水道ビジョンの策定資料を基に取りまとめています。

第2 公共施設等を取り巻く状況

1 人口の動向及び将来の見通し

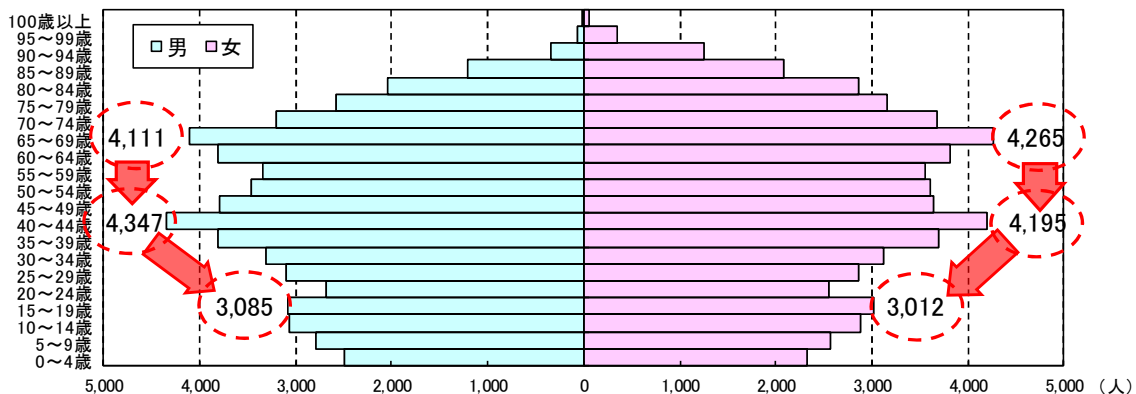
本市の5歳階級別男女別人口構成は、図3のようになっています。男女の合計人口は、40～44歳の区分が最も多く、65～69歳の区分が2番目に多くなっています。同様の年齢差を見ると、15～19歳の区分では、40～44歳の区分の7割程度の人口にとどまっており、人口減少がすでに始まっていることがわかります。また、将来の子育て世代（20代～40代）の人口の減少により、生まれてくる子供の数も減少することから、今後、加速度的に人口が減少することが見込まれます。

長浜市の人口は、平成17年をピーク（124,498人）に年々減少が見込まれ、令和27年にはピーク時に比べ約3万2千人の減少（▲26.1%）が見込まれています。特に老年人口の構成割合（高齢化率）が、令和27年には36.1%（平成27年は26.9%）にまで上昇する一方、生産年齢人口の構成割合が51.9%（同59.3%）まで減少することが予測されています（図4）。

すなわち、生産年齢人口の減少に伴い税収も減ることが予想されるとともに、高齢化率の増高により扶助費の増加が見込まれます。

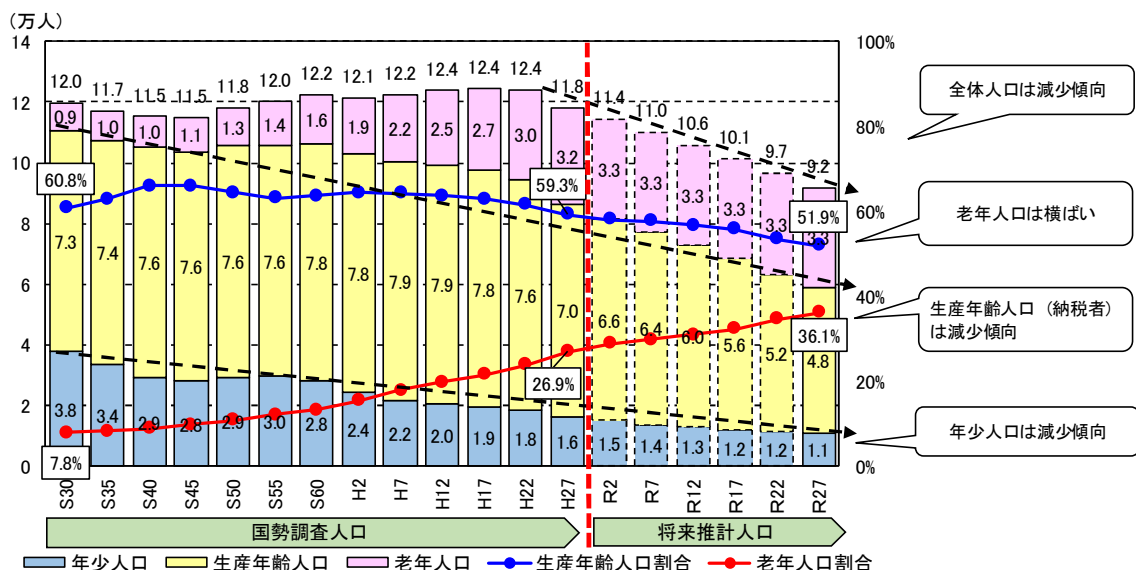
さらに、少子高齢化の進展により、施設に対する需要の規模や内容が変化するとともに、人口減少により、需要そのものの減少が見込まれます。

図3 5歳階級別男女別人口構成（平成27年国勢調査）



出典：国勢調査のデータを基に作成

図4 人口の推移と将来の見通し



出典：国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所のデータを基に作成

2 財政の状況及び今後の計画

(1) 財政状況の推移

本市の普通会計の決算額は、近年増加しており、平成30年度については、消防本部庁舎建設に伴う負担金や産業文化交流拠点（ながはま文化福祉プラザ）等の大型建設事業の増加等により、前年度を上回り590億円となっています（図5・6）。

歳入については、税源移譲などにより個人市民税は増加しているものの、法人市民税は減少しており、平成22年度以降は、市税全体では減少傾向にあります（図7）。こうした市税の減少に伴い、平成30年度の自主財源の割合は、平成22年度比で4ポイント低下しています。（図8）。

地方交付税については、歳入の約3割を占めており、地方交付税に頼らざるを得ない財政体質となっています。特に、普通交付税等の合併特例措置分が、平成27年度から令和2年度にかけて段階的に縮減されているため、市の財政状況は、今後非常に厳しい局面を迎えることになります（図9）。

図5 歳入決算額の推移（普通会計）

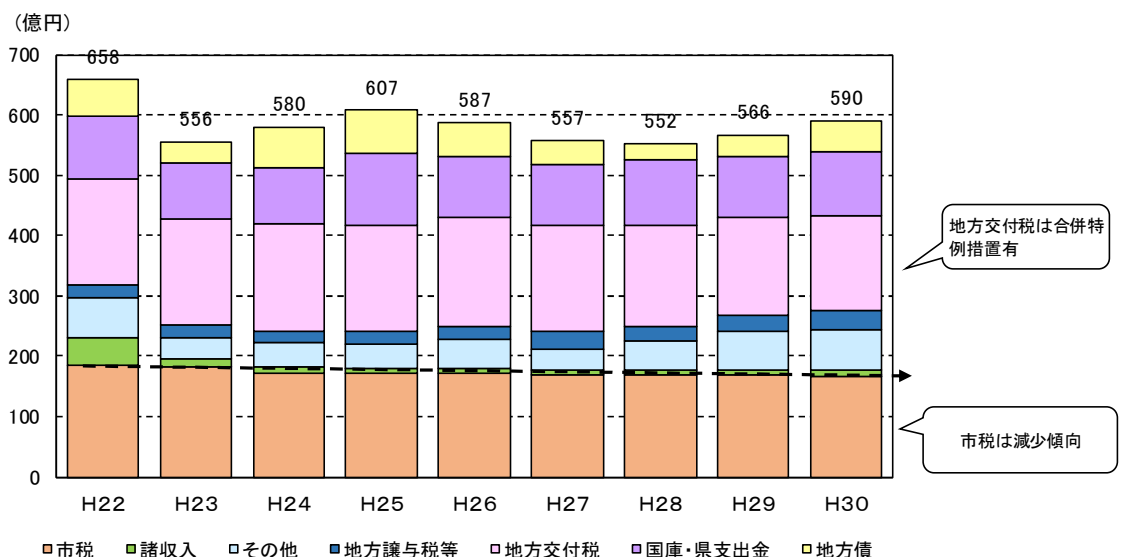
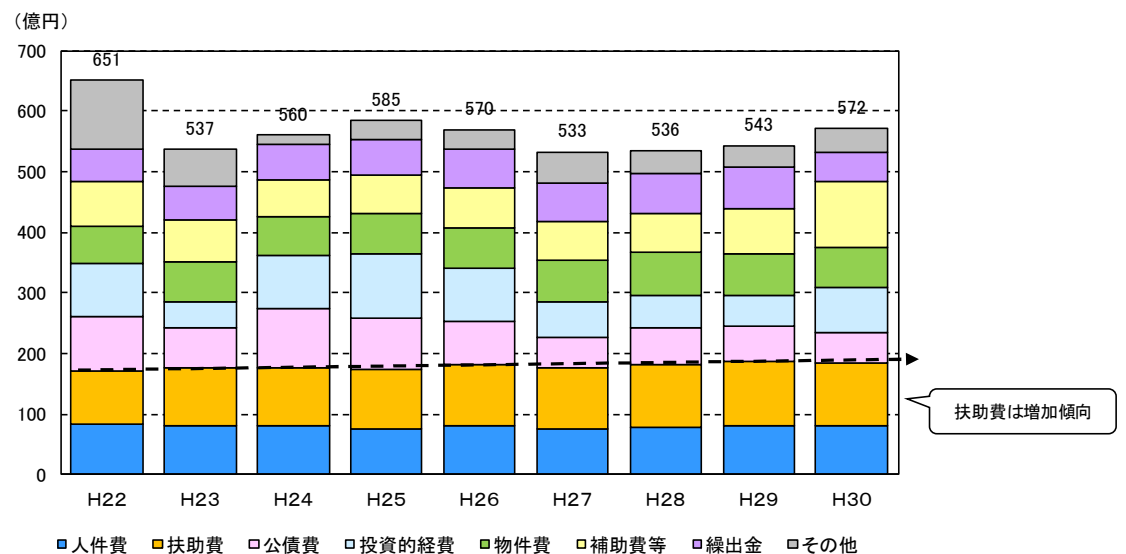


図6 歳出決算額の推移（普通会計）

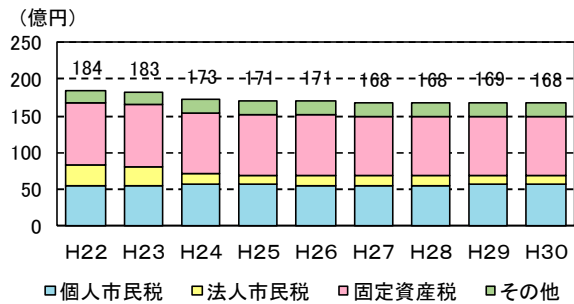


歳出については、計画的な繰上償還により公債費は減少しているものの、合併による生活保護等の事務移譲や少子高齢化の影響等により扶助費が増加傾向となっており、今後も増加が見込まれます（図10）。

一方、投資的経費は、平成25年度のピーク以降減少し続けていましたが、合併特例措置を活用した大型建設事業等が増加したことにより、5年振りに増加しています。平成30年度の投資的経費の目的別の内訳は、土木費・教育費・総務費の割合が多くなっています（図11）。

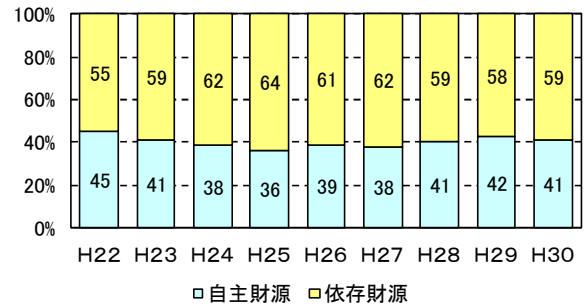
また、維持補修費は施設の老朽化等により大きく増加しており、今後も増加が見込まれます（図12）。

図7 市税の推移



出典：地方財政状況調査のデータを基に作成

図8 自主財源と依存財源の割合の推移



出典：地方財政状況調査のデータを基に作成

図9 普通交付税等の合併算定替のイメージ

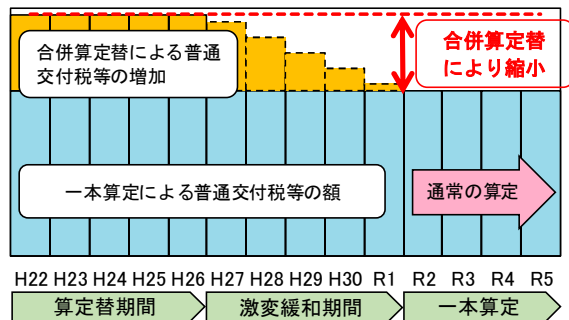
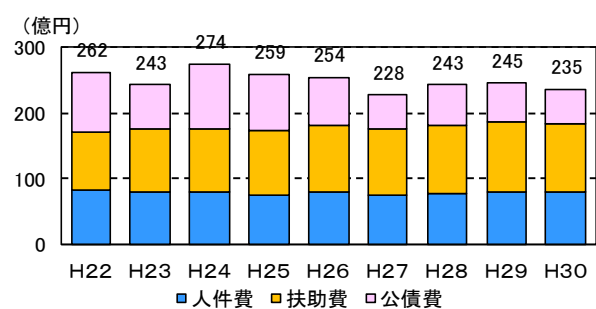
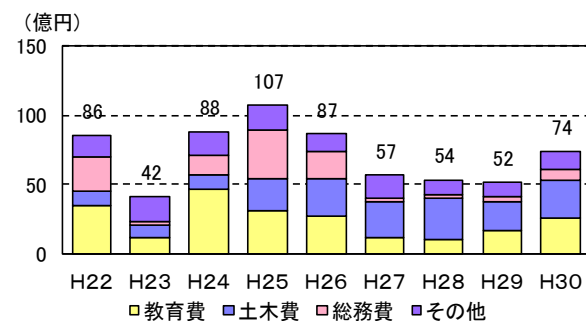


図10 義務的経費の推移



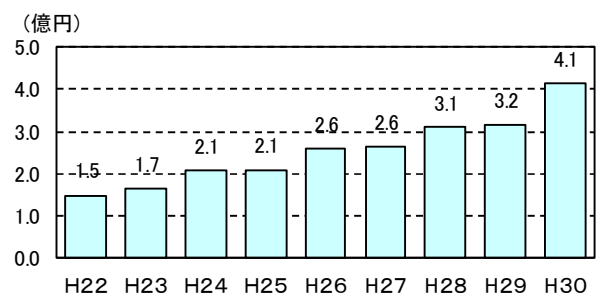
出典：地方財政状況調査のデータを基に作成

図11 投資的経費の推移



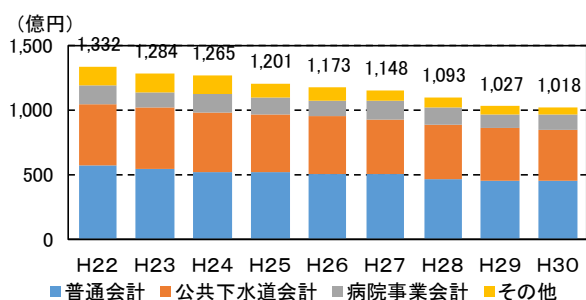
出典：地方財政状況調査のデータを基に作成

図12 維持補修費の推移



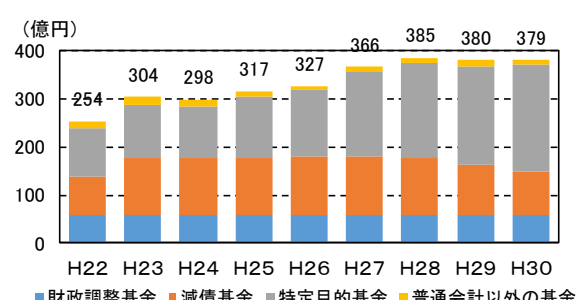
出典：地方財政状況調査のデータを基に作成

図13 地方債残高の推移



出典：地方財政状況調査・地方公営企業決算状況調査のデータを基に作成

図14 基金残高の推移



出典：財産に関する調査のデータを基に作成

地方債残高は、地方債発行の抑制や繰上償還の実施などにより、合併以降、毎年度減少し、平成 30 年度末で 1,018 億円（市民一人当たり約 86 万円）となっています（図 13）。

基金残高（土地開発基金及び公共建築物長浜市産材調達管理基金を除く。）は、行政改革・経費削減等により生み出した財源や合併特例債が通常の地方債より充当率が高いことによる果実等を用いて、毎年度計画的に基金積立を実施した結果、平成 30 年度末で 379 億円（市民一人当たり約 32 万円）となっています（図 14）。

（２）財政計画

令和元年度 7 月に策定された財政計画において、令和 2 年度から令和 11 年度までの 10 年間の普通会計の歳入・歳出の計画は、表 1 のとおりとなっています。当該財政計画に掲げる財政運営の目標達成に向けた取組を反映させることにより、収支の均衡を図ることとしています。

公共施設等の更新に関連する投資的経費については、規模と経費の適正化を図ることにより、毎年度の投資額を抑制していくとともに、本市の政策課題の解決に資する事業を厳選し、年度間の平準化を図ることとしています。

また、公共施設等の長寿命化に係る費用については、毎年度安定的に確保するとともに、公共施設等の解体に係る経費を確保することにより、不用品施設については、適切に除去等を進めることとしています。

表 1 歳入・歳出の財政計画

(単位：百万円)												
区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
歳入	地方税	16,520	16,553	16,371	16,356	16,347	16,148	16,145	16,148	15,927	15,935	15,949
	地方譲与税	420	420	420	428	428	428	440	440	440	440	450
	各種交付金等	2,380	2,400	2,319	2,341	2,364	2,386	2,409	2,377	2,400	2,423	2,446
	地方交付税	13,700	13,921	13,629	13,542	13,498	13,486	13,359	12,887	13,102	13,052	13,003
	国県支出金	10,826	11,197	12,036	11,992	11,450	11,226	11,247	11,238	11,136	11,002	11,006
	分担金及び負担金	289	172	172	172	172	172	172	172	172	172	172
	使用料及び手数料	660	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400
	財産収入	265	265	265	265	265	265	265	265	265	265	265
	寄附金	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62
	繰越金	51	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	繰入金	2,976	1,708	1,580	2,017	1,513	1,538	1,028	1,753	914	816	1,221
	諸収入	771	832	1,328	1,324	1,320	1,317	1,313	1,309	1,307	1,305	1,305
	地方債	3,624	6,776	3,720	3,187	2,991	3,345	3,704	3,645	3,514	3,330	3,385
歳入合計額		52,544	54,706	52,302	52,086	50,810	50,773	50,544	50,696	49,639	49,202	49,664

年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
歳出	人件費	8,044	10,668	10,510	10,978	10,821	10,428	10,696	10,673	10,264	10,410	10,344
	扶助費	11,241	11,157	11,308	11,638	11,665	11,713	11,751	11,795	11,863	11,920	11,982
	公債費	4,086	5,230	4,100	4,152	4,220	4,245	4,189	4,257	4,298	4,196	4,283
	物件費	7,683	5,019	5,601	5,746	5,698	5,735	5,859	5,945	5,927	5,995	6,059
	維持補修費	266	366	366	366	366	366	366	366	366	366	366
	補助費等	8,658	10,979	8,585	8,573	8,585	8,723	8,950	8,993	8,981	8,731	8,871
	積立金	109	109	109	109	109	109	109	109	109	109	109
	投資及び出資金、貸付金	791	530	528	531	574	477	872	876	513	527	527
	繰出金	4,979	4,901	4,869	4,856	4,795	4,768	4,751	4,722	4,609	4,601	4,609
	投資的経費	6,687	5,747	6,326	5,137	3,977	4,209	3,001	2,960	2,709	2,347	2,514
歳出合計額		52,544	54,706	52,302	52,086	50,810	50,773	50,544	50,696	49,639	49,202	49,664

収支不足額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
-------	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

注 歳入・歳出ともに令和元年度は決算見込額です。

出典：財政計画（令和 2 年度～令和 11 年度）

今後、地方税や地方交付税等の経常的な収入の減少や扶助費の増加など、財政見通しは非常に厳しい状況にあります。この厳しい財政見通しの中、財政の健全性を図りつつも、安全で快適な施設サービスを利用者に提供していくことが重要となります。

3 職員の状況及び今後の計画

二度の合併により職員数が増加したことから、計画的に職員数を削減し簡素で効率的な行財政運営を図るため、平成 21 年 10 月に長浜市定員適正化計画を策定し、職員数の適正化に取り組んできました。

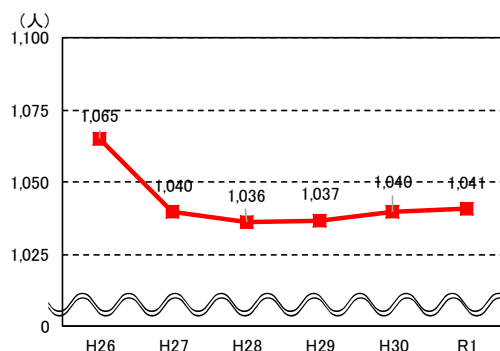
また、平成 26 年 8 月には、平成 27 年度から令和 6 年度までを計画期間とする新たな定員適正化計画が策定され、これに基づき、令和元年度までの 5 年間で 24 人（▲2.3%）の職員を削減してきました（図 15）。

さらに、令和元年 7 月には、当該定員適正化計画が改定され、人口 1 万人当たりの職員数を指標とする目標値が掲げられました。その中で、令和 6 年 4 月 1 日の職員数を 1,025 人（平成 26 年度比▲3.8%）とすることとしています。

しかしながら、職員数の削減がこのまま進めば、公共施設の管理運営をはじめとする公共サービスの提供を行政のみが担うことは、困難になると予想されます。

このため、更なる指定管理者制度の導入を図るなど、民間活力を活用した施設の管理運営を進める必要があります。

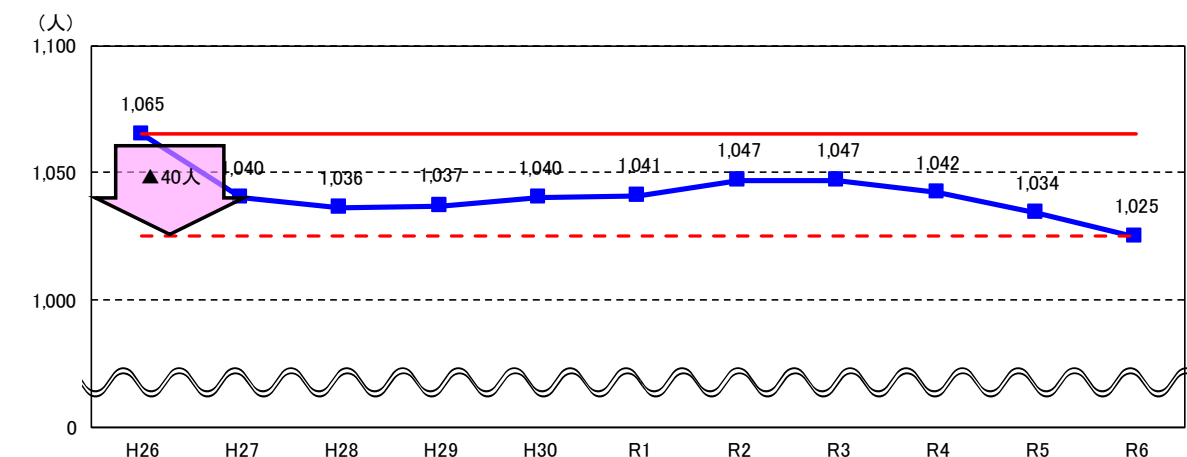
図 15 定員適正化計画に基づく職員数の推移



注 各年度とも 4 月 1 日現在の人数を記載しています。

出典：長浜市定員適正化計画のデータを基に作成

図 16 定員適正化計画による職員数の年次計画



注 各年度とも 4 月 1 日現在の人数を記載しています。

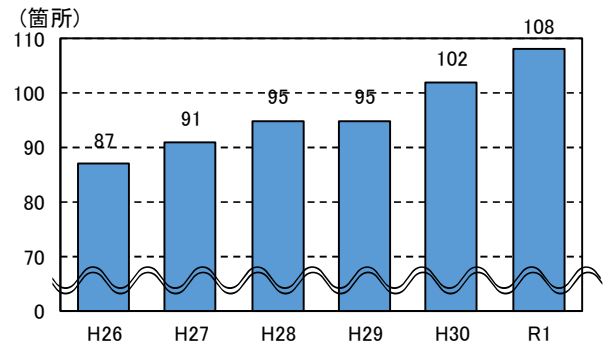
出典：長浜市定員適正化計画のデータを基に作成

【参考】指定管理者制度の導入について

指定管理者制度は、「多様化する住民のニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図る」ことを目的として、民間事業者等を含めた幅広い団体にも公の施設の管理を委託できるようにした制度です。

本市では、これまで順次指定管理者制度の導入を進めることにより、住民サービスの向上と経費の節減を図り、もって施設の質の向上につなげてきました（図 17）。

図 17 指定管理者制度導入施設数の推移



注 各年度とも4月1日現在の施設数を記載しています。

第3 公共施設等の現況及び将来の見通し

1 公共施設等の分類

本計画で対象とする公共施設等（対象範囲についてはP2を参照）を用途別に分類し、表2のように区分しました。

表2 公共施設等の分類

区分	分類			当初	平成30年度末		主な施設等（平成30年度末）
	大分類	小分類	施設類型	延床面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	増減率（％）	
				A	B	C＝（B－A） ／A×100	
公共建築物	学校教育 系施設	小中学校	小中学校	240,395.73	234,297.72	▲2.5	小学校25校、中学校12校、義務教育学校1校
		その他教育施設	給食センター	8,244.43	8,141.43	▲1.2	給食センター3箇所
	生涯学習 系施設	市民文化系施設	まちづくり施設	28,647.53	29,634.26	3.4	まちづくりセンター18館
			文化ホール	14,188.48	14,188.48	0.0	文化ホール7箇所
		社会教育系施設	図書館	9,049.00	9,049.00	0.0	図書館6館
			博物館・資料館	8,977.86	9,124.92	1.6	博物館・資料館12館
		スポーツ・レクリ エーション系施設	スポーツ施設	32,100.12	32,029.53	▲0.2	体育館11館
			レクリエーション・観光 施設	12,754.62	10,711.62	▲16.0	レクリエーション・観光施設8館
			宿泊施設	8,375.98	7,317.55	▲12.6	宿泊施設4箇所
	産業系施設	産業系施設	勤労者福祉施設	4,658.09	4,658.09	0.0	勤労者福祉施設5箇所
			物販施設	3,386.07	2,134.13	▲37.0	道の駅2箇所
			その他産業系施設	1,509.36	1,231.36	▲18.4	その他産業系施設4施設
	福祉系施設	子育て支援施設	幼稚園・保育所・認定こ ども園	35,303.52	35,256.37	▲0.1	幼稚園・保育所・認定こども園20園
			地域子育て支援センター	2,044.11	1,917.04	▲6.2	地域子育て支援センター4箇所
		保健・福祉施設	高齢者福祉施設	15,852.59	15,852.59	0.0	福祉ステーション10施設
			しょうがい福祉施設	2,739.48	2,508.04	▲8.4	児童発達支援センター・こども療育セン ター3箇所
			保健センター	5,255.05	2,187.32	▲58.4	保健センター・保健センター高月分室
			地域総合センター	4,124.89	3,337.02	▲19.1	地域総合センター4箇所
		医療施設	診療所	3,688.22	5,700.22	54.6	診療所11箇所
		行政系施設	庁舎等	庁舎	54,533.43	46,726.80	▲14.3
	その他行政系施設		その他行政系施設	23,135.68	22,384.81	▲3.2	消防団車庫・屯所・雪寒基地・防災倉庫
	公営住宅	公営住宅	市営住宅等	35,833.41	35,561.91	▲0.8	市営住宅等25団地
			改良住宅	23,541.87	11,990.59	▲49.1	改良住宅8団地
	都市基盤 施設	公園	公園	959.70	1,386.11	44.4	都市公園34箇所
		駐車場・駐輪場所	駐車場・駐輪場所	1,424.03	1,867.92	31.2	駐車場11箇所、駐輪場所11箇所
		その他都市基盤施 設	駅関連施設	5,340.92	5,340.92	0.0	駅関連施設9箇所
		墓地	21.00	21.00	0.0	墓地5箇所	
	企業会計 施設	病院施設等	病院施設等	58,643.80	63,977.37	9.1	市立長浜病院、湖北病院、やすらぎの里
	その他の 施設等	その他の施設等	その他の施設等	23,898.39	35,139.98	47.0	貸付施設・未利用施設等
インフラ 資産	インフラ 資産 （建築物）	道路	道路	－	－	－	延長：1,198km
		橋りょう	橋りょう	－	－	－	224橋（橋長5m以上。ただし、橋長5～ 15mについては、市道1・2級に限る。）
		上水道施設	上水道施設	3,913.14	0.00	▲100.0	
		下水道施設	下水道施設	11,225.26	10,562.29	▲5.9	管路延長：1,044km
合計（公共建築物等の延床面積）				683,765.76	664,236.39	▲2.9	公共建築物：653,674.10㎡ インフラ資産：10,562.29㎡

注 主な施設等の詳細については、第5 施設類型ごとの管理に関する基本方針（P.28）を参照してください。

出典：公共施設調査票・公共施設状況調査・長浜市橋梁長寿命化修繕計画・
長浜市地域水道ビジョン（移管前）・長浜市下水道ビジョンのデータを基に作成

2 公共施設等の現況

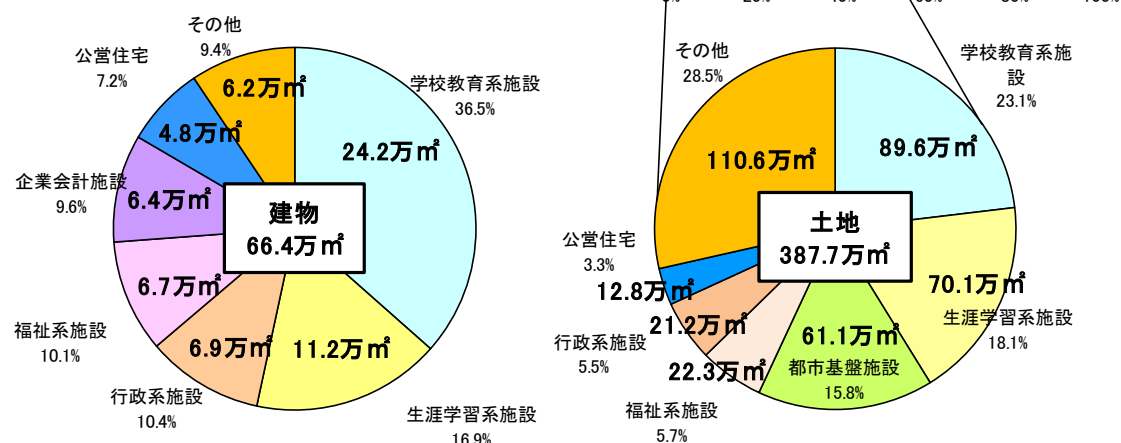
(1) 土地・建物の状況

長浜市の公共施設等における土地・建物の状況（借地を除く。）は、土地で 823.2 万㎡、建物で 66.4 万㎡となっています。土地（道路敷等のインフラ用地除く）のうち、435.5 万㎡（土地の 52.9%）が山林となっています（図 18）。

建物の用途別の内訳については、学校教育系施設が 24.2 万㎡（36.5%）と最も多く、次いで生涯学習系施設が 11.2 万㎡（16.9%）、行政系施設が 6.9 万㎡（10.4%）、福祉系施設が 6.7 万㎡（10.1%）の順となっています。

また、土地（山林を除いた 387.7 万㎡）の用途別の内訳については、学校教育系施設が 89.6 万㎡（23.1%）と最も多く、次いで生涯学習系施設が 70.1 万㎡（18.1%）、公園施設等がある都市基盤施設が 61.1 万㎡（15.8%）、福祉系施設が 22.3 万㎡（5.7%）となっています。

図 18 土地及び建物の内訳

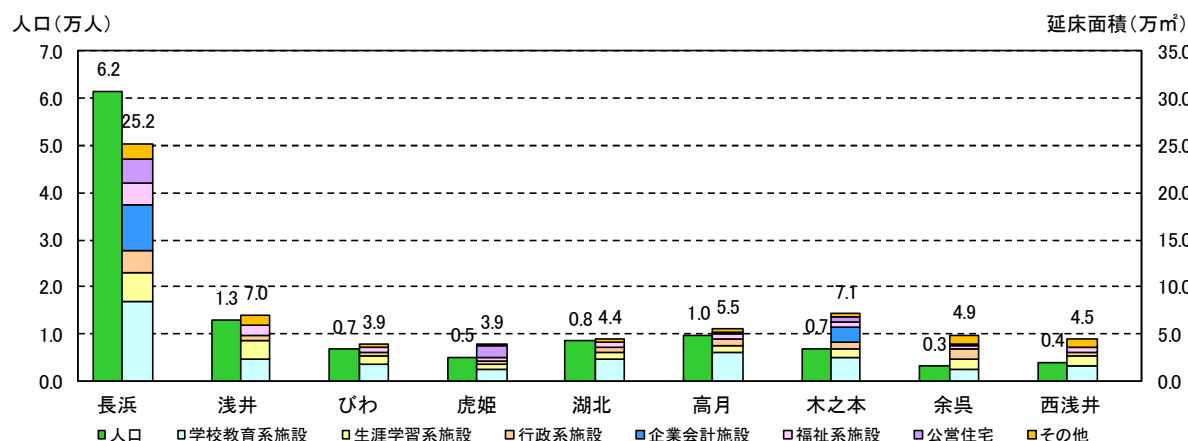


出典：公共施設調査票のデータ及び固定資産台帳のデータを基に作成

(2) 地域別の状況

合併前の旧市町の地域ごとの人口と公共施設等の延床面積の状況を比較すると、人口に比べて延床面積が多い地域や少ない地域があり、その分布状態に差が生じていることから、本市全体としての公共施設等の適正配置が必要です（図 19）。

図 19 地域別の人口と延床面積



出典：公共施設調査票のデータを基に作成

また、公共施設の設置状況を合併前の旧市町ごとに見た場合、これまで基礎自治体として自己完結的に公共施設の整備が進められた結果、どの地域も一定の公共施設が整備されています（表3）。

このため、利用対象者を同じくする施設が重複し、競合状態となっていることから、その緩和に向けた取組を進めていく必要があります。

表3 同種・類似施設の地域別設置状況

（単位：施設数）

施設類型	長浜	浅井	びわ	虎姫	湖北	高月	木之本	余呉	西浅井	合計
まちづくりセンター 注1	7	5	1	1	1	1	1		1	18
文化ホール 注2	1	1	1	1	1		1	1		7
図書館 注3	1	1	1	1	1	1				6
博物館・資料館 注4	3	2	1		1	2		1	2	12
体育館 注5	1	2	1	1	2	1	1	1	1	11
宿泊施設 注6	1						1	1	1	4
高齢者福祉施設 注7	3	1	1		1	1	1	1	1	10

注1 長浜市市民まちづくりセンター条例に掲げてあるまちづくりセンター数を記載しています。

注2 長浜市市民文化ホール条例に掲げてある文化ホールの数を記載しています。

注3 長浜市立図書館条例に掲げてある図書館の数を記載しています。

注4 長浜市長浜城歴史博物館、長浜市曳山博物館、国友鉄砲資料館、富田人形会館、菅浦郷土史料館のほか、長浜市歴史民俗資料館条例及び長浜市郷土資料館条例に掲げてある資料館の数を記載しています。

注5 長浜市民スポーツ施設条例に掲げてある体育館の数を記載しています。

注6 国民宿舎豊公荘のほか、長浜市宿泊観光施設条例に掲げてある宿泊施設の数を記載しています。

注7 長浜市福祉ステーション条例に掲げてある福祉ステーションの数を記載しています。

（3）他都市との比較【※1】

東洋大学PPP研究センターが調査した全国981市区町村の人口と延床面積のデータを用いて、他都市との比較を行ったところ、住民一人当たりの延床面積は、全国平均3.42㎡に対して、本市は5.1㎡となっています。

人口規模別の人口一人当たりの延床面積は図20のとおりで、どの人口区分であっても、おおむね人口一人当たりの延床面積の最小値は、2.0㎡前後となっています。

また、県内各市の人口と建物の延床面積を比較すると、合併団体は総じて県内平均よりも延床面積が多くなっています（図21）。特に、長浜市は、人口一人当たりの延床面積が5.1㎡と県内各市の中では高島市、米原市に次いで多くなっており（県内平均：3.7㎡）、公共施設等の保有量の適正化が必要です。

【※1】東洋大学PPP研究センターのデータを用いているため、第3の2（1）で示した数値とは異なります。
また、人口は、平成22年3月31日現在の住民基本台帳人口を用いています。

図20 人口規模別人口一人当たり延床面積

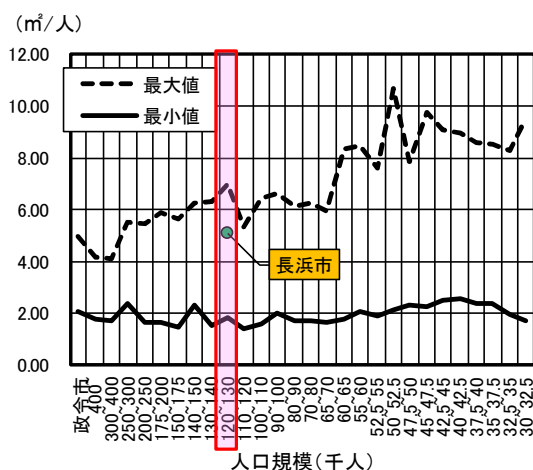
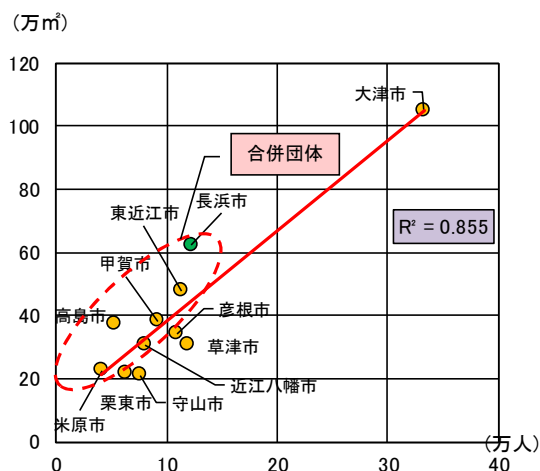


図21 県内各市の人口と建物の延床面積



出典：東洋大学PPP研究センターの「全国自治体公共施設延床面積データ分析結果報告」から引用

出典：東洋大学PPP研究センターの「全国自治体公共施設延床面積データ分析結果報告」のデータを基に作成

3 公共建築物の現況

(1) 建築年度別の整備状況

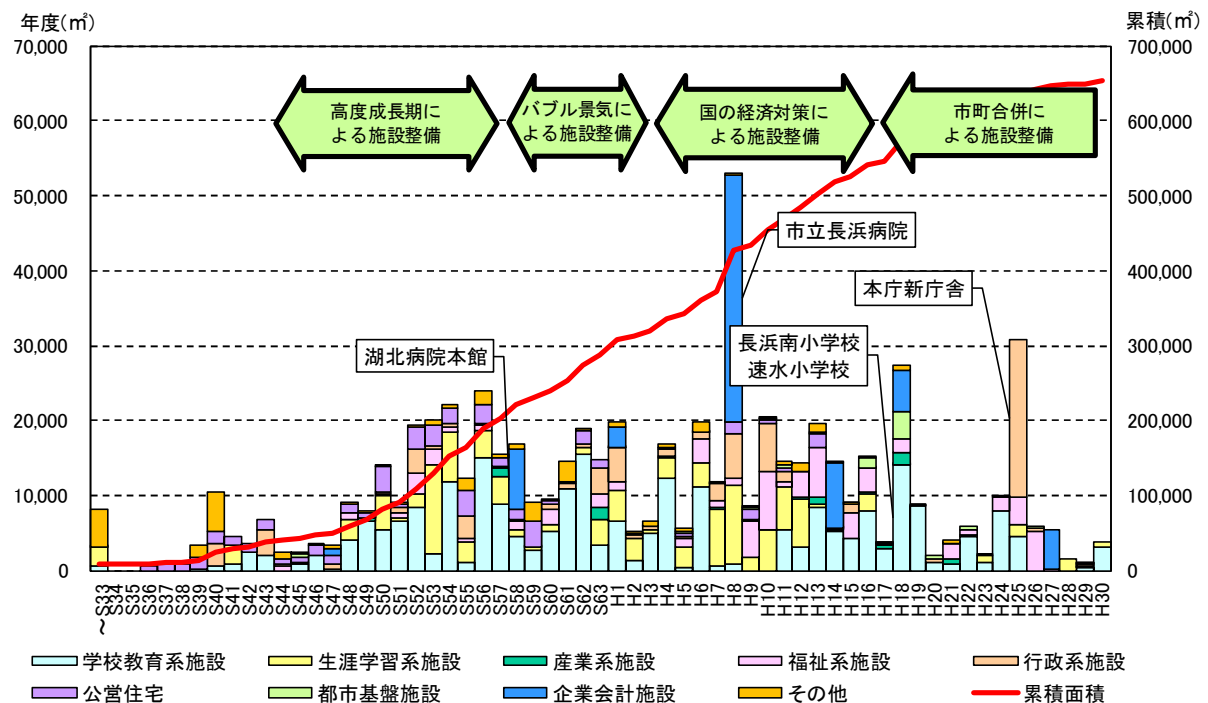
公共施設等のうち、最初に、公共建築物の状況を整理しました。

公共建築物の建築年度別の建物の延床面積の分布を見てみると、①高度成長期の年代、②バブル景気の年代、③国の経済対策の年代、④市町合併後の年代を中心に様々な施設整備が行われ、延床面積の累計も昭和45年度の4.3万㎡（現在の65.4万㎡に対して7％）から平成12年度では48.4万㎡（同74％）まで増加しています（図22）。

この施設の整備状況の年度間の偏在が、今後の更新時期の偏在につながる事が予想されます。

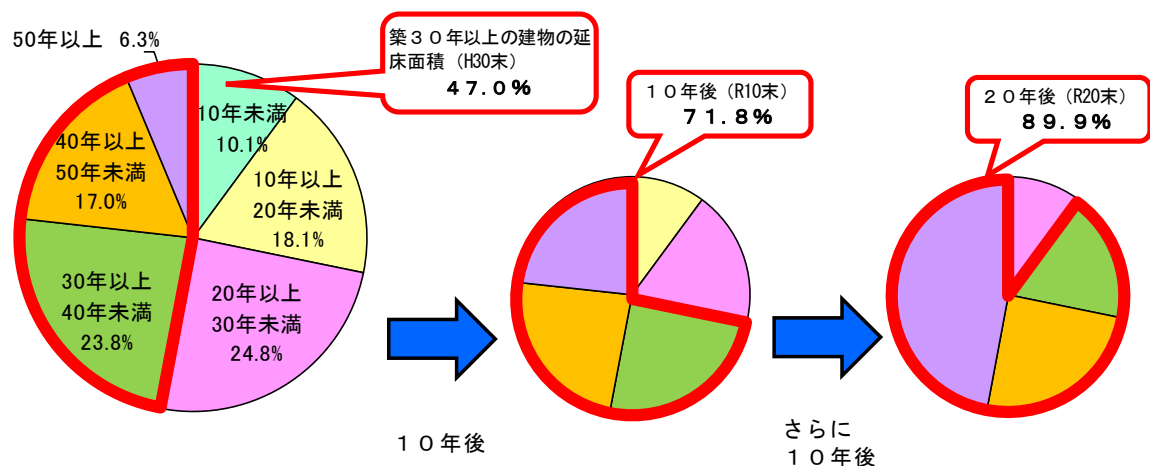
また、平成30年度現在において、公共建築物の47.0％が建設から30年以上、71.8％が建設から20年以上を経過しています。築30年以上の建物の割合は、10年後には71.8％、20年後には89.9％にまで増加（図23）することが予想され、公共建築物の老朽化に合わせてますます維持補修や施設の更新等に多額の投資が必要となることを見込まれます。

図22 年度別整備延床面積の状況



出典：公共施設調査票のデータを基に作成

図23 公共建築物の築年数



出典：公共施設調査票のデータを基に作成

(2) 管理運営費の状況

公共建築物に係る管理運営費（公営企業会計を除く。）は、平成 30 年度決算で約 57 億円で、人件費が 64%（37 億円）、光熱水費や修繕費などの維持管理費が 36%（20 億円）となっています（図 24）。

管理運営費の財源内訳については、使用料などの特定財源が 26%（15 億円）で、残りは市税等の一般財源（施設を利用していない人の税も含む。）で賄われています。

施設を利用する人と利用しない人の負担の公平性を考えると、受益者負担のあり方についても、見直していく必要があります。

また、施設に係る減価償却費（建物附属設備、構築物を含む。公営企業会計は除く。）については、平成 29 年度決算において約 27.9 億円で、学校教育系施設が約 10 億円（36.8%）と最も多く、次いで生涯学習系施設が約 6.4 億円（23.0%）、福祉系施設が約 4.4 億円（15.8%）、行政系施設が約 3.5 億円（12.9%）の順となっています（図 24-1）。

図 24 公共建築物の管理運営費及び財源内訳

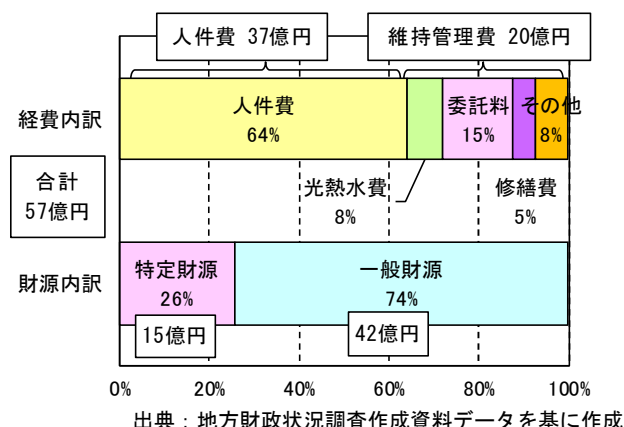
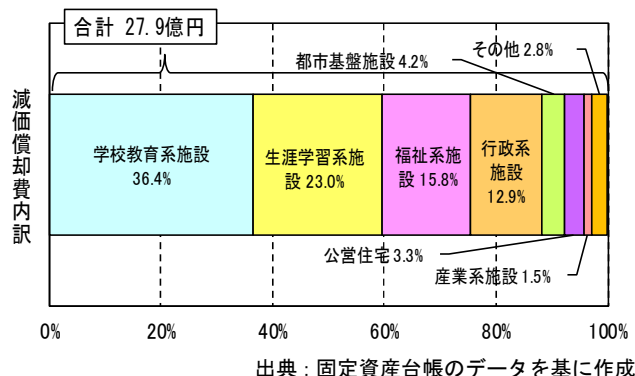


図 24-1 公共建築物の減価償却費



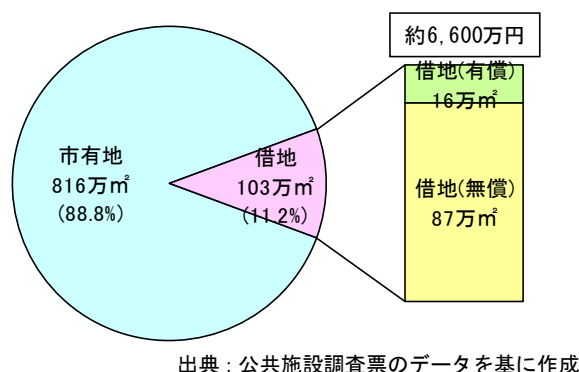
(3) 借地の状況

公共建築物の敷地のうち 103 万㎡（11%）については、個人や法人等からの借地となっています（図 25）。

このうち、有償の借地が 16 万㎡あり、借地料は平成 24 年度決算額で約 6,600 万円となっています。

借地への公共建築物の設置については、土地・施設の継続的な利用の観点や借地料の財政負担等の観点から課題が大きいため、借地の解消に向けた取組を進めていく必要があります。

図 25 借地の状況

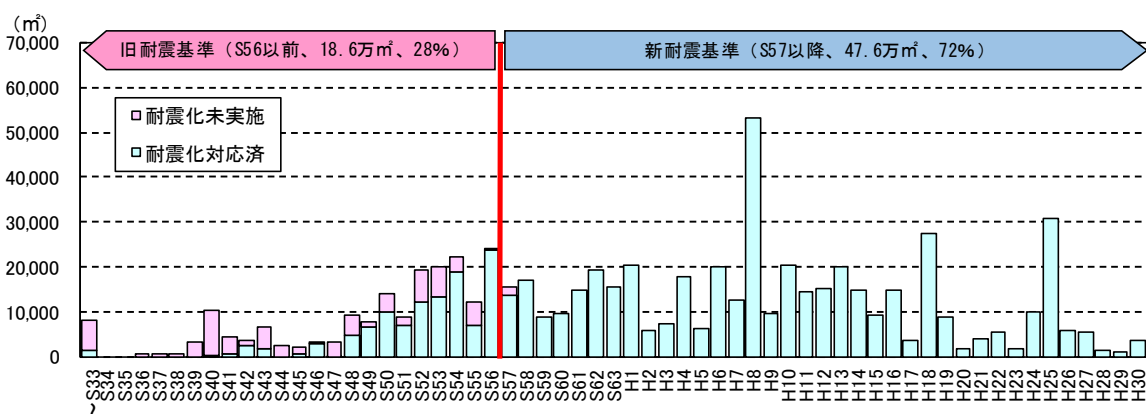


(4) 耐震化の状況

公共建築物の耐震化の状況（延床面積ベース）は、全体の 72%が新耐震基準による整備、残りの 28%が旧耐震基準による整備となっており、旧耐震基準の施設で耐震対策未実施の割合も全体の約 11.3%を占めています。

引き続き使用していく施設については、利用者の安全確保の観点から、耐震補強等を適宜行っていくことが必要となります。

図 26 年度別延床面積における耐震化の状況



出典：公共施設調査票のデータを基に作成

4 インフラ資産の現況

公共施設等の中には、公共建築物以外にも、道路や下水道など、いわゆるインフラ資産と呼ばれる多くの公共施設が住民の生活を支えています。

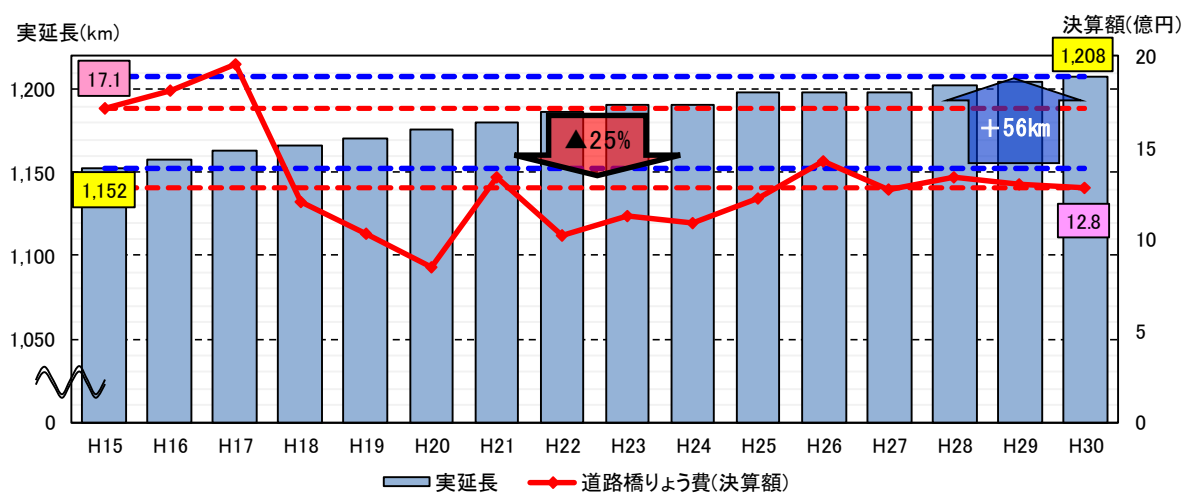
インフラ資産は、公共建築物のように延床面積という統一的な数量が設定しにくいいため、個別に数量を設定し、整備状況を整理しました。

(1) 道路

道路については、平成 15 年度に比べて実延長は 56 km (4.8%) 伸びているのに対し、道路橋りょう費の決算額は、平成 15 年度に比べて 4.3 億円 (25%) 減少しています (図 27)。

すなわち、道路は伸びているのに、道路にかけた経費は減少している状況です。道路の安全確保のためにも、今後も一定の経費を道路にかけていくことが必要です。

図 27 道路の実延長及び道路橋りょう費の決算額の推移



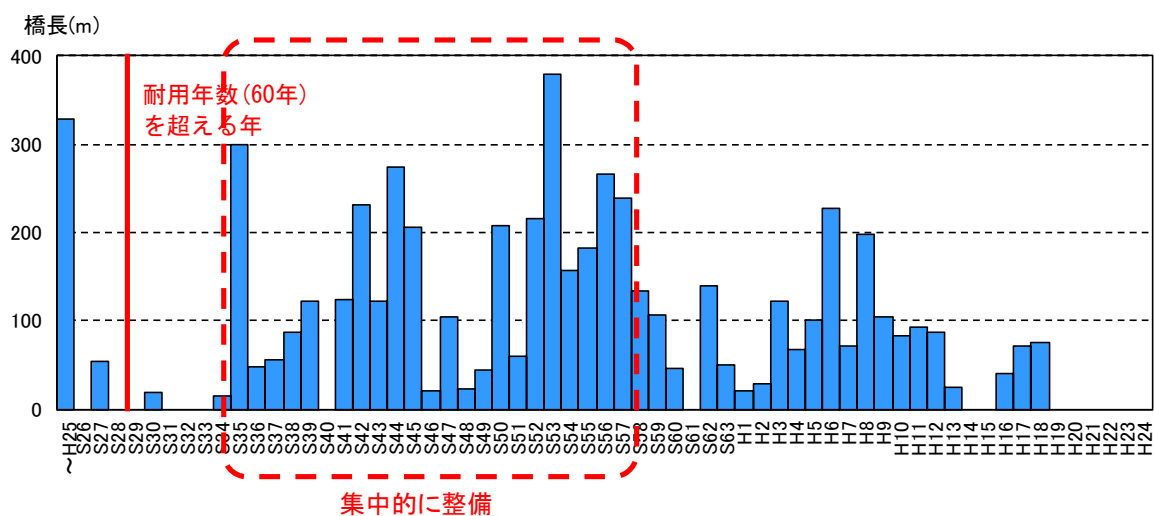
出典：地方財政状況調査・公共施設状況調査のデータを基に作成

(2) 橋りょう

橋りょう（長浜市橋梁長寿命化修繕計画で対象としている橋長 5 m 以上の 224 橋。ただし、橋長 5～15m については、市道 1・2 級に限ります。）については、その多くが、昭和 35 年度から昭和 57 年度までの間に集中的に整備されています (図 28)。

今後、橋りょうの老朽化による安全性の低下及び将来の大幅な更新費用の増加が予測されるため、より計画的な橋りょうの維持管理を行い、限られた財源の中で効率的に橋りょうを維持していくための取組が不可欠となります。

図 28 橋りょうの年度別整備状況

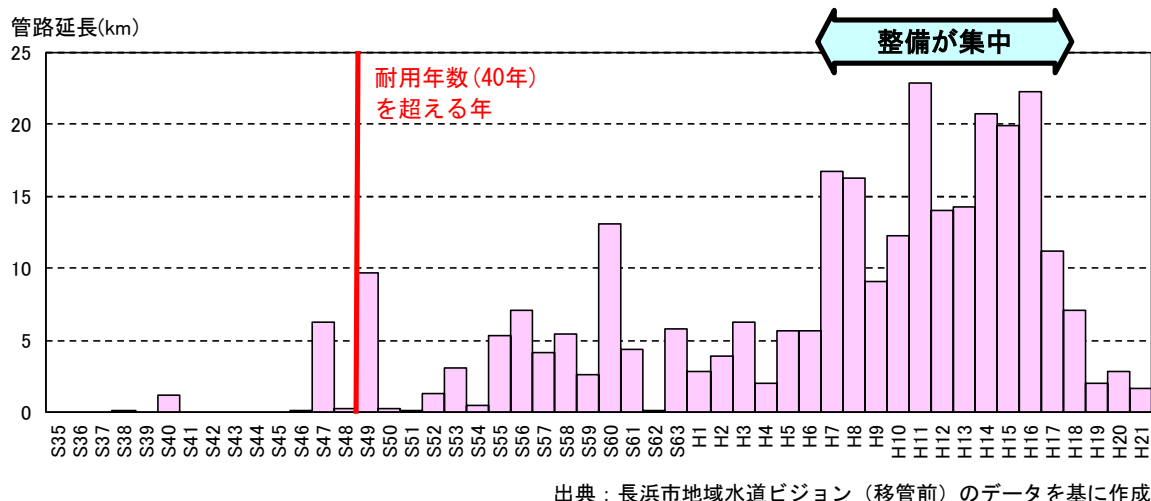


(3) 上水道施設

本市の水道事業は、本市が経営・管理する 2 上水道事業と 2 簡易水道事業のほか、一部事務組合の長浜水道企業団が経営・管理する 4 上水道事業がありましたが、平成 29 年 4 月に長浜水道企業団へ全て移管しました。

本市が管理していた上水道管の年度別整備状況（参考）は図 29 のとおりで、管路整備は主に平成に入ってから、下水道工事に伴う布設替えや統合整備による管路工事が集中的に行われています。

図 29 上水道管の年度別整備状況（参考）

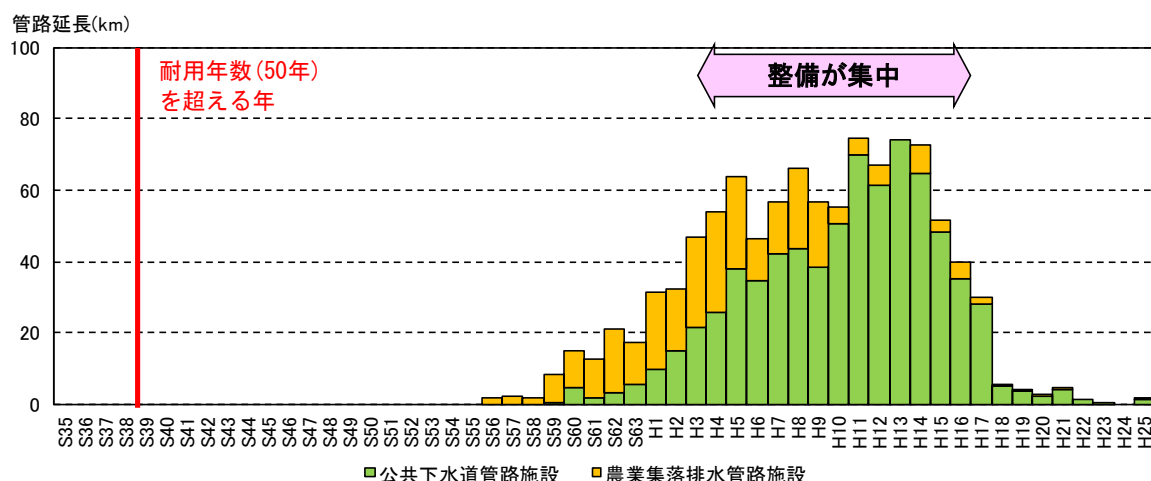


(4) 下水道施設

下水道管の年度別整備状況は図 30 のとおりとなっており、国の補助を受けて平成 3 年度から平成 17 年度にかけて集中的に整備されています。

今後、大量の施設が一斉に更新時期を迎えることになり、更新費用の縮減・平準化に向けた取組が必要となってきます。

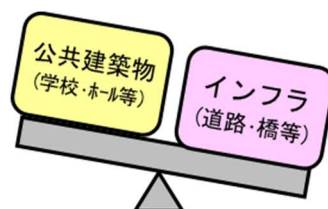
図 30 下水道管の年度別整備状況



出典：長浜市下水道ビジョンのデータを基に作成

インフラ資産はライフラインの一つであり、一般的に公共建築物よりも必要度が高いと言えます。

公共施設のマネジメントと言えば公共建築物の議論が中心となりがちですが、インフラ資産も含めた公共施設全体を見通した上で、取組を進めていくことが非常に重要となります。



5 将来の更新費用の推計

(1) 前提条件・推計方法

公共施設等の更新費用が、本市の財政運営に及ぼす影響を把握するとともに、今後の予算確保や経費縮減につなげるため、本計画の策定時に推計した前提条件・推計方法をベースにして、後述する公共施設等の大量更新時代を迎える令和19年度から令和36年度までを含む今後35年間分（令和2年度から令和36年度まで）の公共施設等における将来の更新費用を改めて推計しました。

なお、今回の中間見直しにおける推計期間を35年間と設定したのは、策定時の推計期間と終期を合わせ、策定時に定めた数値目標等を検証することとしたためです。

表4 更新費用の推計の前提条件・推計方法

区分	前提条件・推計方法
共通事項	・耐用年数経過後に現在と同じ延床面積で更新すると仮定し、延床面積の数量に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算しました。ただし、一部の普通財産など、更新を予定していない施設については、更新費用を計上していません。 ・試算の段階で、耐用年数を既に経過し、建替えなくてはならないはずの施設が建替えられずに残されている場合については、初年度（令和2年度）に更新費用を一括して計上しました。
公共建築物	・建物の構造ごとに、次のように耐用年数を設定しました。 SRC造・RC造：45年、PC造：30年、S造：25～45年、CB造・W造：25年 ・更新単価は、施設類型や建物構造等を勘案し、本市の建築費の実績等から算定したものを用いて推計しました。ただし、倉庫・車庫等の比較的軽易で汎用的な建物については、民間で取引されている金額を用いて推計しました。
道路	・総務省の更新費用試算ソフトと同条件で推計しました。 耐用年数：15年（全体の面積の1/15を毎年度更新）、更新単価：4.7千円/㎡

橋りょう	・長浜市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、当計画で対象としている橋長 5m 以上の 224 橋（ただし、橋長 5～15m については市道 1・2 級に限ります。）について、今後 35 年間の事業費のうち「事後保全型」の数値を用いて推計しました。
上水道施設	・上水道（簡易水道を含む。）は、平成 29 年 4 月に長浜水道企業団へ全て移管したことから、今回の推計では更新費用を計上していません。
下水道施設	・長浜市下水道ビジョンの策定資料に基づき推計しました。 （管路）耐用年数：50 年、更新単価：52 千円/m （農業集落排水処理施設）耐用年数：50 年、 更新費用：策定資料に基づき計上
将来投資見込額	・普通会計は、令和 2 年度から令和 11 年度までは財政計画の投資的経費を、令和 12 年度以降は毎年 25 億円（令和 11 年度：25.1 億円）と仮定して計上しました。 ・普通会計の令和 12 年度以降の投資的経費 25 億円の内訳としては、公共建築物 10 億円、道路・橋りょう 15 億円として配分しました。これは、インフラ資産は維持していく必要があるものの総量縮減が困難なため、インフラ資産に重点配分することとしたためです。 ・病院事業会計は、直近 5 年間（平成 26 年度から平成 30 年度までの決算）の建設改良費の平均額を、将来投資見込額として仮定しました。 ・下水道事業会計は、長浜市下水道ビジョンの策定資料の収支計画に基づき計上しました。

（２）公共施設等の更新費用の推計結果

上記の前提条件・推計方法により公共施設等の将来の更新費用を推計した結果、公共建築物については、35 年間で 1,272 億円の更新費用が必要となりました。これは、将来投資見込額の 1.4 倍に相当する金額です。

この更新費用の内訳は図 31 のとおりで、学校教育系施設が 34%、生涯学習系施設が 19%、企業会計施設が 16%を占める結果となっています。

また、インフラ資産の将来の更新費用は、35 年間で 1,626 億円となり、将来投資見込額の 1.9 倍の金額が必要との結果になりました。更新費用の内訳としては、下水道施設が 48%、道路が 42%を占める結果となっています（図 32）。

年度別の更新費用の内訳は、図 33 及び図 34 のとおりで、試算の段階で公共建築物の耐用年数を既に経過しているものの更新費用を一括計上した初年度（令和 2 年度）を除き、いずれも最初の 15 年間は更新費用が比較的低い傾向ですが、公共建築物については令和 23 年度頃に、インフラ資産については令和 19 年度以降に更新費用のピークが訪れる予想となっています。

図 31 公共建築物の更新費用の割合

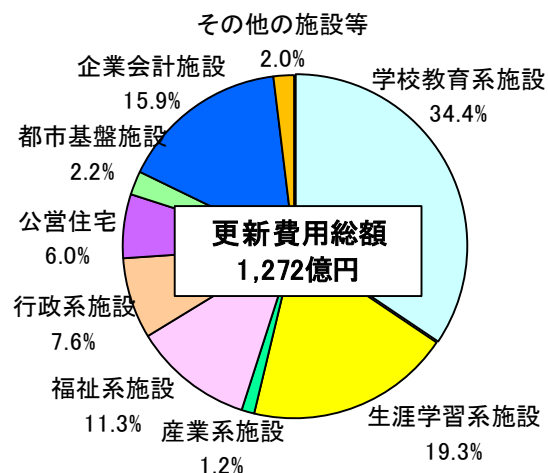


図 32 インフラ資産の更新費用の割合

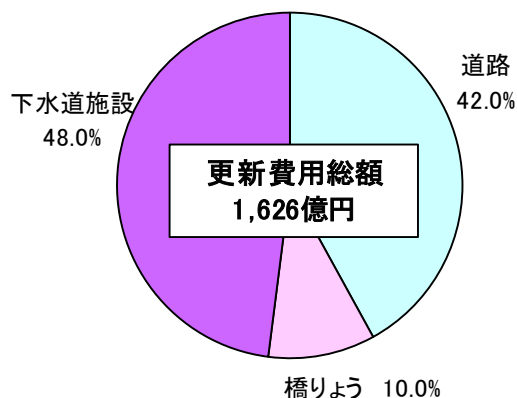


図 33 公共建築物の将来の更新費用の推計

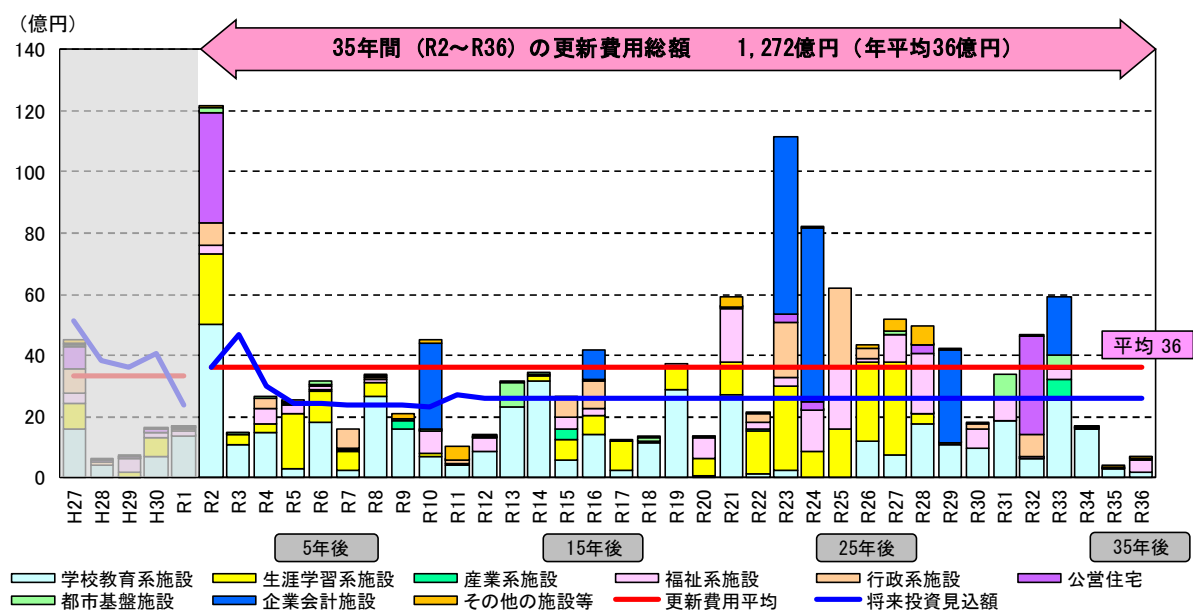
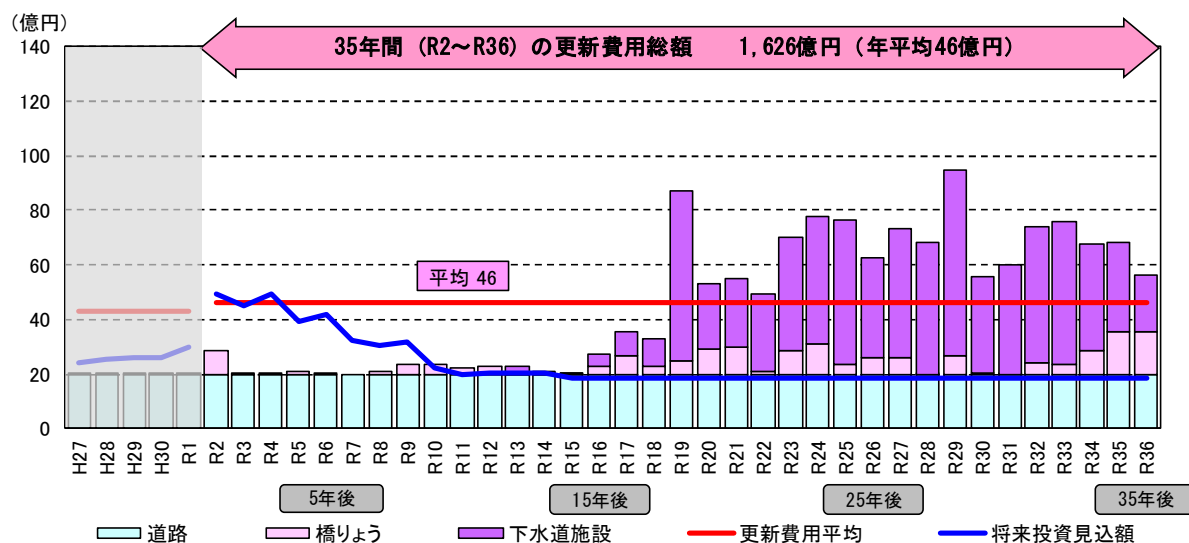


図 34 インフラ資産の将来の更新費用の推計

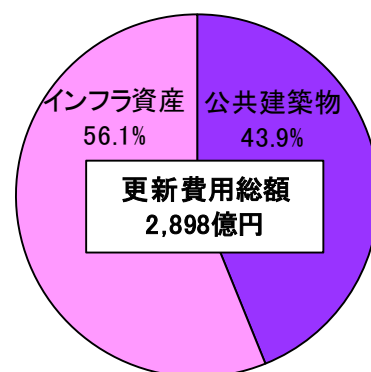


以上の結果により、公共施設等全体における今後35年間の更新費用の総額は2,898億円（年間平均更新費用額は83億円）となり、将来投資見込額の1.6倍の金額が必要との結果になりました（図35、表5、図36）。

更新費用のうち、56%がインフラ資産の更新費用であり、公共建築物の管理運営マネジメントと合わせてインフラ資産の安全確保のための維持保全を進めていく必要があります。

また、公共建築物、インフラ資産ともに、将来投資見込額よりも更新費用の方が上回っているため、施設の総量縮減や長寿命化などの見直しによる財政負担の軽減が不可欠です。

図 35 公共施設等の更新費用の割合



この財政負担の軽減に向けた取組は、早期に着手すればするほど効果が大きいことから、更新費用が投資見込額を上回る令和19年度までに進めておくことが重要です。

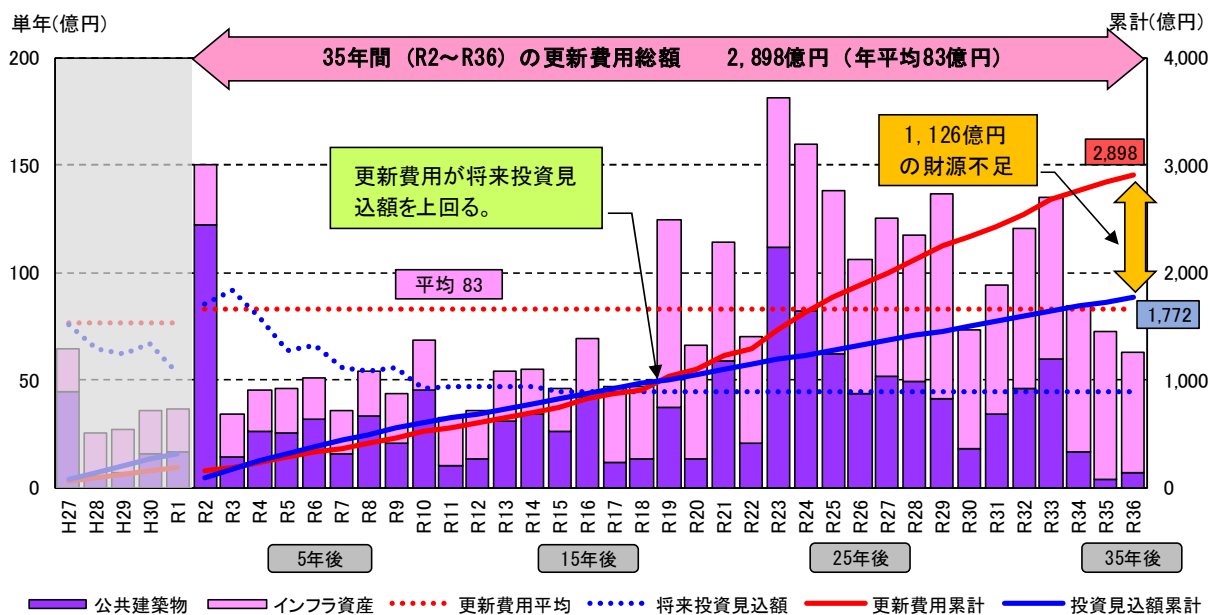
表5 将来の更新費用と投資見込額の状況【35年間（R2～R36）】

区分	35年間の更新費用	35年間の投資見込額	35年間の財源不足額	更新費用削減率
	a	b	c=b-a	d=c/a
公共建築物	1,272 億円	937 億円	▲335 億円	▲26%
インフラ資産	1,626 億円	835 億円	▲791 億円	▲49%
合 計	2,898 億円	1,772 億円	▲1,126 億円	▲39%

表5-1 （参考）将来の更新費用と投資見込額の状況【40年間（H27～R36）※策定時】

区分	40年間の更新費用	40年間の投資見込額	40年間の財源不足額	更新費用削減率
	a	b	c=b-a	d=c/a
公共建築物	1,331 億円	885 億円	▲446 億円	▲34%
インフラ資産	1,725 億円	828 億円	▲897 億円	▲52%
合 計	3,056 億円	1,712 億円	▲1,344 億円	▲44%

図36 公共施設等の将来の更新費用の推計



第4 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

1 課題整理

第2の公共施設等を取り巻く状況並びに第3の公共施設等の現況及び将来の見通しから、本市の公共施設等については、次のような課題が見えてきました。

① 人口減少・少子高齢化の進展

人口減少等により地方税や地方交付税等が減少する一方で、少子高齢化の状況により扶助費の増加が予想されるとともに、施設に対する需要の規模や内容の変化が見込まれます。この変化に柔軟に対応するため、施設の効率性を高めるほか、需要の減少に伴い余剰となる施設を整理するなど、施設総量の縮減に向けた対応が必要です。

② 厳しい財政見通し

地方税や地方交付税等の経常的な収入の減少や扶助費の増加など、財政見通しは非常に厳しい状況にあります。この厳しい財政見通しに対応するため、人件費や物件費などを削減していく必要があり、市が直営により施設を管理運営することは難しくなっています。

このため、指定管理者制度をはじめとする民間活力の導入の推進や安全で快適な施設サービスを利用者に提供していくための財源確保が必要となります。

③ 多大な資産の保有による維持管理費・更新費用の増大

これまで旧市町ごとに自己完結的に公共施設の整備が進められてきた結果、合併後の一つの自治体として見た場合、保有する施設の量が他の自治体よりも多く、多額の維持管理費がかかっています。このため、借地解消を含めた維持管理費の縮減や特定財源の確保、地域ごとに整備された公共施設等の競合状態の緩和など、施設の管理効率の向上に向けた取組が必要です。

また、今後15年から20年で公共施設等の大量更新時期を迎えます。この更新費用は、将来の投資見込額を大きく上回る予算が必要となるため、施設の総量縮減や長寿命化などの見直しによる財政負担の軽減が必要です。

2 基本理念

上記の課題は、すぐに顕在化するものばかりではありませんが、このままの状態にしておけば、将来の財政破たんを招くおそれがあります。この財政破たんを回避しながら、市民ニーズに的確に対応した公共サービスを提供していくためには、選択と集中によって、よりよい資産を未来に残すことが必要です。

このため、「未来の長浜市民に、よりよきものを引き継ぐ」ことを基本理念として、質の高い資産（＝よりよきもの）を残すための取組を進めます。

人口減少・少子高齢化の進展

厳しい財政見通し

多大な資産の保有による維持管理費・更新費用の増大

公共施設等総合管理計画

【基本理念】

未来の長浜市民に、よりよきものを引き継ぐ

3 計画期間

本計画は、大量更新時代を含む平成 27 年度から令和 36 年度までの 40 年間を見通しつつ、社会経済情勢に的確に対応するため、平成 27 年度から令和 6 年度までの 10 年間を計画期間としています。

4 数値目標の設定

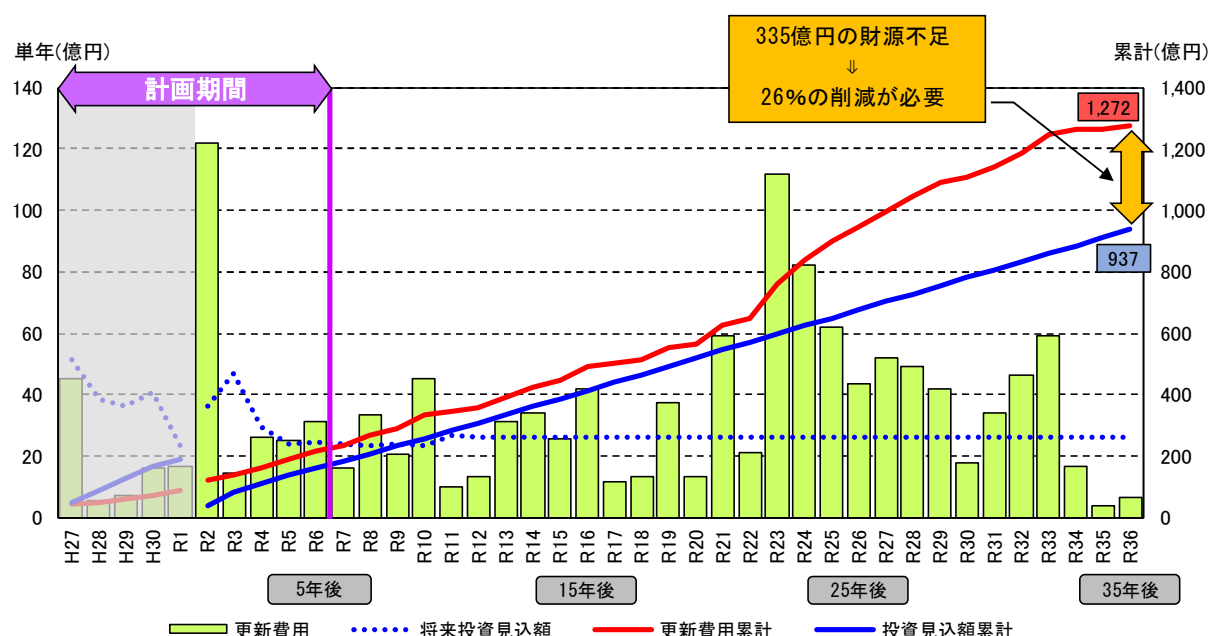
先述の基本理念の実現に向けて、公共施設等の計画期間における数値目標を設定します。なお、今回の中間見直しにおいて、策定時に定めた数値目標を検証することとします。

(1) 公共建築物の数値目標

公共建築物の今後 35 年間の更新費用の総額 (1, 272 億円) と将来投資見込額 (937 億円) を比較すると、35 年間で 335 億円 (10 億円/年) の財源が不足する計算となり、将来の更新費用を 26% 以上削減する必要があります (図 37)。

第 3 の 5 (1) の推計方法によると、更新費用は公共建築物の延床面積に比例していることから、将来の更新費用を削減するためには、施設の延床面積を現在の 66.4 万㎡に比べて 26% (17.2 万㎡に相当) 以上削減する必要があります。

図 37 公共建築物の将来の更新費用の推計



今回の中間見直しにおいて改めて算出した推計値によると、今後の投資見込額が増加したことなどから、35 年間で最低限必要な削減率は本計画の策定時に比べて緩和される結果となりました。

しかしながら、先述の課題整理のとおり今後の状況は厳しさを増す一方であり、公共建築物の保有量が多いことに依然変わりがなことから、引き続き計画的に延床面積の削減を進めるとともに、前倒しで削減可能な公共建築物については、積極的に取り組むこととします。

このため、策定時に設定した数値目標の延床面積を据え置くこととします (表 6)。

表6 数値目標の設定

項 目	数値目標設定		R1推計結果		H26推計結果(策定時)	
	延床面積	削減率	延床面積	削減率	延床面積	削減率
当初(H27)					68.4万㎡	
現在(R1)	66.4万㎡		66.4万㎡	▲3%		
計画(R6)	64.3万㎡	▲3%			64.3万㎡	▲6%
計画(R36)	45.1万㎡	▲32%	49.2万㎡	▲26%	45.1万㎡	▲34%

公共建築物の数値目標

公共建築物の今後 35 年間の延床面積 32%削減

(計画期間中の目標として)

公共建築物の今後 5 年間の延床面積 3 %削減

(2) 公共建築物の長寿命化による財政負担軽減の検討(参考)

今後 15 年から 20 年で公共施設等の大量更新時期を迎えることから、その更新費用については将来の投資見込額を大きく上回る予算が必要となることが想定されます。そこで、上記の施設総量縮減による財政負担の軽減を本計画の数値目標としつつ、これに加えて長寿命化による財政負担の軽減を次の仮定条件のもと検討することとします(図 37-1)。

【仮定条件】

①対象

- ・第3の5(1)で更新対象としている公共建築物のうち、耐用年数を45年と設定しているもの(それ以外の公共建築物については単純更新費用を計上)

②実施年度・期間設定

- ・長寿命化実施年度を建築後40年とし、耐用年数を80年まで延長【※2】
- ・2回目の長寿命化実施年度(建築後80年)に建替
- ・試算の段階で、長寿命化実施年度を既に経過しているものについては、単純更新費用を計上

③単価設定

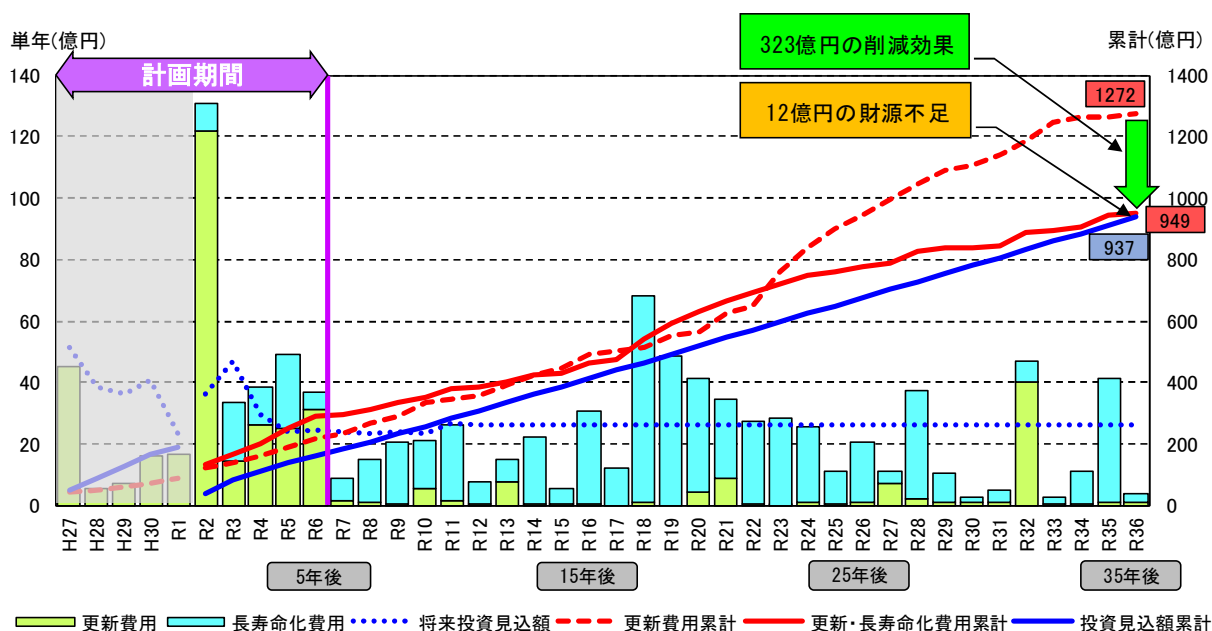
- ・第3の5(1)で設定した更新単価の6割を長寿命化単価として設定【※2】

④その他

- ・上記の仮定条件以外は第3の5(1)による

【※2】平成27年4月に文部科学省が策定した「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」を参考にして設定

図 37-1 公共建築物における将来の更新・長寿命化費用の推計



今後 35 年間の負担額は更新費用と長寿命化費用を合わせて 949 億円となり、単純更新のみの場合と比較して 323 億円の削減効果が期待できる結果となりました。

また、今後 35 年間については、長寿命化を実施することで大量更新時代を迎える令和 19 年度から令和 36 年度までの更新費用が分散される結果となりました。

しかしながら、さらに長期的な視点で考えると、長寿命化は更新に要する負担を後年に先送りするものであり、最終的な負担の総額を軽減するものではないことに留意が必要です。

このため、長寿命化を図るべき施設や時期を見極めながら今後のあり方を検討するなど、計画的で効果的な公共建築物のファシリティマネジメントを推進していく必要があります。

(3) インフラ資産の数値目標

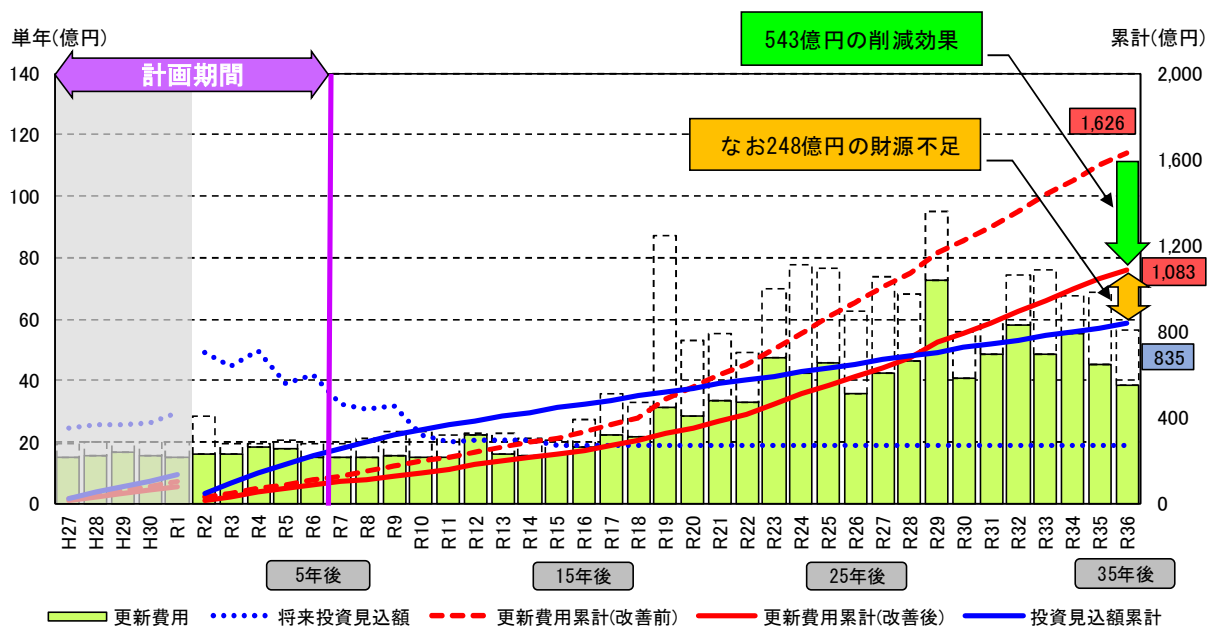
インフラ資産の今後 35 年間の更新費用の総額（1,626 億円）と将来投資見込額（835 億円）を比較すると、35 年間で 791 億円（約 23 億円/年）の財源が不足する計算となり、将来の更新費用を 49%削減する必要があります。

このため、

- ① 道路は、更新の進捗調整を行うこと
- ② 橋りょうは、計画的かつ予防的な修繕対策を徹底すること
- ③ 下水道施設のうち、処理施設は農業集落排水処理施設の公共下水道への接続及び処理施設の統合を進めること、管路は管更生工法等による更新手法を活用すること

により、経費削減を図ることとして試算した結果、35 年間の更新費用の総額が 33%（543 億円）削減されたものの、なお 15%（248 億円）の費用削減が必要となりました（図 38）。このため、計画期間中に新たな費用の縮減・平準化方策について検討し、実施していく必要があります。

図 38 インフラ資産の将来の更新費用の推計



上記のことから、インフラ資産については、今後 35 年間の更新費用を 33%以上削減することとし、計画期間中の目標として、更新費用の更なる縮減・平準化方策について検討し、今後の大量更新に備えることとします。

インフラ資産の数値目標

インフラ資産の今後 35 年間の更新費用 33%以上削減

(計画期間中の目標として)

更新費用の更なる縮減・平準化方策について検討し、今後の大量更新に備えることとする。

5 基本方針

4の数値目標を達成するため、公共施設等の基本方針を、公共建築物とインフラ資産それぞれに分けて定めます。

(1) 公共建築物基本方針

① 適正配置

施設の適正配置の観点から、施設の更新（建替）又は大規模改修（長寿命化）を行う場合はゼロベースで検討し、施設を新設する場合は他の施設の統合を前提として建設します（延床面積を令和2年度から令和36年度までの35年間で32%、令和6年度までの5年間で3%縮減）。

(施設の新設の場合)

- ・ 他の施設の統合を前提として建設します。
- ・ 必要性や優先順位、公費負担額の算定（整備水準、利用予想、機会費用を含めたライフサイクルコストによる将来の財政負担など）、施設サービスのソフト化（民間施設の借り上げや交通手段の確保等）、既存施設の活用などを十分検討します。
- ・ 事業手法については、PFIなどの民間活力の導入を含めて、幅広く検討します。

(施設の更新（建替）又は大規模改修（長寿命化）の場合)

- ・ 施設の適正配置の観点から、市として当該施設が本当に必要かどうか将来のまちづくりを見据えた上で、施設の新設の場合と同様にゼロベースで検討します。
- ・ 一定の規模があり、建物性能が高い施設については、本来業務の支障のない範囲で施設の複合化・多機能化を進めます。複合化・多機能化を進める施設については、利用者の安全確保や災害時の拠点施設としての機能確保の観点から、必要に応じて、適宜耐震化を進めることとします。
- ・ 施設の規模や機能、施設間の距離、交通利便性、地形的条件などを総合的に検討し、合併前の旧市町の行政区域にとらわれない施設の配置を進めることとします。
- ・ 隣接する自治体との相互利用等の連携など、市域を超えた広域的な利用も視野に入れた柔軟な配置を検討します。
- ・ 国と地方公共団体が連携した国公有財産の最適利用についても、情報共有を図り、公共施設等の有効活用に向けた取組を検討します。
- ・ 借地に設置している施設については、借地の解消に向けた取組を進めます。
- ・ 施設の新築や増改築を行う場合は、環境に配慮した施設となるよう、再生可能エネルギーの導入等について検討することとします。

(施設の廃止の場合)

- ・ 老朽化等により用途廃止した施設については、利用者の安全確保の観点から、原則として除却することとします。
- ・ 建物が比較的新しい施設の用途を廃止した場合には、他への用途変更や地元・民間への譲渡・貸付等について検討することとします。譲渡・貸付等にいたる条件が整わない場合や有効活用までに時間がかかる場合等については、資産の適切な保全に努めます。
- ・ 施設の用途廃止後における建物については、長浜市公有財産の利活用に関する基本方針(P.39)に基づき、有効活用を進めるとともに、そのために必要なノウハウを充実させるため、先進団体の事例や支援制度等の調査・研究に取り組みます。

② 質の向上

施設機能の維持向上をより少ない経費で行うため、老朽化した施設の除却や新しい施設の複合化・多機能化を推進するとともに、民間の技術・ノウハウ、資金等の活用を積極的に導入します。

- ・ 施設の管理運営については、サービスを提供することによって生み出されるアウトプット（利用者数や稼働率などの業績）と減価償却費を含めた施設にかかるフル

コストを把握します。

- ・ コストの削減を通じてアウトプットを維持・向上させることにより、施設サービスの質を確保していきます。
- ・ 施設サービスの質の確保を図るため、直営施設・指定管理者制度導入施設に関わらず、アウトプットとフルコストの評価を行います。
- ・ より質の高いサービスを提供するため、PFIや指定管理者制度などのPPPの手法を用い、民間活力を施設の整備や管理運営に積極的に導入します。
- ・ 指定管理者制度については、住民サービスの向上と経費の節減が図れると認められる場合は、当制度を導入していきます。
- ・ 施設の用途や目的に応じ、地域で管理運営を行うことで、より活性化が図られる施設については、指定管理者制度や協働利用施設サポーター制度など市民や地域団体が施設の管理運営に参画する方法について検討します。
- ・ 公共施設等の改修や更新等を行う際には、社会情勢や市民ニーズの変化を踏まえた上で、障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず、誰もが快適に安心して利用できる施設となるようユニバーサルデザインの採用に努めます。

③ 更新費用・管理運営費の財源確保

除却施設の土地の売却や貸付等により、今後の更新費用や改修費用、管理運営費のための財源確保に努めます。

- ・ 将来的な利用が見込めず、売却等が可能と判断される財産が生じた場合には、適切に売却処分や借地との交換を進めます。
- ・ 土地の形状や法規制等の理由により早期の売却が困難な財産については、民間等への積極的な貸付による財産の有効活用を図ります。
- ・ 公共施設等の余裕空間については、施設の建物性能や利用状況を把握したうえで、周辺施設の機能集約や公共団体・公共的団体、民間等への貸付による有効活用を図ります。
- ・ 庁舎や学校施設等の屋根・屋上スペースに太陽光発電設備を設置し、光熱費の削減や収入確保を図るとともに、災害時等には非常用電源として活用します。
- ・ 公平性の観点から、減価償却費も含めたフルコストを計算した上で、特定サービスに対する対価や所得に応じた負担など、受益者の適正な負担について検討します。
- ・ 将来の改修、維持保全その他整備に備えて「長浜市公共施設等保全整備基金」への積立てを行い、計画的かつ効果的に活用します。

(2) インフラ資産基本方針

① 更新費用の縮減と平準化

インフラ資産の更新は、重要度と緊急度により優先順位を決めた上で計画的に実施することで、更新費用の縮減と平準化を図ります（更新費用を令和2年度から令和36年度までの35年間で33%以上縮減することとし、計画期間中は、更新費用の縮減・平準化方策を検討）。

- ・ 当該施設が果たしている役割、機能、重要度（利用状況等）、緊急度などにより、優先順位付けに向けた評価を実施し、維持管理的な事業については、一定の投資額で継続的な取組を行います。
- ・ 個別施設計画やマニュアル等に基づきインフラ資産の点検・診断等を定期的に実施し、施設の重要度や緊急度に応じた対策を実施します。さらに、各インフラ資産の状態や対策履歴等の情報を記録・蓄積し、以降の点検・診断等に活用する仕組みを構築します。

- ・ 公営企業にあつては、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」に基づき、経営基盤強化と財政マネジメントの向上に取り組みます。

② 長寿命化

予防保全型の維持補修を進め、インフラ資産の安全性の確保やライフサイクルコストの縮減を図ります。

- ・ 従来の老朽化等に伴う故障等が発生してから修繕を行う「事後保全」から、定期的な点検や調査等に基づいて計画的に改修を行う「予防保全」に考えを転換し、長寿命化の取組を推進します。
- ・ 長寿命化の取組にあたっては、取組の重点化を図るため、上記の優先順位付けにおいて評価が高い施設から実施します。
- ・ 国や県等が実施する資格・研修制度や講習会等を積極的に活用し、本市職員の維持保全に係る技術力向上を図ります。
- ・ 最新技術の開発状況や他都市の取組事例などを収集し、優れた技術については積極的に活用することとします。
- ・ 施設等の改修や更新等を行う際には、社会情勢や市民ニーズの変化を踏まえた上で、障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず、誰もが快適に安心して利用できる施設となるようユニバーサルデザインの採用に努めます。

③ 投資額の確保

インフラ資産に係る投資額は、毎年度安定的に確保します。

- ・ 個別施設計画に基づく費用については、毎年度、安定的に予算を確保し、予防保全型の管理を計画的かつ着実に実施することとします。
- ・ 経営戦略に基づく公営企業への繰出金については、持続的に経営可能となるよう、毎年度の所要額を確保することとします。
- ・ 将来の改修、維持保全その他整備に備えて「長浜市公共施設等保全整備基金」への積立てを行い、計画的かつ効果的に活用します。

第5 施設類型ごとの管理に関する基本方針

第4の4で示した目標数値の達成のため、第4の5の基本方針に基づき、施設類型ごとの管理に関する基本方針を定め、取組を進めます。

1 学校教育系施設

(1) 小中学校

区分	小中学校	施設数	38 施設	延床面積	234,297.72 m ²
対象施設	長浜小学校、長浜北小学校、神照小学校、南郷里小学校、北郷里小学校、長浜南小学校、湯田小学校、浅井小学校、田根小学校、びわ南小学校、びわ北小学校、虎姫小学校、小谷小学校、速水小学校、朝日小学校、富永小学校、高月小学校、古保利小学校、七郷小学校、杉野小学校、高時小学校、木之本小学校、伊香具小学校、塩津小学校、永原小学校、西中学校、北中学校、東中学校、南中学校、浅井中学校、びわ中学校、虎姫中学校、湖北中学校、高月中学校、木之本中学校、杉野中学校、西浅井中学校、余呉小中学校（旧余呉小学校、旧鏡岡中学校）				
基本方針	- 施設の計画的な予防保全による維持管理経費の縮減や財政負担の平準化を図ることを目的とした「学校施設等長寿命化計画」を令和2年度中に策定します。 - 子どものための教育の質的充実、教育の機会均等及び水準確保における学校間格差の是正に向けて、保護者や地域等の意向を十分に踏まえながら、学校の適正規模・適正配置について検討します。 - 地域に開かれた学校づくりを進めるため、体育館などの学校施設の地域開放を進めます。				

(2) その他教育施設

区分	給食センター	施設数	3 施設	延床面積	8,141.43 m ²
対象施設	長浜南部学校給食センター、長浜北部学校給食センター、長浜北部学校給食センター分室				
基本方針	業務の効率化を図るため、給食センターは統合を基本とし、食の安全を守ることを前提としつつ、調理配送業務については民間委託を進めます。				

2 生涯学習系施設

(1) 市民文化系施設

区分	まちづくり施設	施設数	25 施設	延床面積	29,634.26 m ²
対象施設	長浜まちづくりセンター、神照まちづくりセンター、南郷里まちづくりセンター、北郷里まちづくりセンター、西黒田まちづくりセンター、神田まちづくりセンター、六荘まちづくりセンター、湯田まちづくりセンター、田根まちづくりセンター、下草野まちづくりセンター、七尾まちづくりセンター、上草野まちづくりセンター、びわまちづくりセンター、虎姫まちづくりセンター、湖北まちづくりセンター、高月まちづくりセンター、木之本まちづくりセンター、西浅井まちづくりセンター、養蚕の館、虎姫時遊館、長浜市民交流センター、浅井農村環境改善センター、きのもと交遊館、国際交流ハウス、余呉山村開発センター				
基本方針	・地域づくり協議会の活動拠点として、指定管理者制度の導入を含めた地域住民との協働・連携による管理運営を進めます。 ・利用実態等を踏まえて、今後の施設のあり方を検討します。				

区分	文化ホール	施設数	7 施設	延床面積	14,188.48 m ²
対象施設	長浜文化芸術会館、浅井文化ホール、びわ文化学習センター、虎姫文化ホール、湖北文化ホール、木之本スティックホール、余呉文化ホール				
基本方針	・各文化ホールのあり方に関する基本方針を策定します。 ・長浜文化芸術会館及び浅井文化ホールについては、当面現状維持を基本とし、今後のあり方を検討します。 ・びわ文化学習センター、虎姫文化ホール、湖北文化ホール、木之本スティックホール及び余呉文化ホールについては、地域のまちづくり施設とするなど、用途の見直しを行い、再編を検討します。				

(2) 社会教育系施設

区分	図書館	施設数	6 施設	延床面積	9,049.00 m ²
対象施設	長浜図書館、浅井図書館、びわ図書館、虎姫図書館、湖北図書館、高月図書館				
基本方針	・ながはま文化福祉プラザ内に、長浜図書館を移転し、中央図書館機能を有する施設とします。 ・高月図書館を市北部の図書館サービスの拠点館、他の図書館をサテライト館として位置づけて、中央・拠点・サテライトのネットワークによって一体的なサービスを提供します。 ・各地域の図書館は、複合化・多機能化を図るとともに、市民との協働・連携の推進や指定管理者制度などの民間活力の導入を含めた効果的な運営方法を検討します。				

区分	博物館・資料館	施設数	12 施設	延床面積	9,124.92 m ²
対象施設	長浜市長浜城歴史博物館、長浜市曳山博物館、浅井歴史民俗資料館、高月観音の里歴史民俗資料館、五先賢の館、小谷城戦国歴史資料館、余呉茶わん祭の館、北淡海・丸子船の館、富田人形会館、東アジア交流ハウス雨森芳洲庵、国友鉄砲の里資料館、菅浦郷土史料館				
基本方針	・全市的な施設と地域的な施設の棲み分けを行い、地域に密着した施設については、指定管理者制度の導入を含め地域住民主体による管理運営を進めます。 ・地域の特色を生かした魅力的な企画・展示を行い、入館者数の増加を図るとともに、気候条件や入館者数等を踏まえつつ、開館日や開館時間を調整するなど、施設の管理効率の向上を図ります。 ・経営改善に資するため、観光関連機関・団体を通じた情報発信、広報活動の充実強化や旅行業者等への営業活動のほか、収入の増加に向けて近隣施設等との連携強化を行います。				

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

区分	スポーツ施設	施設数	42 施設	延床面積	32,029.53 m ²
対象施設	屋外運動場照明施設（西中・びわ南小・余呉小）、長浜球場、浅井球場、グラウンド（神照運動公園・虎姫・山本山・高時川・高月・木之本・西浅井）、本庄山村広場、東上坂山村広場、長浜市民プール、浅井B＆G海洋センタープール、体育館（長浜市民・浅井・浅井B＆G海洋センター・びわ・虎姫・山本山・湖北・高月・木之本・余呉・西浅井）、テニスコート（市民庭球場・浅井文化スポーツ公園・虎姫・高時川・高月・西浅井）、あじさいホール、余呉屋内グラウンド、西浅井いきいきホール、長浜市民弓道場、長浜市武徳殿、浅井文化スポーツ公園、グラウンドゴルフ場（西浅井）、ゲートボール場（高時川）、相撲関連施設				
基本方針	・老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合は、施設の利用状況や市域全体のバランス、統合の可能性などを勘案し、再配置を行います。 ・地元や特定団体が主たる利用者である施設や、再配置後の残された施設については、指定管理者制度の導入や無償貸付などの手法により、地元による管理運営を進めます。				

区分	レクリエーション・観光施設	施設数	8 施設	延床面積	10,711.62 m ²
対象施設	慶雲館、長浜鉄道スクエア、四居家、大見いこいの広場、ウッディパル余呉、高山キャンプ場、湖北野鳥センター、健康パークあざい				
基本方針	・民営化が可能な施設については、譲渡・貸付等の手法により、民営化を進めます。 ・施設利用者の増加に努めつつ、より効率的、効果的な施設運営を図ります。				

区分	宿泊施設	施設数	4 施設	延床面積	7,317.55 m ²
対象施設	己高庵、つづらお荘、豊公荘、国民宿舍余呉湖荘				
基本方針	・民営化に向け、施設の譲渡を最終目標として現指定管理者等と協議を進めます。譲渡の条件が整わない場合は、貸付等の手法を検討します。 ・指定管理を更新する場合は、指定管理料の節減を図るほか、利益がある施設については、減価償却費の応分の負担を目指すものとします。				

3 産業系施設

(1) 産業系施設

区分	勤労者福祉施設	施設数	5 施設	延床面積	4, 658. 09 m ²
対象施設	長浜市勤労青少年ホーム、長浜勤労者総合福祉センター、高月共同福祉施設、浅井勤労者憩の家、長浜バイオインキュベーションセンター				
基本方針	・ 公の施設として機能していない施設については、廃止します。 ・ 民営化が可能な施設については、譲渡・貸付等の手法により、民営化を進めます。 ・ 利用実態等を踏まえて、今後の施設のあり方を検討します。				

区分	物販施設	施設数	2 施設	延床面積	2, 134. 13 m ²
対象施設	湖北みずどりステーション、奥びわ湖水の駅				
基本方針	・ 民営化に向け、施設の譲渡を最終目標として現指定管理者等と協議を進めます。譲渡の条件が整わない場合は、貸付等の手法を検討します。 ・ 指定管理を更新する場合は、指定管理料の節減を図るほか、利益がある施設については、減価償却費の応分の負担を目指すものとします。				

区分	その他産業系施設	施設数	4 施設	延床面積	1, 231. 36 m ²
対象施設	妙理の里、農村婦人の家赤谷荘、合歓の里工房、余呉湖観光館				
基本方針	・ 民営化が可能な施設については、譲渡・貸付等の手法により、民営化を進めます。 ・ 利用実態等を踏まえて、今後の施設のあり方を検討します。				

4 福祉系施設

(1) 子育て支援施設

区分	幼稚園・保育所・認定こども園	施設数	20 施設	延床面積	35, 256. 37 m ²
対象施設	長浜幼稚園、長浜北幼稚園、長浜西幼稚園、わかば幼稚園、神照幼稚園、南郷里幼稚園、北郷里幼稚園、長浜南幼稚園、湖北幼稚園、北保育園、さくらんぼ保育園、一麦保育園、六荘認定こども園、あざい認定こども園、びわ認定こども園、とらひめ認定こども園、たかつき認定こども園、きのもと認定こども園、よご認定こども園、にしあざい認定こども園				
基本方針	・ 施設の計画的な予防保全による維持管理経費の縮減や財政負担の平準化を図ることを目的とした「学校施設等長寿命化計画」を令和2年度中に策定します。 ・ 就学前教育の推進という目的に照らして、国の動向や地域の実情を踏まえつつ、認定こども園の普及を図ります。 ・ 民間保育所の誘致を行い、待機児童の解消を図るとともに、公立保育所については、適正配置を進めます。				

区分	地域子育て支援センター	施設数	4 施設	延床面積	1,917.04 m ²
対象施設	サンサンランド子育て支援センター、こどもらんど子育て支援センター、のびのびらんど子育て支援センター、あいあいらんど子育て支援センター				
基本方針	・民間の子育て支援センターとの配置バランスを踏まえつつ、民間活力を導入して施設の管理運営を行います。 ・民間委託を行っている子育て支援施設で利用状況が低い場合は、その原因を調査し対応を検討するとともに、委託の必要性について再検討します。 ・老朽化している施設については、他の公共施設等に移転することとします。				

(2) 保健・福祉施設

区分	高齢者福祉施設	施設数	12 施設	延床面積	15,852.59 m ²
対象施設	東部福祉ステーション、西部福祉ステーション、北部福祉ステーション、浅井福祉ステーション、びわ福祉ステーション、虎姫生きがいセンター、湖北福祉ステーション、高月福祉ステーション、木之本福祉ステーション、余呉福祉ステーション、やまなみセンター、西浅井福祉ステーション				
基本方針	・デイサービスセンターについては、民間で同種のサービスが提供されていることから、行政が担う施設サービスの範囲を見極めつつ、今後のあり方を検討します。 ・高齢者福祉センターについては、経費の節減やより効率的、効果的な施設運営を前提としつつ、高齢者福祉の増進やボランティア活動の支援等を行うため、市の保健福祉事業の実施状況等を踏まえ、機能の統合を進めます。				

区分	しょうがい福祉施設	施設数	3 施設	延床面積	2,508.04 m ²
対象施設	長浜市児童発達支援センター、長浜市こども療育センターわかば園、長浜市こども療育センターいちご園				
基本方針	・南部と北部の2拠点に事業を統合し、北部地域の拠点である長浜市こども療育センターいちご園の機能強化を図ります。				

区分	保健センター	施設数	2 施設	延床面積	2,187.32 m ²
対象施設	長浜市保健センター、長浜市保健センター高月分室				
基本方針	・受診率向上の観点から、特定健診やがん検診等については従前どおり各地域において実施する一方、医師確保の観点から、乳幼児健診を行う保健センターについては、センター1箇所、分室1箇所とします。 ・旧保健センターである保健センター湖北分室及び西浅井分室については、用途変更や他の公共施設の一部として再整理し、他の公共施設の指定管理者への貸付や譲渡などの方法により、施設の有効活用を図ります。				

区分	地域総合センター	施設数	4 施設	延床面積	3,337.02 m ²
対象施設	長浜地域総合センター、虎姫コミュニティセンター、木之本文化センター、木之本教育集会所				
基本方針	・施設の利用実態等を踏まえながら、施設の設置目的や管理運営方法等について検討を行います。				

(3) 医療施設

区分	診療所	施設数	11 施設	延床面積	5,700.22 m ²
対象施設	浅井診療所、浅井東診療所、中之郷診療所、中之郷診療所今市出張診療所、中之郷診療所上丹生出張診療所、塩津診療所、永原診療所、永原診療所菅浦出張診療所、中之郷歯科診療所、浅井歯科診療所、長浜米原休日急患診療所				
基本方針	・医師確保の状況を見極めつつ、施設の利用実態、交通アクセス、民間も含めた周辺施設の状況、地域の実情等を考慮した管理運営体制としていきます。				

5 行政系施設

(1) 庁舎等

区分	庁舎	施設数	9 施設	延床面積	46,726.80 m ²
対象施設	市役所本庁、北部振興局、浅井支所、びわ支所、虎姫支所、湖北支所、高月支所、余呉支所、西浅井支所				
基本方針	・市民へのサービス水準の質的な維持・向上や地域振興の推進に配慮しつつ、市全体として効果的・効率的な行政運営を可能とするよう、本庁・北部振興局・支所の機能や役割、適正配置についての見直しを進めます。 ・移転後の旧支所庁舎については、可及的速やかに解体します。 ・空きスペースのある支所庁舎については、他の公共施設や公共機関等の移転先・統合先として位置づけ、本来業務の支障のない範囲で施設の複合化を進めるほか、他団体への貸付・譲渡についても検討を行います。				

(2) その他行政系施設

区分	その他行政系施設	施設数	-	延床面積	22,384.81 m ²
対象施設	姉川コミュニティ防災センター、消防団車庫・屯所、雪寒基地、防災倉庫				
基本方針	・姉川コミュニティ防災センターについては、施設の利用実態等を踏まえながら、施設の設置目的や管理運営方法等について、検討を行います。 ・消防団車庫・屯所、雪寒基地、防災倉庫等については、適切な維持管理に努めます。				

6 公営住宅

(1) 公営住宅

区分	市営住宅等	施設数	25 団地	延床面積	35,561.91 m ²
対象施設	北新団地、新庄寺団地、神照団地、南小足団地、八幡中山団地、日の出団地、千草西団地、千草東団地、常喜団地、桜町第1団地、桜町第2団地、桜町第3団地、新旭町第1団地、新旭町第2団地、新旭町第4団地、西大井町団地、柿ノ木団地、長田町団地、東柳野団地、栄町団地、宇根本団地、城ヶ端団地、横田団地、高田団地、(特定公共賃貸住宅) 赤崎団地				
基本方針	・耐用年数を迎える住棟は、基本的に用途廃止をゼロベースで検討します。 ・市営住宅は、現況入居者の権利保全と住宅セーフティネットの中核を担うことを念頭に、適正な管理戸数の維持・確保を目指します。 ・特定公共賃貸住宅は、土地所有者の意向を尊重しながら、現住宅の対応を検討します。 ・借り上げ住宅制度について、検討を進めます				

区分	改良住宅	施設数	8 団地	延床面積	11,990.59 m ²
対象施設	長浜団地、西大井町団地、桜町団地、長田町団地、新旭町団地、柿ノ木団地、青浦団地、横田団地				
基本方針	・入居者の自立意欲の向上、住宅管理の効率化等の観点から、譲渡を計画的に進めます。				

7 都市基盤施設

(1) 公園

区分	公園	施設数	43 施設	延床面積	1,386.11 m ²
対象施設	豊公園、石田山公園、八条山公園、神田山公園、虎御前山公園、神照運動公園、長浜中央公園、加納白山公園、あけぼの公園、南小足公園、緑ヶ丘公園、新庄公園、殿町公園、相撲公園、東高田公園、勝公園、千草公園、大戊亥公園、弥高町公園、相撲西公園、弥高北公園、さいかち公園、勝東公園、勝中央公園、勝西公園、南高田公園、四ツ塚みらい公園、田村辻町公園、金屋公園、大通寺公園、姉川緑地公園、舟町公園、墓園松の岩公園、西池野鳥公園、伊部親水公園、湖北速水1号公園湖北支所前、高月町森内公園、高月町保延寺公園、下坂中新貝公園、相撲多目的広場、木之本親子ふれあい広場、北国街道まちかど広場、児童遊園				
基本方針	・大規模な都市公園については、より効率的・効果的な管理運営となるよう、指定管理者制度の導入等について検討します。 ・小規模な施設については、地元住民との協働・連携による維持管理を進めます。				

(2) 駐車場・駐輪場所

区分	駐車場・駐輪場所	施設数	22 施設	延床面積	1,867.92 m ²
対象施設	駐車場（田村駅東・虎姫駅前・河毛駅東・河毛駅西・高月駅東口・高月駅西口・木ノ本駅東・木ノ本駅西・余呉駅前・近江塩津駅前・永原駅前）、駐輪場所（田村駅東、虎姫駅前第一・虎姫駅前第二・河毛駅前・高月駅東口・高月駅西口・木ノ本駅東・木ノ本駅西・余呉駅前・近江塩津駅前・永原駅前）				
基本方針	・施設の有料化について検討し、有効な場合は施設の有料化を行います。 ・駅関連施設の管理運営の方法と調整しつつ指定管理者制度を導入することで、より効率的・効果的な施設運営を行います。				

(3) その他都市基盤施設

区分	駅関連施設	施設数	9 施設	延床面積	5,340.92 m ²
対象施設	田村駅関連施設、長浜駅関連施設、虎姫駅関連施設、河毛駅関連施設、高月駅関連施設、木ノ本駅関連施設、余呉駅関連施設、近江塩津駅関連施設、永原駅関連施設				
基本方針	・管理運営のあり方について鉄道事業者と協議を行い、鉄道利用者の利便性の向上を図ります。 ・自動券売機の導入による業務の効率化のほか、券売業務や開館時間などの管理運営の平準化を進めることにより、経費の節減を図ります。				

区分	墓地	施設数	5 施設	延床面積	21.00 m ²
対象施設	長浜市梨ノ木墓地、千草町共同墓地、長浜市松の岩公園墓地、浅井やすらぎ浄苑墓地、高月きたひら公園墓地				
基本方針	・施設の利用実態等を踏まえながら、民間活力の導入や地元住民との協働・連携による維持管理について、検討を行います。				

8 企業会計施設

(1) 病院施設等

区分	病院施設等	施設数	3 施設	延床面積	63,977.37 m ²
対象施設	市立長浜病院、長浜市立湖北病院、湖北やすらぎの里				
基本方針	・病院については、病院基本計画や病院事業改革プラン等に基づき、医療の質と患者サービスの向上を図るとともに、経営の効率化を進め、良質な医療の提供や持続可能な体制の整備に向けた検討を行います。 ・老人保健施設については、長浜市立湖北病院と一体的な管理により、効率的な運営を図ります。				

9 その他の施設等

(1) その他の施設等

区分	その他の施設等	施設数	-	延床面積	35,139.98 m ²
対象施設	他の施設類型に該当しない施設				
基本方針	・貸付施設については、過去の経緯や負担の公平性の観点を踏まえ、貸付料のあり方について検討します。 ・未利用施設については、他の用途での利用について検討し、利用がない場合については、譲渡・貸付や解体を効果的に進めます。とりわけ、譲渡・貸付先がない場合には、建物を解体します。 ・将来的な利用が見込めず、売却等が可能な未利用地については、譲渡・貸付等を進めます。 ・民間を含めた専門家の情報やノウハウ等を活用し、未利用施設や未利用地の利活用を効率的に進めます。				

10 インフラ資産

(1) 道路

区分	道路	施設数	-	道路延長	1,198km
基本方針	・落石や法面崩壊など、道路交通に支障を及ぼすおそれがあり、危険と判断された箇所については計画的な維持補修を実施するなど、災害の未然防止と道路の安全性確保に努めます。 ・施設や材料の特性などに応じて最適な維持管理手法を選択するアセットマネジメントの手法を導入することにより、道路構造物の維持管理コストの縮減・平準化を図りながら、道路の安全性・信頼性の確保に努めます。 ・今後整備が必要となる道路については、道路整備による効果が大きい路線を優先的に整備することを基本として、整備の実現性を加味したランク分けを行った上で、財政状況・将来投資見込額との整合性を取りながら整備の優先順位を定めます。				

(2) 橋りょう

区分	橋りょう	施設数	224 橋	延長	5,765m
基本方針	各橋りょうの利用状況や劣化・損傷状況、緊急度等の評価結果に基づき作成した橋梁長寿命化修繕計画に沿って、計画的かつ予防的な修繕対策を徹底することにより、全体的な事業費の大規模化及び高コスト化を回避し、長期的なライフサイクルコストの縮減を図ります。				

(3) 下水道施設

区分	下水道施設	施設数	56 処理区	管路延長	1,044km
基本方針	- 農業集落排水施設は、事業集約による効率化と削減を図るため、公共下水道区域内は流域下水道への接続によるコスト削減を、公共下水道区域外は農業集落排水施設間の統廃合によるコスト削減を図ります。 - マンホールポンプ施設については、緊急通報システムの整備を行い、集約した管理体制による効率的な機能維持に努めます。 - ストックマネジメント計画に基づき、管路については令和 19 年以降の更新需要に備え、状態監視保全による劣化状況の把握に努め、マンホールポンプ施設は、時間計画保全による改築により長寿命化を図ります。				

第6 計画の推進にあたって

1 全庁的な取組体制の構築と人材育成

本計画の基本理念及び基本方針に基づく取組を着実に推進するため、市長を本部長とする長浜市行政改革推進本部等を中心に各部局が連携して公共施設等の効果的なマネジメントに取り組めます。

また、本計画に基づいて個別具体的な取組を進める段階においては、長浜市公有財産利活用推進本部において今後の方針を決定します。そのうち必要なものについては長浜市公有財産審議会などの審議等を経ることにより、適正な処理を進めることとします。

今後、全庁的に公共施設等のマネジメント業務を推進するにあたっては、職員一人ひとりが、市全体の施設の状況や将来の見通しについて十分理解し、従来の縦割りの中での施設ごとの管状況から抜け出し、常に経営的視点を持って、全体の最適化を目指すことが必要となります。このため、研修会等を通じて職員の人材育成に努め、予防保全の考え方の浸透やコスト意識の向上に努めていくこととします。

2 施設情報の一元管理

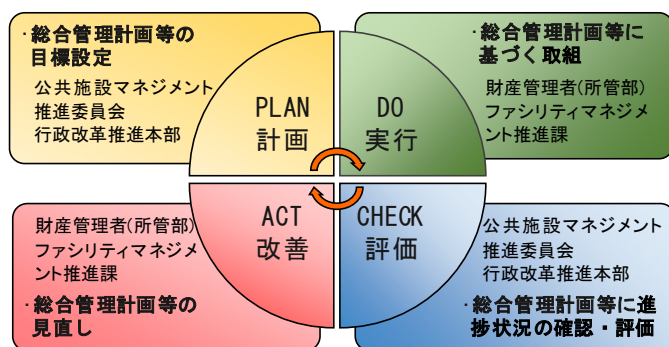
公共施設等のマネジメントに係る全庁的な検討及び業務効率の向上に資するため、主要な公共施設等について、施設の基礎情報や個別施設計画などのデータを一元管理し、適切に維持・更新します。

本市では、平成29年度に統一的な基準による財務書類の整備（固定資産台帳の導入）が完了したため、今後は、毎年度適切に固定資産台帳を更新し、減価償却費等を含む公共施設等のフルコストや、資産額を把握しながら、適切な保有量の調整や幅広い視点からのコスト削減の検討を進めます。

3 PDCAサイクル

公共施設等を総合的かつ計画的に管理するため、計画の目標を達成するための目指す姿、課題、取組内容、年度ごとの目標等を長浜市行政改革大綱アクションプランに定め、行政改革推進本部において毎年度、評価を行い効果的な推進を図ります。

また、公募市民や市民団体から推薦を受けた者等で組織する長浜市公共施設マネジメント推進委員会において、本計画や個別施設計画の進捗状況の管理を行い、公共施設マネジメントの取組や本計画の見直し等について審議します。



4 情報の共有化と効果的な広報広聴

議会や市民に対し随時情報提供を行うことにより、公共施設等にかかる問題意識の共有化を図るとともに、有効活用したい公共施設等の情報を積極的に広報することにより、市民協働の取組を促進します。

特に、公共施設等の適正配置や用途廃止後の有効活用にあたっては、「未来の長浜市民に、よりよきものを引き継ぐ」ための取組であるという意識が共有できるよう、効果的な広報広聴の取組を進めていきます。

また、長浜市公共施設マネジメント推進委員会の会議結果やPDCAサイクルによる進捗状況の管理結果等について市ホームページ等を通じて公表していきます。

5 フォローアップ

今後の厳しい財政見通しに備えて、計画的な対策の実施とこれに伴う財源を安定的に確保する必要があります。このため、個別施設計画に各公共建築物の特性や維持管理・更新等に係る取組状況等を踏まえつつ、戦略的な維持管理・更新等について定めるなど、記載内容の更なる充実を図るとともに、そのために必要な個別施設計画のあり方を検討することとします。そして、個別施設計画の進捗に伴って本計画の充実、改定を行う仕組みを確立させることが必要です。

また、本計画の内容については、上位計画である総合計画や行政改革大綱などとの整合を図りつつ、社会経済情勢の変化や関連する重要な計画の策定・変更など、前提となる条件が大きく変わった時点で、適宜必要な見直しを行います。

【参考 1】長浜市公有財産の利活用に関する基本方針

長浜市では、これまでから未利用財産の利活用について、その必要性を認識し推進するため、平成 18 年度に基本的な考え方を定め、長浜市公有財産審査委員会において検討された利活用方針に基づき、未利用財産の一部について売却処分等を行ってきました。

しかしながら、2 度の合併を経て引き継いだ未利用財産が大量に上り、その管理に要する経費が本市の健全な財政運営に多大な障壁となる恐れがあること、また財産の運用により利益を生み出すことも都市経営上積極的に推進すべきことから、未利用財産の利活用を本市の喫緊の課題とし、その基本方針を定め推進していくこととします。

1 未利用財産の利活用に関する基本的な考え方

土地や建物などの市有財産は、市民共有の財産であることから、市が公用又は公共用に使用することにより、市民がその利益を享受できることになります。しかし、将来の利用計画が定められていない未利用財産について、維持管理経費の節減といった点からも早急に利活用方針を定め、売却処分又は貸付による積極的な利活用を図っていく必要があります。

このため、未利用財産を公平、公正で透明性のある利活用を図る点から、利活用にあたっての基本的な考え方を次のとおりとします。

（１）未利用財産の利活用方針の明確化と市民への公表

行政財産を用途廃止する際には、必ず廃止後の利活用（売却処分、貸付）方針を定めることとします。また、既存の未利用財産についても、利活用の早期実現を図るため対象地の優先順位を定め、利活用方針を策定します。

さらに、策定した具体的な利活用方針について、市民に積極的に公表していきます。

（２）未利用財産の積極的な売却

将来的にも利用する計画がなく、公有財産として保有する必要性もない財産については、未利用財産の縮減の点から積極的に売却処分していきます。

（３）貸付による利活用

将来的には利用する計画があっても、短期的に見た場合には使用する予定のない財産については、民間等へ貸付し利活用を図ります。また、売却が困難な財産についても、貸付により利活用を図ります。

（４）地元自治会や他の公共的団体等に対する公共的な利用処分の優先

地元自治会や他の公共的団体等が既に公共の用に供されている財産や公共の用に供することが予定されている財産については、公有財産の財産的価値を地域にストックし、その利益を市民が享受できることから、優先的に譲渡、譲与又は貸付を行うものとします。

（５）行政財産の有効活用

合併後支所となった旧役場庁舎は、効率的な行政執行のため管理部門等が本庁に統合されたことから、庁舎内に空きスペースが存しています。支所庁舎には建築後経過年数が少ないものや、地域生活の中心として機能してきた経緯も踏まえ、平成 18 年の地方自治法改正により可能となった空きスペースの貸付について、早急に検討していきます。

2 未利用財産の利活用方針の決定

将来の利用計画が定められていない未利用財産（用途廃止予定財産を含む。）について、土地の所在、形状、立地条件、建物の建築年度、構造、規模などの実態調査をし、個々の財産について将来的な必要性を総合的に検討し、次により利活用方針を定めるものとします。

（１）利活用対象地

未利用財産の発生を抑制するため、新たに用途廃止を決定した財産については、その都度、必ず廃止後の利活用計画を定めることとします。

また、既存の未利用財産のうち、利用計画が定まっていないものについては、次の優先順位により、処分、貸付等を行うこととします。

[優先順位]

- ① 地元自治会や公共的団体等から売却、又は貸付の要望がある財産
- ② 資産価値が高い財産
- ③ 地域振興や周辺環境等を考慮し、早期の利活用が求められている財産
- ④ 民間での需要が期待されている財産
- ⑤ 市が事業用地として取得したが事業に着手されていない財産
- ⑥ 長期にわたって未利用となっている財産
- ⑦ 資産価値の低い財産（隣地所有者等当該財産の利用について特殊関係者から処分希望がある場合は優先順位を第２位とする）

（２）利活用方針の検討体制等

未利用財産の利活用方針については、多岐にわたる様々な視点から総合的に検討する必要があります。また、未利用財産に関するデータの一元化と庁内の意思統一を図る必要があります。こうしたことから、新たに副市長を本部長とする「長浜市公有財産利活用推進本部」を庁内に設置し、推進本部で検討した結果に基づき市長が利活用方針を決定するものとします。

なお、長浜市公有財産利活用推進本部では、未利用財産について次の事項を検討するものとします。

[検討事項]

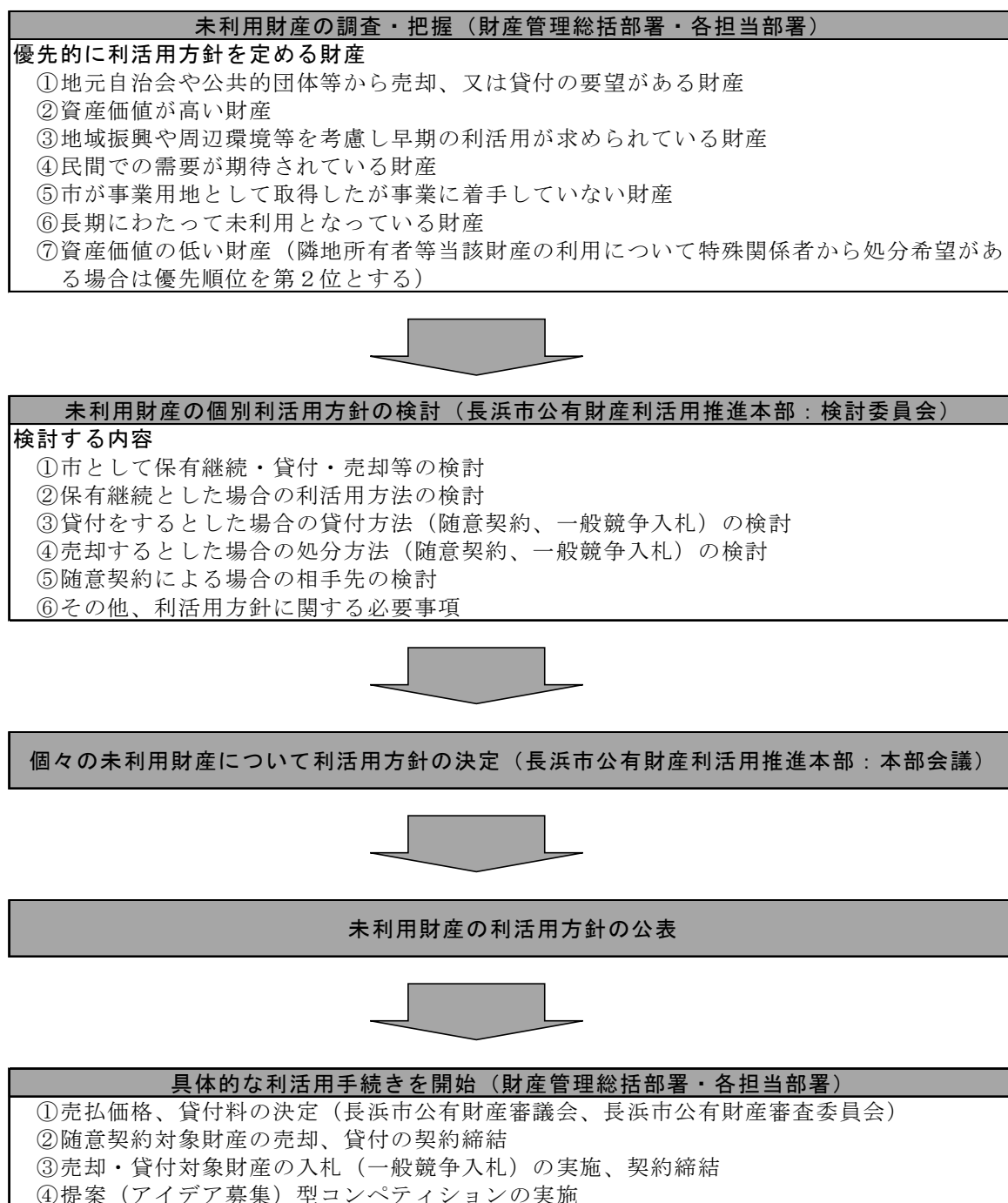
- ① 市として保有継続・貸付・売却等の検討
- ② 保有継続とした場合の利活用方法の検討
- ③ 貸付をするとした場合の貸付方法（随意契約、一般競争入札）の検討
- ④ 売却するとした場合の処分方法（随意契約、一般競争入札）の検討
- ⑤ 随意契約による場合の相手先の検討
- ⑥ その他、利活用方針に関する必要事項

（３）利活用方針の公表

未利用財産の利活用方針を決定した場合には、市のホームページ等で随時、市民に対し情報を公表したうえで利活用（処分）の手続きを行うものとします。

3 未利用財産の利活用事務の流れ

未利用財産の利活用にあたっての事務の流れは、次のとおりとします。



4 未利用財産の利活用処分の具体的な方法

（１）売却処分

① 処分の方法

財産の売却については、公平、公正で透明性を確保する点から原則として一般競争入札とします。

ただし、公共・公益的な処分、公共事業推進のための処分、財産の個別事情など広く一般に対する処分とはせず、特定のものに対して処分することが公正で、有益な場合もあることから、次の要件に該当する場合には随意契約により売却することができるものとします。

- ア 国及び地方公共団体において、公用又は公共の用に供するとき。
- イ その他公共団体がその事業の用に供する場合で、特に必要と認められるとき。
- ウ 公共的団体が公益・公共の事業の用に供する場合で、特に必要と認められるとき。
- エ 公共事業の用に供するために取得する土地の所有者等が、その代替用地を必要とするとき。
- オ 地元自治会が、公益の事業の用に供する場合で、特に必要と認められるとき。
- カ 特殊関係者があるとき。
 - (ア) 寄附された財産で、用途廃止によって生じた普通財産をその寄附者（相続人その他包括承継人を含む。）に売り払うとき。
 - (イ) 譲渡された財産で、用途廃止によって生じた普通財産をその譲渡者（相続人その他包括承継人を含む。）に売り払うとき。
 - (ウ) 貸付中の普通財産を従来から借受使用している者に売り払うとき。
 - (エ) 借地上にある建物、工作物等をその土地所有者に売り払うとき。
 - (オ) 無道路地、袋路、不整形地等で単独で利用することが困難な土地、又は接道面積が小さいため単独で利活用することが困難な土地で、隣接地と一体的に利活用することで効率が高まる土地を隣接所有者、又は隣接地の賃貸借権等を有する者に売り払うとき。
 - (カ) 土地の面積が隣接地の面積よりも小さい土地を、隣接地の所有者又は賃貸権を有する者に売払うとき。
- キ その他、特に市長が認めた場合

② 売払価格

売払価格の決定にあたっては、不動産鑑定評価を参考に適正な時価によるものとします。なお、売払価格の決定にあたっては、長浜市公有財産審議会又は長浜市公有財産審査委員会の対象案件については、同審議会又は同委員会での審査を経たうえで財産の処分を行うものとします。

（２）貸付による活用

① 貸付の対象財産

市が保有すべき財産で、当分の間、利活用計画のない財産については利活用方針に基づき、貸付により利活用を図るものとします。また、貸付対象財産の情報を公表し、公平、公正な申込みの機会を確保します。

さらに、一定の条件を付して幅広く賃借人を募集したほうが、利活用できる財産については、一般競争入札を行います。

② 貸付料

普通財産の貸付料については、適正な時価を原則とし長浜市普通財産貸付料算定基準に基づき財産毎に算定するものとします。また、行政財産の貸付料については、立地条件や周辺の賃貸物件の需給動向により大きく異なってくることから、付近の賃貸実例又は民間精通者の意見価格をもって貸付料とします。

5 本方針の推進に向けて

（１）基本方針の進行管理

未利用財産の利活用を積極的に推進するため、財産の調査・把握から利活用方針の決定後の売却等の事務について、長浜市公有財産利活用推進本部で進行管理を行います。

また、財産管理の総括部署と財産の担当部署とがそれぞれの役割を明確に果たすことにより効率的な事務の確立と情報の共有化を図り、迅速かつ公平、公正で透明性のある利活用を推進していきます。

(2) 実効性を確保するための要綱等の整備

今後は、基本方針を推進するための要綱等、財産管理に関するルールの整備をするとともに、それを効率的に実施するためのマニュアル等の整備に取り組みます。

【参考 2】用語の解説等

1 用語の解説

① 公共建築物

庁舎や学校など、公用又は公共用に供する施設をいいます。本計画では、延床面積で数量を把握する施設のことを指します。

② インフラ資産

産業や生活の基盤を形成する構造物をいいます。本計画では、道路、橋りょう、上水道施設及び下水道施設のことを指します。

③ 普通会計

個々の地方公共団体ごとの各会計の範囲が異なっていることから、その統一的な財政比較を行うために設けられた統計上の会計区分の一つです。一般会計と特別会計のうち公営事業会計（病院・下水道等の公営企業会計や国民健康保険事業会計など）以外のものです。

④ 自主財源・依存財源

自主財源とは、市税や使用料のように市が自ら決定し、収入できるお金のことで、依存財源とは、国や県の意味により定められたり割り当てられたりするお金のことをいいます。

⑤ 地方交付税

どの地域に住む住民にも一定の行政サービスが提供されるように、国の収入（所得税や消費税など）から、一定の割合を地方公共団体の財政状況等に応じて配分されるお金のことをいいます。

⑥ 義務的経費

人件費、扶助費及び公債費の合計をいい、法律で義務付けられているなど、自由に削減するのが難しい経費をいいます。

⑦ 扶助費

社会保障制度の一環として、生活困窮者、高齢者、児童、しょうがい者等に対する支援に要する経費をいいます。

⑧ 公債費

市が借り入れた借金（地方債等）の元金や利息の返済に要する経費をいいます。

⑨ 投資的経費（普通建設事業費）

施設の建設や道路の新設などの社会資本の整備にかかる経費をいいます。投資的経費には、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費があります。

⑩ 維持補修費

市の財産（施設や備品）などの修繕に要する経費をいいます。

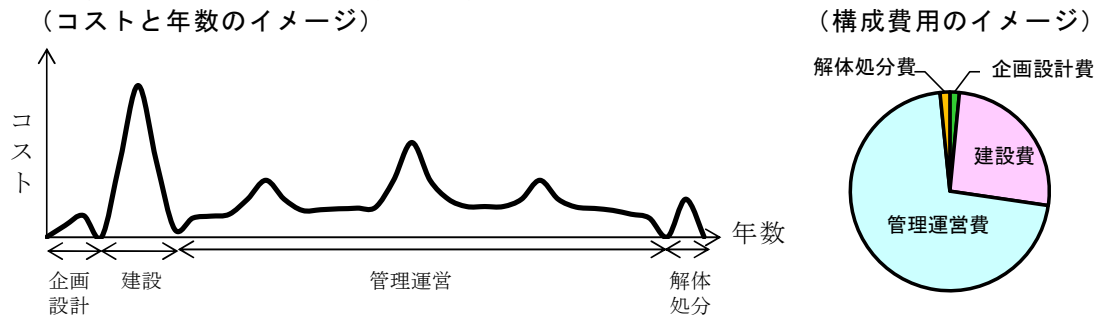
⑪ 合併算定替

合併算定替とは、合併団体に対する特例措置として設けられている制度で、合併前の地方公共団体ごとに普通交付税を計算し、合計するやり方のことをいいます。一方、市町村が合併した場合に、その合併後の団体について普通交付税を計算することを一本算定といいます。

⑫ ライフサイクルコスト（LCC）

建築物や構造物に関する生涯費用とも呼ばれ、企画設計、建設、管理運営、解体処分までの全期間に要する費用を意味します。

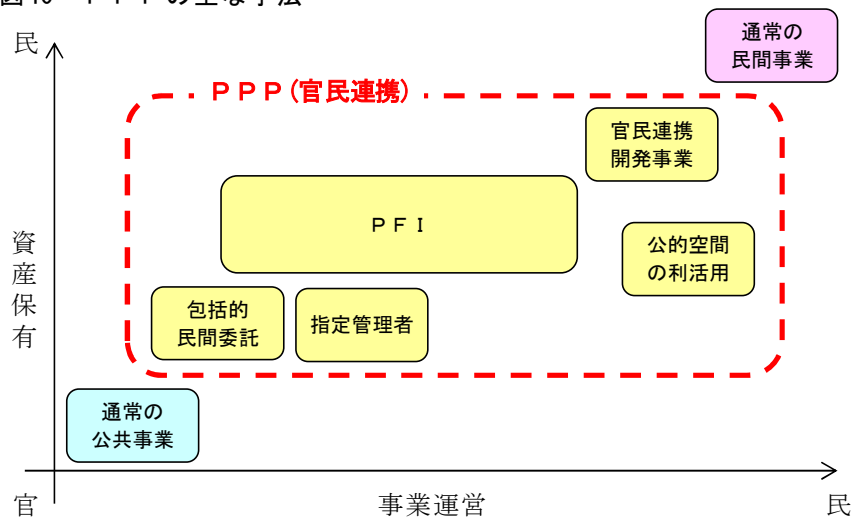
図39 ライフサイクルコスト（LCC）のイメージ
（コストと年数のイメージ）



⑬ PPP

PPP（Public Private Partnership）とは、官（Public）と民（Private）が役割を分担し、公共施設整備、公共サービスの提供、公有資産を活用した公共性の高い事業を実施していく様々な手法の総称です。PPPの主な実施手法として、PFIや指定管理者制度、包括的民間委託などがあります。

図40 PPPの主な手法



出典：国土交通省の資料を基に作成

⑭ PFI

PFI（Private Finance Initiative）とは、民間の資金と経営能力・技術力等を活用し、公共施設等の設計から建設、管理運営までを行うPPPの代表的な手法のひとつです。

⑮ 指定管理者制度

従来、地方公共団体の出資法人などに限定してきた公の施設の管理運営について、株式会社やNPO法人といった民間事業者も参入できる制度のことです。

⑯ 協働利用施設サポーター制度

地域の住民が身近に利用する施設について、施設利用者と市が合意書を取り交わし、市民協働による管理運営を行う制度のことです。当制度は、主に行政目的に利用していない施設を対象としている点が、指定管理者制度との大きな違いです。

⑰ 長浜市公共施設等保全整備基金

公共施設、公用施設その他の本市が所有する建築物その他の工作物（公共施設等）の改修、維持保全その他整備（保全整備）に要する経費の財源に充てるために設置する基金です。当基金を活用することにより、計画的に施設の有効活用や長寿命化等を進めることとしています。

2 各種計画等の参照先

本計画に関わる主な計画の内容については、次のURLを参照してください。

- ① 財政計画
<https://www.city.nagahama.lg.jp/0000002356.html>
- ② 長浜市定員適正化計画
<https://www.city.nagahama.lg.jp/0000000512.html>
- ③ 長浜市橋梁長寿命化修繕計画
<https://www.city.nagahama.lg.jp/0000001532.html>
- ④ 長浜市下水道ビジョン
<https://www.city.nagahama.lg.jp/0000001406.html>



長浜市定員管理基本方針

令和4年9月

長浜市

1. 基本方針策定の趣旨

本市では、二度の合併後、人口減少等により財源が減少した場合においても市民サービスを安定的に提供できるよう、合併のスケールメリットを活かすべく職員数を大幅に削減してきました。

今後も、「住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げる」（地方自治法第2条第14項）ための取組を継続していく必要があります。

一方、本市や本市職員を取り巻く環境は絶え間なく変化しており、働き方改革の推進・職員の定年の引上げといった全国的な取組のほか、職員の年齢構成の平準化等の本市固有の課題についても取組を進めていく必要があります。

このため、今後当分の間における職員数のあり方については、業務改善やデジタル技術の活用による職員数の調整はもとより、市民ニーズの動向や中長期的な視点から職員を安定的に採用・育成していくこと等も含めて、全体的な状況を確認しながら検証していくことが重要です。

この基本方針は、これまでの「長浜市職員適正化計画」に替え、現在の職員の年齢構成からみて退職が多数となると見込まれる令和15年度から令和30年度頃を見すえ、現時点から令和30年度頃までの期間における職員定員管理の視点として重要な事項を示すことを目的としてとりまとめるものです。

2. 基本方針

今後、当分の間、以下の7つの項目を基本方針として職員定数を管理します。

- (1) 多数退職を見すえ、新規採用職員を安定的に確保します。
- (2) 業務改善やデジタル技術の積極的な活用を進め、その進展に応じて職員定数を調整します。
- (3) 職種ごとの状況を踏まえて職員定数を管理します。
- (4) 職員が能力を最大限発揮するための職場づくりに必要な職員定数を確保します。
- (5) 人件費に係る財政負担が過大とならないよう留意します。
- (6) 毎年度、職員定数の状況等を公表します。
- (7) 基本方針は、時代や環境の変化にあわせ随時改正します。

3. 定員管理に係るポイント

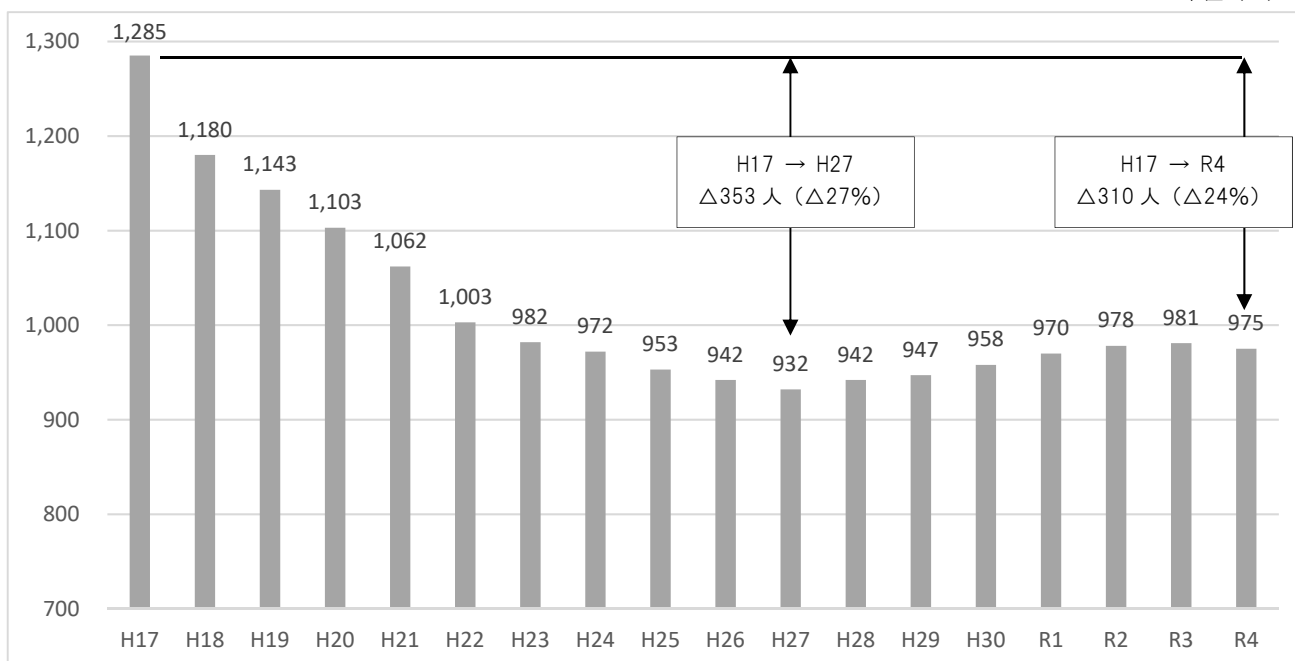
(1) これまでの取組

○合併前（平成17年度）の職員数(※)は1,285人でしたが、合併後、「長浜市定員適正化計画」に基づき職員数の削減に取り組んだ結果、令和4年度の職員数は975人（△24.1%。△310人）となっています。 ※地方公共団体定員管理調査（普通会計）

○平成27年度に932人となった後、行政需要の動向に応じて必要な職員を確保した結果、職員数は増加傾向となっています。（保育ニーズの増加を踏まえた幼児教育職の増員等）

●長浜市職員数の推移

単位（人）



※定員管理調査（普通会計。各年 4 月 1 日現在）

※H17 から H21 までは合併前の旧市町の合計

※合併前（H17）の旧市町別職員数。

長浜市	浅井町	びわ町	虎姫町	湖北町	高月町	木之本町	余呉町	西浅井町	合計
504 人	130 人	103 人	91 人	102 人	105 人	108 人	71 人	71 人	1,285 人

※上記職員数のうち幼児教育職の人数の推移（短時間勤務を除く）

H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
238 人	246 人	248 人	251 人	255 人	270 人	282 人	289 人	282 人

（２）類似団体との比較

○本市の職員数の規模は、国基準での類似団体と比較すると大きくなっています。

○一方、人口や面積（総面積、可住面積）が本市と近く、かつ、平成に大規模な市町村合併があった市と比較すると概ね同等規模となっています。

○定員管理は、事務事業を効果的・効率的に遂行するために要する人員を過不足なく適正に配置することが基本であり、市町村ごとに状況が異なるため単純に比較することは難しいと言えます。

○今後も、類似団体の職員規模を参考としつつ、本市の状況に応じ本市として適正な定員管理を行います。

●市民 10 万人当たりの職員規模

単位（人）

部門	長浜市	類似団体(国基準)平均	類似団体(市基準)平均
議会部門	6.0	6.4	6.9
総務部門	186.6	178.1	216.7
民生部門	100.1	80.8	84.5

単位（人）

部門	長浜市	類似団体(国基準)平均	類似団体(市基準)平均
衛生部門	59.1	42.8	48.9
農林水産部門	33.4	25.9	46.0
商工部門	24.9	19.8	29.6
土木部門	91.6	70.2	77.6
一般行政部門合計	501.7	424.0	510.2

※令和３年度定員管理調査結果による値。一般行政部門は普通会計から教育部門、消防部門を除いたもの。

※類似団体（国基準）は「修正値」により算出。以下の項目は除外して算出（本市として事業実施がない項目や市により状況が大きく異なる考えられる項目。【除外した項目】保育所、老人福祉施設、清掃、港湾空港海岸。

※総務部門には、企画部門・税部門を含む。商工部門には労働部門を含む。

※類似団体（国基準）は、国の基準（人口規模・産業構造等により分類）による。本市はⅢ-2に属する。

Ⅲ-2の団体（29市）：石巻市、古河市、足利市、佐野市、桐生市、加須市、藤枝市、掛川市、焼津市、富士宮市、小松市、白山市、瀬戸市、江南市、稲沢市、半田市、東海市、可児市、各務原市、桑名市、草津市、彦根市、東近江市、大東市、尾道市、新居浜市、防府市、周南市、丸亀市

※類似団体（市基準）は、人口（本市±30%以内）、総面積（湖沼除く。本市±50%以内）、可住地面積（本市±50%以内）、平成の市町村合併規模（5市町村以上での合併）が本市と比較的近い以下の17市。

石巻市、栃木市、白山市、安曇野市、関市、伊賀市、甲賀市、東近江市、津山市、尾道市、今治市、唐津市、諫早市、八代市、中津市、薩摩川内市、霧島市

（３）基本方針の項目ごとの留意点

①多数退職を見すえ、新規採用職員を安定的に確保します。

○本市の一般行政職では、40～54歳の職員の割合が高くなっています。

○この40～54歳の職員（408人）は、令和15年頃から令和30年頃にかけて退職時期（再任用の終了を含む。）を迎えます。この期間は、毎年、単純平均で27人程度（408人/15年間）の多数退職となることが予想されます。

○今後、本市職員の経験年数や年齢構成をバランスのとれたものとするためには、中長期的な視点から新規採用を安定的に確保していくことが重要と考えられます。

○国においても「各地方公共団体における定年引上げに伴う影響を分析し、必要となる職員数及び新規採用職員数の確保に努めること。」とされ、同様の考え方が示されています。（「地方公務員の定年引上げに伴う定員管理に関する基本的な考え方及び留意事項等について」（令和4年6月24日総行給第48号総務省自治行政局公務員部給与能率推進室長通知））

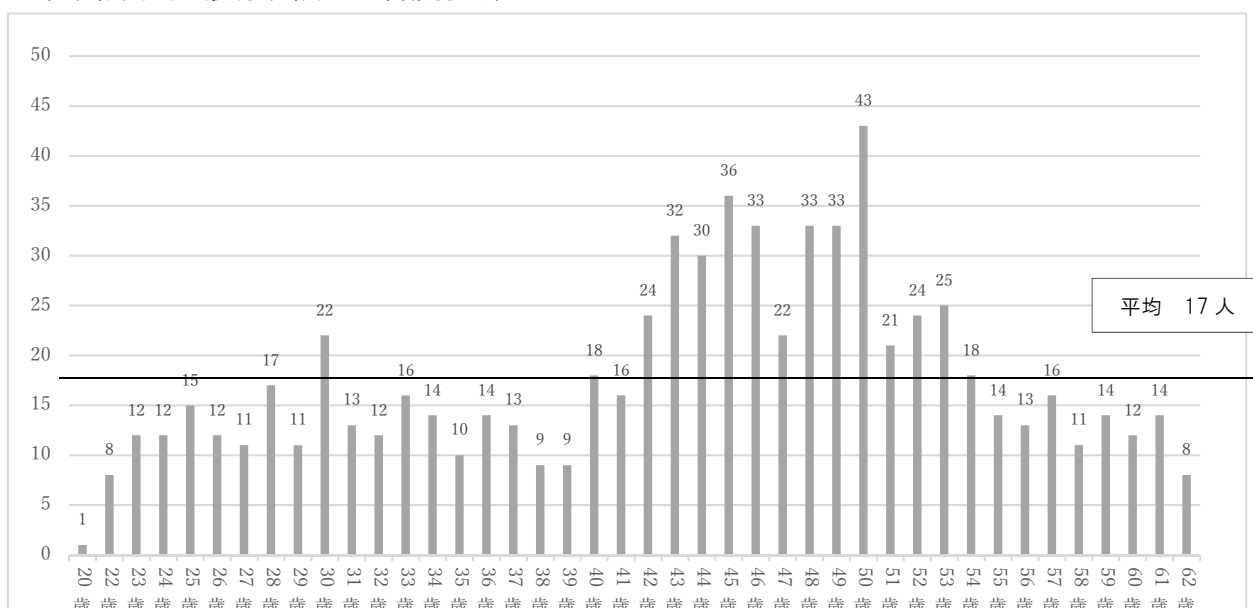
○具体的には、一般行政職（行政職給料表適用者）について、毎年20人程度の新規採用を当座の目安とします。

※業務改善・事業見直し・デジタル技術の見直し等により、令和30年度までに約10%の職員定数の削減（令和4年度比）（741人→667人（正規職員）。約1,000人→約900人（会計年度任用職員（代替・加配等を除く。）を含めた総職員数））が可能になるものと想定して算定しています。

※新規採用数の目安は、退職者数の状況や将来の定員数見込の変動を見据えて随時調整を行います。

●本市職員（一般行政職）の年齢別人数

単位（人）



※令和 4 年 4 月 1 日現在。

※行政職給料表適用者数（全 741 人。公営企業部門等を含む。）であり、幼児教育職・教育職・医療職等は含まれない。

※平均は、全 741 人÷43 年（20～62 歳）≒17 人として算出。

●定年の段階的な引上げの概要

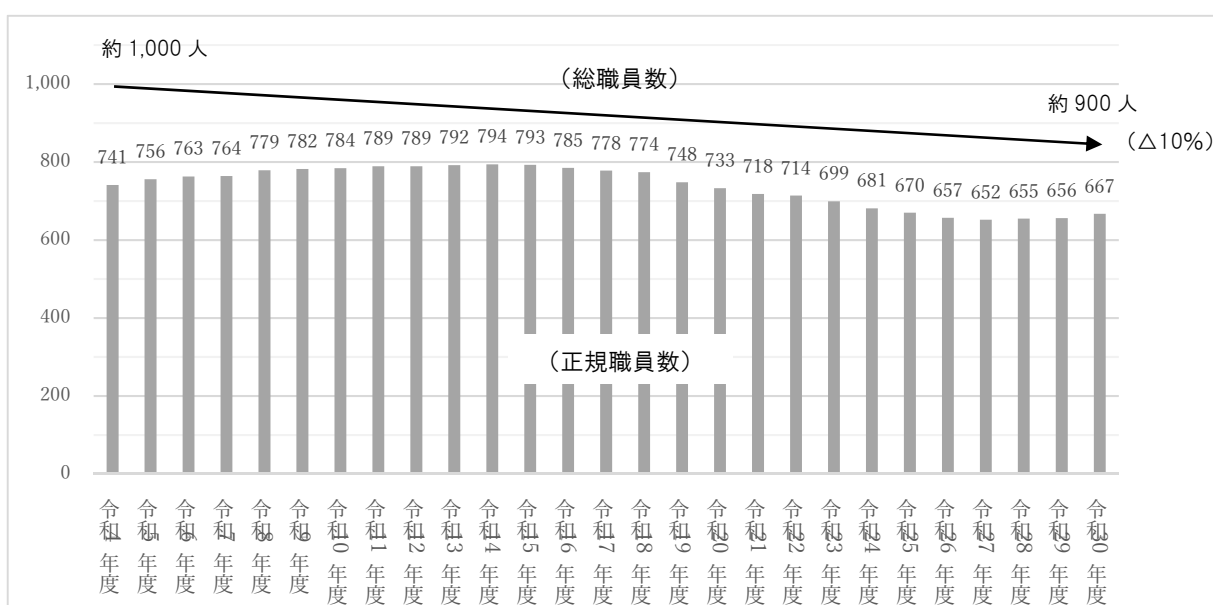
生年度 (R4/4 年齢)	S37 年度生 (59 歳)	S38 年度生 (58 歳)	S39 年度生 (57 歳)	S40 年度生 (56 歳)	S41 年度生 (55 歳)	S42 年度生 (54 歳)
定年年度	令和 4 年度	令和 6 年度	令和 8 年度	令和 10 年度	令和 12 年度	令和 14 年度
定年	60 歳	61 歳	62 歳	63 歳	64 歳	65 歳

※60 歳定年の職定年の翌年度から 65 歳までは暫定再任用制度による勤務が可能。

※60 歳定年以外の職（医師、用務員等）は、退職年度が異なります。

●職員数（一般行政職）の推移（想定）

単位（人）



※棒グラフは正規職員（行政職給料表適用者）、線グラフは総職員数（正規職員+会計年度任用職員（加配・代替等除く））の想定。

※正規職員は、新規採用者 20 人。普通退職（定年（再任用終了含む）以外の退職）5 人として推計。

※総職員数は、令和 30 年度までに業務改善、業務見直し、デジタル技術の活用等により 10%削減できるものと想定。

② 業務改善やデジタル技術の積極的な活用を進め、その進展に応じて職員定数を調整します。

○今後の人口減少を考えると、多数の職員の確保は困難になってくるものと推測されます。

○このため、継続的な業務改善・事業見直しや、デジタル技術の積極的な活用等により効率的・効果的な業務執行に向けた取組を加速することが必要と考えられます。

○なお、業務改善や新たなデジタル技術の導入に当たって、見直し後の運用が安定するまでに一定の期間を要する場合は、運用が安定するまでの期間、必要な職員を配置することを基本とします。

③ 職種ごとの状況を踏まえて職員定数を管理します。

○本市業務のうち専門性の高い分野については、専門資格等を有する職員を採用、配置しています。

○今後、各専門職種に係る行政需要を見定めたうえで、専門職種ごとの人数、年齢構成、採用の困難度合い等を総合的に考慮して、職種ごとの定員管理を行います。

○職種の状況によっては、他の職種として採用された職員のうち資格や適性を有する者の登用や民間委託の推進等も含めて調整します。

●専門職種の職員数

単位（人）

職種	人数	職種	人数
学芸員・文化財技師	14	言語聴覚士	1
司書（図書館）	8	理学療法士	1
保健師	45	土木技師	48
社会福祉士	10	建築技師	13
心理判定員	7	設備技師	4
管理栄養士	3	幼児教育職	282

合計

436

※上記の人数は、専門職として採用（採用後に専門職業務を主に担当した場合等を含む。）され、当該専門分野の業務等を担う職員の数（管理職・再任用・休職者・短時間勤務等を含む。）。(R4.4.1 現在)

※幼児教育職は、幼児教育職給料表適用者。

④ 職員が能力を最大限発揮するための職場づくりに必要となる職員定数を確保します。

○職員が能力を最大限発揮することで市民サービスの向上を図っていくためには、職員が心身ともに安心して働くことができる職場づくりが重要です。

○そのためには、働き方改革に継続的に取組み、時間外勤務の縮減、年次有給休暇の取得日数の増加、育児休業の取得率向上等を図り、仕事と育児・介護の両立、仕事と生活の調和等を進めることが重要です。

○しかしながら、現状、本市では、休職者、部分休業等が増加傾向にある一方で、その代替職員（任期付職員等）の確保が困難な状況にあります。

○今後は、こうした状況を踏まえ、必要な実働職員数が確保できるような定数管理に努めます。

●休業、部分休業等の状況

項目	人数	備考
産前産後休暇・育児休業	24 人	・うち男性 2 人。 ・うち会計年度任用職員 3 人。 ・代替職員の配置 あり 17 人（※）・なし 7 人 ※任期付職員 6 人、会計年度任用職員 11 人
部分休業	24 人	・△4.7 人に相当（常勤換算）（平均で△1.5 時間/日）
再任用短時間勤務	9 人	・△2.4 人に相当（常勤換算）
病気休暇・休職	9 人	

※一般行政職（一般行政職給料表適用者（会計年度任用職員を含む。））の状況。令和 4 年 4 月現在。

※常勤換算は、短時間勤務職員の勤務日数等を減じて算出 例：週 4 日勤務＝0.8 人（週 4 日/週 5 日）

※上記の他、災害時等の体制確保や、やむを得ない事情により勤務上の配慮や指導が必要な職員等に係る対応等についても考慮するものとします。

●時間外勤務等の状況

項目		実績		
		R1	R2	R3
時間外勤務時間数 （職員一人当たりの平均）	一般職	20.0 時間	15.5 時間	15.4 時間
	管理職	26.1 時間	21.1 時間	18.6 時間
時間外勤務 45 時間以上 （月平均の人数）	一般職	61 人	49 人	44 人
	管理職	51 人	35 人	32 人

⑤ 人件費に係る財政負担が過大とならないよう留意します。

○今後、人口減少等による財源の縮小が予想されます。

○人件費の肥大化により将来に過大な負担を残すことがないよう、会計年度任用職員を含めた総人件費等を意識していくことが重要と考えられます。

⑥ 毎年度、職員定数の状況等を公表します。

○本市では、「長浜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 18 年長浜市条例第 18 号）」に基づき、職員の任免及び職員数に関する状況をはじめとする職員に関する全般的な状況を公表しています。

○公表に当たっては、職員定数の状況等について市民から理解や納得が得られるよう、わかりやすい説明等に努めます。

⑦ 基本方針は、時代や環境の変化にあわせ随時改正します。

○今後も、社会情勢や本市を取り巻く状況は大きく変化していくものと考えられます。

○一方で、職員の育成には一定の期間が必要であることから、新規採用数等については、常に中長期的な視点から検討していく必要があります。

○本市の将来の姿を正確に予測することは難しい面がありますが、常に将来的な展望と現状の課題の両方に目を向け、本市行政の基礎である職員の定数のあり方が理にかなったものとなるよう、この基本方針の内容や運用を適宜見直していきます。

長浜市業務変革の取組について

長浜市総合計画第3期基本計画に記載する行財政運営の取組において、3つの改革方針を定めています。

このうち、改革1「業務の改善と効率化」を図ることを特に進めることとし、その取組の一環として、業務変革の取組及びDXの取組を進めています。

◆民間活力の導入（主なもの）

No.	取組年度	取組名
1	R3	市民課及び税務課における証明書交付窓口の一元化
2	R3	しょうがい福祉窓口の民間委託
3	R4	給与差押事案の弁護士委託
4	R4	農業の多面的機能支払交付金事業の民間委託
5	R4	市営住宅維持管理業務の民間委託
6	R4	情報ネットワーク管理業務等の民間委託
7	R5	税務業務まると改革事業（R5はBPR実施）

◆DXの取組（主なもの）

No.	区分	取組年度	取組名
1	市民サービスの利便性向上	R3	市民公開GISの拡充、窓口閲覧用端末の導入
2		R3	電子申請システムの運用
3		R3	手続きガイドサービス開始
4		R3	保育業務支援システムの導入（R4～）
5		R4	契約手続の電子化
6		R4	らくらく窓口証明書交付サービス導入
7		R4	庁舎窓口呼出機能付き番号案内表示システム導入
8		R4	市役所本庁舎 Free Wi-Fi サービス開始
9		R4	文化・スポーツ施設等利用予約のオンライン化（R5～）
10		R4	市ホームページのリニューアル、公式LINEサービスの機能拡充
11		R5	放課後児童クラブ施設ネットワーク環境整備
12		R5	携帯する観光案内ガイドの導入

No.	区分	取組年度	取組名
13	地域課題の 解決	R3	はじめてのスマホ講習会の開催（R3～）
14		R3	ソフトバンク社とのデジタル活用支援事業連携協定
15		R3	DX 実証実験プロジェクト事業（R4～）
16		R4	データ分析ツールの導入
17		R4	「教育 DX」 AI 型ドリルソフト導入
18		R4	「教育 DX」 統合型校務支援システム機能拡張
19		R5	自治会活動活性化・運営事務効率化へのデジタル活用支援
20		R5	デジタルスキルを活かした女性の働き方支援
21	行政運営の 効率化・デジ タル化	R2	AI－OCR、RPA の推進（R3～）
22		R3	市役所庁舎等ネットワークの無線化（R3,4,5）
23		R3	ビジネスチャットツールの導入
24		R3	自治体情報システムの標準化対応（～R7）
25		R4	福祉医療受給者台帳・基幹系システム情報連携
26		R4	生活福祉訪問支援システム端末導入
27		R4	公営住宅管理システムの住民情報システムへの移行
28		R4	営繕積算業務システムの導入
29		R4	休日急患診療所レセプトコンピュータシステム更新
30		R4	図書館テレワーク環境の整備
31		R4	職員人事管理システムの強化（R5～）
32		R5	電子決裁機能付き文書管理システムの導入（R6～）
33		R5	要介護認定支援システムの更新と調査業務の電子化
34	DX 推進基 盤の整備	R2	外部人材「DX フェロー」の任用（R3～）
35		R4	アデコ社との DX 推進に向けた連携及び共創に関する協定
36		R4	DX ソリューション展示会
37		R4	情報ネットワーク管理運用支援業務委託
38		R5	CDO、DX マネージャー、DX リーダーの設置
39		随時	職員研修（DX 推進、セキュリティ、データ活用等）
40		随時	セキュリティチェック・監査等

(趣旨)

第1条 この規則は、長浜市附属機関設置条例(平成25年長浜市条例第27号)第6条の規定に基づき、長浜市地域経営改革会議(以下「改革会議」という。)の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 長浜市附属機関設置条例第2条第2項に規定する改革会議の所掌する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 総合計画(行財政運営、行政改革の推進に関する事項)の策定及び推進に関すること。
 - (2) 行財政運営、行政改革の推進に係る実施計画の策定及び見直し並びに進行管理に関すること。
 - (3) 行政デジタル化及び民間活力の導入推進に係る工程表の策定及び見直し並びに進行管理に関すること。
 - (4) その他地域経営の改革に関し市長が必要と認めること。
- 2 改革会議は、前項に掲げる事項について、必要に応じ市長に対し提言又は助言を行うことができる。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 市民団体等から推薦を受けた者
 - (3) その他市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 改革会議に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、改革会議を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 改革会議の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。ただし、委員長が選出されていないときは、会議の招集は市長が行う。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 改革会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 改革会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 会議には、総務部人事課長、総務部財政課長、総務部財政課財産活用政策室長及び未来創造部デジタル行政推進局デジタル行政推進課長が出席するものとする。

- 2 改革会議は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 改革会議の庶務は、未来創造部政策デザイン課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、改革会議の運営に関し必要な事項は、委員長が改革会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

○附属機関の会議の公開等に関する要綱

平成18年2月13日告示第7号

改正

平成25年10月1日告示第172号

平成31年3月1日告示第43号

附属機関の会議の公開等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長浜市情報公開条例（平成18年長浜市条例第17号）第27条に定める附属機関の会議の公開の運用について必要な事項を定めるものとする。

(公開又は非公開の決定)

第2条 附属機関の会議は、長浜市情報公開条例第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる場合及び会議を公開することにより公正かつ円滑な議事の運営及び審議に支障が生じると認められる場合を除いて公開するものとし、会議の公開又は非公開の決定は、当該附属機関の長がその会議に諮って行うものとする。

2 附属機関の長は、会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

(会議の開催の周知)

第3条 附属機関は、公開の会議を開催する場合、次の事項を記載した会議開催案内を作成し、適切な方法により周知するものとする。ただし、会議を緊急に開催する場合は、この限りでない。

- (1) 附属機関の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題（会議の一部を非公開とする場合は、非公開とする議題及び理由を含む。）
- (5) 傍聴者の定員
- (6) 傍聴の手続
- (7) 問い合わせ先

(公開の方法等)

第4条 附属機関の会議の公開は、会議の傍聴及び会議結果の閲覧により公開する。

2 附属機関の会議の傍聴は、傍聴を希望する者に、当該附属機関の長が当該会議の傍聴を認めることにより行う。

3 公開する会議においては、次の事項について留意するものとする。

- (1) 傍聴を認める定員をあらかじめ定めることとし、会場に一定の傍聴席を設ける。この場合において、傍聴を希望する者が定員を超えたときは、先着順により傍聴を認める者を決定する。
- (2) 会議が円滑に運営されるよう、あらかじめ傍聴に係る遵守事項を定めるとともに、傍聴を認めた者に周知し、会場の秩序の維持に努めることとする。

4 公開した会議の結果については、議事録又は会議概要を作成し、会議資料とともに適切な方法により閲覧に供するものとする。

(非公開会議の会議概要の公開)

第5条 非公開とした会議については、会議終了後、公開した会議に準じて、可能な範囲で開催状況を周知し、会議概要等の公表に努めるものとする。

(懇談会等の会議の公開)

第6条 有識者、市民等から意見を聴取し、市政に反映することを主な目的として開催する懇談会、懇話会、研究会その他の要領により開催する会合（本市職員のみで構成するもの、関係行政機関若しくは関係団体との連絡調整を主な目的とするもの又は実行委員会その他のイベント等を実施するために組織するものを除く。）における会議の公開は、第2条から前条までの規定を準用する。この場合において、第2条第2項及び第4条第2項中「附属機関の長」とあるのは、「会合を所管する課の長」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年2月13日から施行する。

附 則（平成25年10月1日告示第172号）

この要綱は、平成25年10月 1 日から施行する。（後略）

附 則（平成31年 3 月 1 日告示第43号）

この要綱は、平成31年 4 月 1 日から施行する。